

衆議院 第百五十六回国会 財務金融委員会 議 録 第二十五号

平成十五年七月四日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 小坂 憲次君

理事 金子 一義君

理事 砂田 圭佑君

理事 生方 幸夫君

理事 上田 勇君

理事 上川 陽子君

理事 小泉 龍司君

理事 田中 和徳君

理事 竹本 直一君

理事 中村正三郎君

理事 萩山 教嚴君

理事 増原 義剛君

理事 山本 幸三君

理事 井上 和雄君

理事 加藤 公一君

理事 佐藤 観樹君

理事 中津川博郷君

理事 平岡 秀夫君

理事 遠藤 和良君

理事 達増 拓也君

理事 吉井 英勝君

理事 植田 至紀君

七条 明君

林田 彪君

松本 剛明君

中塚 一宏君

倉田 雅年君

坂本 剛二君

竹下 巨君

谷畑 孝君

永岡 洋治君

林 省之介君

山本 明彦君

五十嵐文彦君

上田 清司君

小泉 俊明君

仙谷 由人君

永田 寿康君

石井 啓一君

東 祥三君

佐々木憲昭君

阿部 知子君

江崎洋一郎君

熊代 昭彦君

上田 勇君

江崎洋一郎君

竹中 平蔵君

伊藤 達也君

谷口 隆義君

田中 和徳君

宮崎 礼壹君

政府参考人
(金融庁総務企画局長) 藤原 隆君

政府参考人
(金融庁証券取引等監視委員会事務局長) 新原 芳明君

政府参考人
(法務省大臣官房司法法制部長) 寺田 逸郎君

参考人
(銀行等保有株式取得機構理事長) 三木 繁光君

参考人
(日本銀行総裁) 福井 俊彦君

参考人
(預金保険機構理事長) 松田 昇君

参考人
(財務金融委員会専門員) 白須 光美君

委員の異動
七月四日

補欠選任
坂本 剛二君

補欠選任
谷畑 孝君

補欠選任
加藤 公一君

補欠選任
東 祥三君

補欠選任
坂本 剛二君

補欠選任
秀夫君

補欠選任
達増 拓也君

補欠選任
日野 市朗君

補欠選任
平岡 秀夫君

補欠選任
同日

めの新たな立法措置に関する意見書(秋田県森吉町議会)(第七六三九号)

出資法の上限金利の引き下げに関する意見書(群馬県下仁田町議会)(第七六四〇号)

出資法の上限金利の引き下げに関する意見書(群馬県南牧村議会)(第七六四一号)

消費税の免税点制度などを維持し、外形標準課税を導入しないことに関する意見書(鳥取県淀江町議会)(第七六四二号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(宮城県柴田町議会)(第七六四三号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(福島県いわき市議会)(第七六四四号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(茨城県美浦村議会)(第七六四五号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(埼玉県入間市議会)(第七六四六号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(埼玉県宮町議会)(第七六四七号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(埼玉県杉戸町議会)(第七六四八号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(新潟県五泉市議会)(第七六四九号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(長野県浅科村議会)(第七六五〇号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(長野県北御牧村議会)(第七六五一号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(岐阜県姪川村議会)(第七六五二号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(広島県熊野町議会)(第七六五三三号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(山口県豊浦町議会)(第七六五四号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(大分県臼杵市議会)(第七六五五号)

金融アセスメント法の制定に関する意見書(静岡県清水町議会)(第八一二七号)

金融アセスメント法の制定に関する意見書(静岡県吉田町議会)(第八一二八号)

金融環境の改善及び金融アセスメント法の制定に関する意見書(沖縄県金武町議会)(第八一九号)

生命保険の利率引き下げ撤回に関する意見書(北海道静内町議会)(第八二二〇号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(北海道伊達市議会)(第八二二二号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(北海道倶知安町議会)(第八二二三号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(北海道岩内町議会)(第八二二四号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(埼玉県鶴ヶ島市議会)(第八二二五号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(東京都新宿区議会)(第八二二六号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(東京都東久留米市議会)(第八二二七号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(福岡県粕屋町議会)(第八二二八号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(福岡県粕屋町議会)(第八二二九号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(福岡県粕屋町議会)(第八二三〇号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(福岡県粕屋町議会)(第八二三一号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(福岡県粕屋町議会)(第八二三二号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(福岡県粕屋町議会)(第八二三三号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(福岡県粕屋町議会)(第八二三四号)

ヤミ金融対策の強化に関する意見書(福岡県粕屋町議会)(第八二三五号)

本日

の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外三名提出、衆法第一八号)

○小坂委員長 これより会議を開きます。

熊代昭彦君外三名提出、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として銀行等保有株式取得機構理事長三木繁光君、日本銀行総裁福井俊彦君、預金保険機構理事長松田昇君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として金融庁総務企画局長藤原隆君、金融庁証券取引等監視委員会事務局長新原芳明君、内閣法制局第一部長宮崎礼壹君、法務省大臣官房司法法制部長寺田逸郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小坂委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小泉俊明君。

○小泉(俊)委員 民主党の小泉俊明でございます。

今、土日になりますと、私、地元に戻りまして、ハンドマイクを肩に担ぎながら、一日大体三時間、住宅街を回っております。そうしますと、国民の痛みがここに来るところまで来たのかなというところを実感させられることがたびたびあります。まず、今まではなかったことでありますが、新興住宅街のきれいな新築の二階の窓をあけて、二十代の主婦が、生活の不安のない世の中にくだささいと大声で私に向かってしゃべったり、また、五十歳の主婦の方が、配偶者特別控除の廃止等に絡みまして、私たちに働きかけようというところがない、政府は私たちを殺すつもりなのかと。普通の新興住宅街の主婦が真剣にそういう話を私たちに向かってするようになってまいりました。

また、大臣含め先生方は大抵車でお帰りになられているから余り実感が無いと思うんですが、

私、今、茨城県の取手から常磐線と千代田線を使って通っているわけですが、また、実は飛び込み自殺によりましてストップするということが大変ふえてまいりました。この前、ある新人の電車の運転手さんに会いましたら、一日に三回も人をひいてしまったと、ノイローゼになるような状況だそうであります。

また、たびたび私はこの委員会で大臣たちにも質問してはいますけれども、年間、今三万人自殺して死んでいるわけです。実数はその約三倍の十万人と言われているわけです。そして、経済的理由が今ついに過去最高になってまいりました。特に、経済に直結するこの委員会では、私は、国民の命に直結する大変重要な委員会であると思いますので、真剣に質問いたしますので、真剣にお答えいただけますよう、まずお願いを申し上げます。おおよそ政策論というものは、当然のことです。そして原因の分析をして対策論を立てるというのが基本であります。ですから、何よりも現状をまず正確に把握するのが大前提であります。

私は、この三年間、大蔵委員会と財務金融委員会、ずっと続けて在籍しまして、実は十一時間か十二時間質問して、わかりましたことが、前の宮澤大臣そして柳澤大臣、現在塩川大臣、竹中大臣そしてまた政策担当しております官僚の方々もどうも現状認識が経済界や国民と大きくずれている。危機を危機と感じない、ここに最大の日本の危機があるのかなというのを、私はこの委員会で実感をしているところであります。

きょう、株式取得機構の問題でございますが、今、国会以外、実際に企業経営されている方とか民間企業でお勤めの方、だれとお話ししても言われるのが、何となく株の低迷と土地の下落です。これを何とかしない限り日本経済の再生はないというのが、国会、霞が関を一步外に出れば、だれもが今言っている話なんです。

そこで、まず、今回、株でございますので、もう一度基本的な認識からお尋ねいたしますが、株

価の日本経済や金融システムに与える影響や重要性について、これをどうお考えかということ、竹中大臣と福井日銀総裁にその基本的認識をもう一度お尋ねいたします。

○竹中大臣 株価が日本経済に与える影響いかんということでございますが、これは非常に多様な影響があるというふうに考えております。株価そのものは、日本経済の将来に対するいわば期待の反映、期待を映す鏡のような性格を持っておりますので、もちろん、これは日々には非常に複雑な要因で変動はいたしますけれども、

そういたしますと、まず基本的なところで、将来に対する人々の期待、心理、そういうものに大変大きな影響を与えようと思っております。株価がどんどん上昇していくような局面であれば、国民も企業も将来に対して何らかの明るい展望が持てるんですが、逆のときは大変マイナスの心理的影響を持ってしまう、そこがやはり株価がもたらす非常に大きな影響であると思っております。

しかし、同時に、それは実体的な影響もあわせて持っております。株価によって、それがいわゆる資産効果を通じて、消費にも投資にも影響を与える。さらに最近では、株が、非常に複雑な財務の構造を通じて、典型的には銀行や生保であります。企業にも影響を与える。その財務運営を通じた影響もやはり非常に大きい。そうした三つの大きなルートを通じて、これは極めて大きな影響をもたらすものであるというふうに認識をしております。

○福井参考人 ただいま大臣からお答えがございましたとおり、株価は経済の実態を映す鏡、かつまた、株価の変動は経済に逆に大きな影響を及ぼすということでございますが、金融政策の立場からは、株価の変動リスクというものが金融機関の経営に大変大きな影響を与える。不良債権問題という大きな課題を抱えている金融機関にさらに上乗せとして悪い影響が及ぶ要素があり、これは結局、金融システムの安定、ひいては日本経済全体

の基盤にかかわる問題である、かつまた、金融政策の効果浸透という点から見ても非常に重要な問題である、こういうふうな受けとめております。

○小泉(俊)委員 今お答えいただきましたように、何よりも株価は銀行、生損保、金融機関の経営をまず直撃いたしますね。

この前発表されました決算を見ますと、大手銀行の七グループで、昨年、何と四兆六千億円の最終赤字であります。これは一千八百三十九社の最終赤字であります。二兆八千億をはるかに大きく上回ります。

実は、最終赤字の中身をもう少し詳しく検討してみますと、株価の下落が三兆一千億円の特別損失であります。また、土地の下落が五兆六千億の特別損失、計八兆七千億の損失が出ておりまして、業務純益は四兆一千億あるんですが、これが株と土地の下落によってぶっ飛んでしまっている。これは極めて、生損保も含めて、まさにゆゆしき影響を与えているわけでありまして。

またもう一つ、今金融機関の間接金融が実態は世の中で何と言われているかというと、仮死状態と言われております。これは、ほとんど銀行が貸し出しよりも国債を買っているわけですね。ですから、中小企業に対する九九年、三百兆円あった貸し出しが、二〇〇二年には二百二十兆円まで下がった。その一方で、銀行が国債を幾ら買っているかといいますと、九九年、三十兆円だったのが、二〇〇二年で八十一兆円も買っているわけなんです。

間接金融が仮死状態にある中で、直接金融市場までだめとなると、日本経済が壊死してしまいう。これはゆゆしき、本当に大変な重要性を持つのが株価だという認識でございます。

そんな中で、この二カ月間、昨日、終値で九千六百二十四円、四月二十八日につけましたバブル後の最安値であります七千六百七十円から、約二六％株価が上昇したわけでありまして。大変いいことでありますが、この株価の上昇の評価、そしてまた、原因の分析を竹中大臣と日銀総裁にお伺いいたします。

○竹中国務大臣 御指摘のとおり、四月末に比べますと、株価は二十数%高いところにある。取引高も拡大している。これ自体はやはり歓迎されることであるというふうに思います。

しかし、その要因は何か、インパクトはいかなるものか。これはなかなか一概には申し上げられないものが多いと思います。

まず、その要因に関しては、これは日々、非常に多くの要因で変動いたしますので、我々としてなかなかコメントは難しいものがございます。ただ、我々としては、将来に向かって日本の経済が構造改革を通して自律的な成長を遂げていく、そういう道筋を示すことによって、そうした期待が株価に反映されるように努力をしているところでございます。

一方で、株が二十数%上がったとして、それが実体経済に及ぼすインパクト、これは先ほど申し述べさせていただきましたけれども、資産効果を通して消費や投資にそれなりのインパクトはあるというふうに思っております。

しかし、我々として重要なのは、短期には株価は非常に大きく変動いたしますし、いわゆる均衡価格から離れて動くこともあり得る、そうした株価の特性を踏まえながら、中長期的に株価が継続して上昇しているような状況、そうした経済環境をつくるべく構造改革を進めることであるというふうに思っております。

○福井参考人 株価の動向を正確に分析し尽くすことは大変難しいのですけれども、少なくとも、最近の九千円台後半まで上がっているこの動きは、やはりある程度経済の先行きのいい方向を示唆しているというふうに私は考えています。バックグラウンド、背景といたしましては、世界的には、もちろんイラク戦争の終結とかSARSの感染症もピークアウトしたとか、そういうようなことがありまして、海外経済をめぐる不確定要因というのが少し後退している。それから、国内的に見ますと、りそな銀行の問題などもこれまでのところ平穩に推移していることがあり

まして、金融システムをめぐる不安感が幾らか後退している。そして、実体経済につきましては、つい最近の短観の結果などを見ましても、市場から見て好感される材料が幾らか含まれていた。こういうことが指摘できるというふうに考えております。

○小泉 俊 委員 国際的な要因というのも、金余りというのがあると思うんですが、もう少しマクロでできつつと投資主体別売買動向を見ると、上昇の原因は明らかですね。竹中大臣はお答えになりましたけれども、これは外人買いですよ。個人も法人も、五月、六月全部売り越しなんです。信託銀行も、外人だけが、五月、八千六百六十八億

円、六月、九千七百億円の買い越しであります。ことしの年初から見ますと、何と二兆八百九十億円の買い越しで、この半年だけで、平成十四年の外人の年間買い越しの三倍近く買い越ししているわけですね。こういうのははっきりこの委員会でお答えいただいているのじゃないかと私は思います。すし、本当に、これ以外にないんですね、この二

カ月で上がった原因というのは、こういう原因を直視したときに、民間研究所によりまして、平均株価八千八百四十九円で主要行の含み損がなくなると言われて、非常にいいことであります。問題は、この持続性です。この見通しについて、竹中大臣、日銀総裁、この背景を踏まえてお答えいただけますか。どういう見通しをお持ちかを、難しいかも知れませんが、お答えいただけますでしょうか。

○竹中国務大臣 株価の見通しそのものを申し上げるのは大変難しいというのには御理解願えるというふうに思いますが、我々としても、こうした動きを持続的に拡大できるような環境はつくらないければいけない立場にございます。そうした意味でいいますと、投資主体別の売買動向については、これは委員御指摘のとおりでございます。実態的に以前から全体の取引の半分を外国人が占めている、そういう構造を持っているマーケットでございますので、その動きが非

常に大きな影響を与えている。

先ほどの答弁と若干ダブりますが、我々としてはとにかく、我々の政策目標としまして、さらに日本の将来経済に対して期待を高めていただけるような環境をつくっていかねばいけない。それには、やはり一にも二にも構造改革であるというふうに思っております。

特に、今債券投資、債券市場から株式市場に世界的に資金が流れている。この資金の流れ方によつては、今度は債券相場にも影響があるという非常に微妙なバランスの上に我々は今立っているわけでありまして、そうした点も踏まえて、しっかりと経済のかじ取りをしていくことが、持続的な株価の上昇を実現する基本であると思っております。

○福井参考人 先週末、国際決済銀行の一連の国際会議に出席してまいりましたけれども、そのとき、各国中央銀行総裁がそれぞれの国の経済を見る目、世界経済を見る目、かなり一致した点がございまして、やはり株価が各国とも急速に上昇している、それはいいことだ、株式市場の活況を大いに実体経済に引き寄せながら経済もよくしたい。

現状は、どこの国も、企業のコンフィデンスが株式市場の活気ほど高まっていない、いまいち自信のないところがある。その理由を全面的に説明することは難しいけれども、各国の政策の効果が相乗的に出るようにさらに努力をしなければいけない、このいい機会を経済の好循環につなげなければいけない。こういうふうな点で、共通の認識があったようでございます。

○小泉 俊 委員 今お答えいただいたわけですが、私は、この先行き、全く楽観視はできない状況にある。これは外人買いが、年初からの二兆円というのが今回の株価の押し上げの最大の原因でありますので、非常にアメリカ経済とアメリカの株価とか米欧の株価に、まさにこれは神風みたいなものでありまして、神頼みに近いのですけれども、逃げ足も早いのですから。

また、今回改正で二年の延長というのが出ていますけれども、本来であれば、来年九月までの持ち合い解消や代行返上、生損保の売却というのが大体八兆円今でもまだあるんじゃないか、売り圧力が八兆から十兆あるんじゃないかと言われる方もいます。

具体的に見てみますと、銀行と生損保が平成十年からこの五年間だけでも毎年年間二兆円から三兆円一貫して売り越しているわけです。平成十三年が二兆九千四百億円で、平成十四年が二兆一千二百億円で、ことしはこの半年間だけで銀行、生損保は一兆七千億円で売り越しているわけです。これは当然、持ち合い解消と保有制限をしているわけですから、ますます加速することが予想されますし、また、厚生年金を取り扱います信託銀行、ここが唯一ここ七年間毎年二兆円から五兆円買い越してきたわけでありまして、ことしの年初から六月まで一貫して全部ずっと売り込んでいまして、合計で年初から八千七百五十三億円の売り越しであります。

また、一番最大の、本当は株を持っていたきたいのは個人なんですけれども、個人金融資産の最近の発表によりますと、株式が占める金額が四十八兆九千億円で、前年比何と二五%も個人の株式保有が減ってきている。さらに、売買動向を個人について見てみますと、これは平成元年から十五年間ありますけれども、平成二年を除いて十四年全部個人は売り越しです。ことしも、株価が上がってきているにもかかわらず、ことし五月、二千三百億円で、六月が二千九百億円の売り越しであります。年初から見ても、個人はこの半年で三千五百億円で、昨年一年間の売り越し額に匹敵する売り越しになっているわけでありまして、これは当然、株価が上がって、きのうも九千九百円つけてからまた下がって、三十四円高ぐらいで終わってしまったわけでありまして、私、せっかく上がったきた株価でありまして、大事にしなければならぬということ、こういうときこそ、安心をしないで、より積極的

な、前向きな政策をとっていかねければ、日銀総裁おっしゃったように実体経済まで波及してこないんじゃないかという感じがしております。
あと、今回の改正案についてちょっと聞きますが、これは株式取得機構の幾つかの要件を今回緩和したわけでありまして、その中で、幾つかあるわけですが、特に、株式取得機構の八割の拠出金を今回の法改正で要件から外しました理由を提案者にお伺いいたします。

○江崎議員 お答え申し上げます。

委員既に御承知のとおり、保有機構そのものが発足して約一年たつわけでございますが、いまだ買い取り価額が二千二百億円にとどまっております中で、その背景が、この機構、八割があるために、BIS規制に対応して銀行が株式を売却したことにならないということがありましたので、このために、特にこの八割というものを外したというわけでございます。

また、今回、機構の存続期間を十年間に延長したのは、保有した株式を円滑に消化するという意味において延長した、そういうポイントが入っております。

○小泉(俊)委員 今江崎先生からお答えいただいたんですが、一年四月月たつのに二兆円の枠の二千二百億円弱しか買っていないわけです。これは明らかに、要件が厳格過ぎて使えないのが最大の原因だと思えます。

実際に機構が買い始めた平成十四年、銀行は一兆三千億円弱売り込んでいます。ことし、十五年の半期で六千六百五十億円も売り越して、何と計二兆円です。これは最大の売り手であります。

私は、これこそが、昨年からことし四月にかけての株価下落の最大の原因だと思っております。ですが、これは何しろ、三十年かかってできた持ち合い構造を今大きく変えようとしているわけですから、株式保有制限等やりながら、それで、そのための株価の急激な下落、まさに激変緩和のためのセーフティネットなわけです、今回のこの株式取得機構というのは、しかし、効果のないもので

あるならば、幾ら制度をつくっても絵にかいたもちでありますので、何で、竹中大臣、最初からこういう使えないのを予想されるような八割のルールというものを要件とされたんでしょうか。
○竹中国務大臣 そもそも閣法で提出させていただきましてときに、さまざまな御議論をいただいたというふうに聞いております。

この機構による株式の買い取りを行うに当たっては、いわば損失が生じた場合の補てん財源として、その八割を売却時拠出、納付する。これは、言うまでもありませんが、万が一にも国民負担につながるようなことになった場合に、その国民負担を極力抑えなければいけない、そういう観点からのその当時の法律の組み立てであったというふうに認識をしております。しかし、現実問題として、なかなか使い勝手が悪いということは事実だったかと思えます。

そうした観点を踏まえて、大所高所から、今回、議員提案としてこのような御審議をいただいているというふうに認識をしております。

○小泉(俊)委員 実は、今言いましたように、銀行が約二兆円売り込みまして、そのセーフティネットが全然機能していません。この結果、昨年からのことしにかけて、株式市場で、百兆円とか百五十兆円とも言われている国民金融資産の喪失が起きているわけです。

それで、平成十四年、何が起きたかといえますと、先ほども言いましたが、自殺者三万です。倒産がついに二万社です。実は、家族まで入れると、倒産による被害者八十八万人と言われているわけです。また、失業は三百五十万をどんどんふえていくような状態になりました。昨年一年間で、個人破産が何と二十一万五千件、前年比三〇%もふえているんです。もう一つ重大な問題は、最近、毎日テレビを見ていると出ていますけれども、犯罪の増加であります。何と、昨年一年で、認知されている刑法犯だけでも二百八十五万件です。これは何と、前年比四〇%増なんです。この結果を見ますと、私は、小泉内閣の最大の

成果は、景気の悪化と犯罪の増加です。治安を悪化させたことが小泉内閣の最大の成果じゃないかと、この数字を見ると思わざるを得ないんです。

それで、先ほど、一番最初に私は申し上げましたが、この委員会というのは、経済、資金を扱う委員会でございますが、実は国民の命にすべて直結しているんですね。ですから、今答えられたような形式的な答弁で、これだけの死屍累々という状況を生み出している一つの大きな原因に、私はこの株価の下落というのは極めて大きく原因となつていて、思っているわけでありまして、もう少し、当初から、仕組みをつくるのであれば、これは賛否両論あります。ただ、つくった以上は使えるものをきちっとつくる。それが国民の命に直結するわけですから、そういった意味をしっかりと認識して、今後やっていただきたいと思えます。

次に、日銀総裁にお伺いいたしますが、日銀の銀行株式の買い入れでありますけれども、平成十四年十二月十日から現在までに、累積で日銀の方は一兆五千億弱購入しているわけでありまして。しかし、これは当然、要件がありまして、ティア1以上でなければいけないということとか、個別行の買い取り額の制限があるわけです。

それで、これはいろいろ、実は実務家の銀行経営者の方のお話を聞いていますと、日銀の買い取りの枠は三兆円あるんだけど、実際にこれは機能するの、空枠になる可能性が極めて高い。せっかく二兆円の枠から三兆円にふやしたけれども、ティア1を超える銀行、そしてなおかつ個別行の買い取り額の制限があるために、大体これを利用できるのが二行ぐらいいしもうないんじゃないかという話も伺うわけでありまして。

日銀総裁、この点につきまして、空枠になる危険性というのはいないでしょうか。お答えいただけますか。

○福井参考人 日本銀行の金融機関保有株式の買い入れというのは、昨年の秋以降、今日に至りま

す間の、一つの緊急避難の対応、この間の株式市場の下落、そして金融機関経営に及ぼす影響というところを考えた上で、少なくとも、金融機関が強制的に株式の売却を強いられられているティア1を超える部分について、この部分については日本銀行は身を挺してでもショックを吸収しよう、こういう趣旨のものでございます。

かつまた、この三月の時点では、イラクとの戦争が始まり、不確定要因が一層増えたという状況のもとで、株式売却の状況を改めて点検いたしますと、その時点で、銀行のティア1を超える株式保有額が二兆円ちょっと上回っていた、ところが、日本銀行の方の買い入れの残枠が一兆円弱であったということで、そこで一兆円追加したわけでありまして。

つまり、最大限、日本銀行は、ティア1を超える部分は全部吸収し得るところまで枠を広げて待ち受けたということでございますが、その後の状況を見ておきますと、日本銀行への売却だけではなくて、市中への売却もある程度進んでいるというふうなことでございますので、最終的に日本銀行の枠が残るということは全く問題ない、私も、最大限の枠を用意したのであって、その中で目的が達成されればそれでよしというふうに考えております。

○小泉(俊)委員 これは前回も、四月十八日の質問のときにも私は、中央銀行が株を買うというのは世界市場初めての話であります。法律上も、日銀法四十三条一項ただし書きを見ましても、これは無理無理なんです。しかし、例外といえども、やむにやまれぬ緊急事態でできた制度でありますので、極力日銀も、この辺は、今回法改正で要件緩和が出ているわけで、使えないという意味がないんですね。枠がある以上は、しっかりとその枠をお使いいただきたいということをお願い申し上げます。

また、四月十八日の質問で、私、前も、昭和三十九年、山一の日銀特融のときにできました日本共同証券株式会社についてお尋ねしたのでありま

すが、その後、何と、五月に入りましたら、相沢元金融担当大臣も私と同じことを、これは新聞紙上で私も読ませていただきました。

前回の生保の下げも、選択肢を広げるというただ一つの答弁で実はあいつた徳政令みたいなことをやったわけでありまして、今後の株価のいろいろな動向によっては、選択肢を広げる意味でも、そういったものも十分に検討の余地があるということをやまず御指摘させていただきたいと思

います。ちよつと時間がなくなりましたので先へ急ぎますけれども、何しろ、金融システムの安定化と日本経済の再生のためには、株式市場の活性化というのには絶対に不可欠なわけでありまして、それで、最終的には、いつも申し上げていますが、個人と年金とか、リスクを長期にとれるところにいかに市場参入してもらうかというのが一つのポイントだと思ひます。その意味で、まず、個人株主につきましては、私は前回も言いましたが、配当課税並びに株式譲渡益課税というのは思い切つてゼロにするのも考えていいということも御指摘します。

時間がありませんので、次の質問に移りますが、個人を株式市場にいかに入参させるかということでありまして、今の状態の中では、これはなかなか、先ほどもお話ししましたが、二五％も昨年から保有が減っているわけですね。その中で、いろいろな考え得る限りの知恵を出すべきじゃないかと私は思っております。

その中で、これは一つの御提案でございまして、無利子国債です。元本の保証で個人向けに無利子国債を発行して、その資金で、ETFでもいいんですが、日経平均に連動するような株式を買っていく、それで、十年たつたら株式に転換できるような、制度としてまだありませんけれども、転換国債というような、そういった制度を新しく考へて、直接株式市場に入参するのは難しいかもわからないけれども、一たん元本保証の国債というふうな形をとりながら、最終的には株式市

場に個人が参入していくようなシステムも、私は理論的には考え得ると思うのであります。一つの私案でありますけれども、竹中大臣、こういったものについて積極的に取り組むような、知恵を絞られるということのお考えはありませんか。

○竹中大臣 個人の豊かな貯蓄資金を証券市場、株式市場に誘導するというのは、我々にとつては本当に重要な課題だと思つております。その点で、とにかく考え得る限りの知恵を出せという委員の御指摘、私も全くそのとおりだと思つております。

委員のおっしゃる転換国債のスキーム、私はちよつと別の観点から転換国債を考えてもいいのではないかとような御議論は以前させていだいたことがあります。貯蓄から投資へという流れの中で、どのようなスキームなのか、ちよつとお話を伺う限りはなかなか理解できない面もあります。また勉強はさせていただきたいと思ひますが、これはあらゆることを考えなければいけないというふうには私は思つております。

税制も、いろいろまた御不満あるかもしれません。が、一律一〇％になったというのは、やはり過去の証券税制に比べると、これは画期的な変化であつたというふうには私は思つております。それを周知徹底させるための集中強化月間のようなものを設けたらどうか、関係者でそのための戦略チーム、戦略会議をつくつたらどうか、いろいろなことは今やっておりますので、委員がおっしゃるような考え方も含めて、ぜひ多様な知恵を結集して、何とか目的を達したいと思つております。

○小泉俊委員 時間がなくなりましたので終わりますが、最初に申し上げましたように、実は、この委員会の一つの要件とか、ここで議論している理論的な感じがしますけれども、それが実体経済に物づく波及をしまして、現実には人の生き死にを左右するという極めて重要性を持つものでありますので、今後とも、そういった意味で、

やる時には積極果敢にぜひとも進めていただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○小坂委員長 次に、五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 民主党の五十嵐文彦でございます。

福井日本銀行総裁それから三木保有機構理事長には、お出ましをいただきまして本当にありがとうございます。

今、同僚議員の質問の中にもありましたが、本来、このシステムは、株式保有制限を法律をもって課す、それに対するショックが生じるその代償、そしてマーケットでの売却の補完としてこうしたものをやるんだ、これが基本であり、その際には国民の負担を最終的に最小化することを原則とするんだ、こういうスキームでもとの案がつくられた。また、日銀による株式買い取りも、今、日銀総裁の御答弁がありましたけれども、そのような原則があるんだということを確認させていただいてよろしくございましょうか。日銀と三木さんにお伺いをしたいと思います。

○福井参考人 大きくは、日本の市場経済が変換を遂げていく過程で、株式の持ち合い構造というもののが急速に変わりつつある、かつまた、金融につきましては、金融機関の保有株式が将来の金融の姿としては大き過ぎるから、これを強制的に売却を求めていく、こういう大きなバックグラウンドがあつて、それが市場に及ぼすショックが大き過ぎないようというところで対応した措置ということ、委員御指摘のとおりでございます。

○三木参考人 株式取得機構の理事長の三木でございます。

先生御指摘のとおりだと存じます。銀行にとりまして、株式の経営に与える影響は非常に大きい、しかしこれを、解け合わなければならないという際に、日本銀行さんの方と株式取得機構双方で、これをセーフティーネットという形で、国民の負担のないようにということを念頭に置きながらできたものというふうに認識しております。

○五十嵐委員 今御確認をいただきましたように、要するに、金融システム全体から株式の価格変動リスクを遮断するというのが目的であつて、個々の銀行を助けるのが目的ではないわけですね。市場で売れるものなら市場に売っていただいた方がいいわけでございます。

平成十三年十月三十一日の財務金融委員会、当委員会での原口金融庁総務企画局長の私の答弁ですが、保有制限に係る株式量は平成十三年三月三十一日の基準日で約一兆円でありまして、それまでの銀行による市場での年平均売却量は二、三兆円でありまして、保有制限が課せられる平成十六年九月三十日まで三、五年あります、三、五年の間に、私が逆算しますと、三、五掛けの二、五七兆円なんです、約九兆円は市場で円滑に売れていくであります、したがって、残りは一兆円マイナスイタ、残り二兆円が政府保証の枠なんですという説明をいただいているわけであり

ます。ところがその後、日本銀行が、今福井総裁のお話があつたように、買い取り枠を設けて買い取れるようにしたということ。しかもそれは、当初二兆円、やがて三兆円という大きな枠で、もともと、九兆円はあと三、五年の間で市場で円滑に売れるはずだ、残り二兆円を政府保証で機構で売ってもらふんだと言つていたのが、一方で日銀が三兆円の枠をつくつたわけですね。かつ、その保有制限の施行日は、バーゼル会議の動向がありまして確定はしていなかったんですが、結果的には二年延びて平成十八年の九月三十日になったわけ

です。そうすると、今までの理屈からいいますと、二、五七兆円ずつだった市場で円滑に売れるはずだというんですから、二年延びたら五兆円の新たな余裕ができるわけで、実はこの機構も日銀の買い取りも必要ないというの、これまでの論理構成、国民負担の最小化原則ということ、法規制によるショックの吸収、これがこのスキームの大もとだ、設計図だということであれば、これは

その設計図から大きく離れてしまうことになるんですね。

いわば、大小屋をつくるので、それぐらいしかお金かかりませんから許してくださいと言ったのが、設計変更、設計変更で、気がついてみたら天守閣つきのお城ができていたというようなものです。これは、私も、おかしいではありませんかと言わざるを得ないんですが、この原口総務企画局長の答弁は間違いであつたんですか。竹中大臣に伺いたいと思います。

○竹中大臣 委員御指摘のように、平成十三年の十月三十一日の当委員会、当時の原口総務企画局長が数値、例を挙げて答弁をされたということを私も承知しております。

そのときの想定された市場での売却状況、その時点での市場の売却状況で、一種の市場の中での吸収力のようなものを想定されて、その残余としてこのぐらゐの資金が必要であるというふうな御答弁をさせていただいたというふうに承知しております。

残念ながら、その後の市場の需給バランスの非常に厳しい変化の中で、市場でのいわゆる吸収力が、当初想定されたよりも非常に小さいということが想定されてきた。そうした中で株価全体が下がってきたという状況の中で、今般、大所高所から議員提案で、今回のような御審議をいただいているというふうに考えております。

また、その後の状況にあわせて、日本銀行におかれても、独自の判断として、今あるような措置を御準備されたというふうに思います。

○五十嵐委員 市場での吸収力が急に小さくなったというのは、それは納得できないですね。

実際に、十五年三月三十一日現在、直近ですけれども、現在のティア1超過額は三・五兆円に大幅に減少しているんですね。

一方で、下がり相場ときは、市場で売るより得なものをつくっておいて、市場で、それはだから吸収力が減ったからなんだというのは、一種の詭弁じゃないですか。そんなことはないでしょ

う。それは得な方に流れるのに決まっているんですからね。

しかも、さんざん今まで、私は過去の売却益、見てきていますよ。これはずっと、平成二年から十三年度までの売却益、売却損、株式等償却額等、見ていますけれども、かなりの益出しをして、ある意味では、これで不良債権の償却をやってきているんですよ。ずっと、かなりの額の益が出ているんですよ。もうかる株はもう売り尽くして、そろそろぼろ株しか残っていないから、損をこの機構や日銀に押しつけようというのは、これは本来の趣旨とは違って、虫がよ過ぎる話なんです。

本来、さっき申し上げました、金融システム全体のショックを吸収する、そういうものから、銀行の損得を単に考えるものに変質してしまっているということなんです。保有制限は、十八年の九月三十日までまだ依然として三・五年あるわけですから、年一兆円ずつの売却で十分償却できるんですよ、三・五兆円のティア1以上ということ

は。ということは、年ペースにすると、これまでの実績の半分以下でいいわけですから、そんなに公的サポートが必要だとは思えないわけですね。今までの議論の中で、この機構の意義あるいは日銀が買い取る意義は大きくなっているとは思えないということが証明されたと思うんです。このところ論理的な展開力が、竹中さんらしくない答弁が「りそな」と生保の問題で続いているんですけども、ここは大事な話ですから、論理的な筋道を立てて御答弁をいただきたいと私は思うんですが、今のやりとりを聞かれていていかでしようか。まず理事長にお伺いしたいと思います。

○三木参考人 お答え申し上げます。

ただいまのお話でございすけれども、大臣お答えになりましたことのほかに、やはり株式を銀行が売らせていただく場合に、お客様の納得というものがあつたわけでございますけれども、取引先が市場で売却するというにつきましては非常

に消極的だという例が多々ございます。特に、今まで市場が非常に低迷しておりましたので、そういうことが多々ございました。そういうところにつきましては、取引先の株を売るに売れないという状況もございまして、そういう意味で、この機構の活用之余地は非常に大きいと思っております。

それから、先生のお話の中で、いい株は前に売ってしまった、ぼろ株について持ち込んでいゐるんではないかというお話がございました。それは、全くそういうことはございせん、私どもの買い取り機構ではちゃんと基準を決めております。格付等、客観的な基準に沿ったもののみ買い取る、こういうことになっておりますので、株式については、信用のある先について買い取っているということでございます。

ここへ来て株価が少し持ち直してまいりました、私ももともととしておりますけれども、これを壊さないようにということで、ぜひ、この機構のさらなる改善を進めていただきたいと思っております。

以上でございます。

○五十嵐委員 反論はありますけれども、先に日銀総裁の方から、日銀の買い取りの需要は現在増しているのか、ここまで来たらそれほどでもないのか、御認識を伺いたいと思います。

○福井参考人 株式市場の局面によりまして、銀行からの売却の申し入れというものによりまして、銀行がございす。

三月から四月にかけてまして、かなり多額の売却がございました。現在は、その調子が少し落ちていゐるというふうな状況でございます。全くなくなっているわけではございません。

○五十嵐委員 いや、私が申し上げたのは、バーゼルの株式保有制限が延びて、残りがティア1以上三・五兆円しかありません。その中で、市場で円滑に償却できる余地がふえていゐるわけですから、日銀が法の網の目をくぐって無理やり買うようなことを続けなくてもいいじゃないですか、

こういうことなんです。

○福井参考人 私も、買い入れの銘柄についてかなり制限しておりますし、買い入れました銘柄については個々に公表していません。それは、持ち合い株でございまして、銀行と相手方企業との間の関係というふうなこともあります。

したがって、市場で単純に売却するよりも、非常に厳しい局面において日本銀行に売却しやすい、そういう対応をしたにすぎないのであります。特に日本銀行の買い入れによって銀行を優遇しようというふうな措置でやっているものではないと思ふ。

保有制限がある状況のもとで私どもは確かに受け皿を設けたわけですが、保有制限がなくなりまして、今の大きな潮流の変化、つまり株式の持ち合いの解消、こういう大きな流れは変わりませんし、銀行の方も、株価変動リスクから早く免れる状況に持っていきたい、将来の日本の金融の姿をそういうふうな持っていきたいという感じはもう定着しておりますので、この傾向は変わらない。

恐らく、市場の吸収力というものは今後はさらにふえていくであろうから、その中で市場も利用しながら、あるいは保有機構も利用しながら、さらにこの売却が進んでいくということ自身が望ましいことじゃないかというふうに考えております。

○五十嵐委員 いや、銀行側の需要があるかないかより、銀行から放出される株によってそんなに市場価格に影響が出るのかどうかということの方がむしろ問題なんじゃないですか、私はそう思います。それほど重大な影響を及ぼす局面ではないだろう。期間が延び、あと残りが、保有制限枠までの額が小さくなっているんだから、株式市場全体への影響力は相対的に小さくなっているはずだというのが私の主張であります。

と同時に、先ほど三木さんのお話にありましたけれども、そんなばろ株ばかり残っているわけではないんだというんですが、実際には、一つの証

拠は、全銀ベースにおける株式売買損益の損失が、株価全体の水準が下がったことがあります。平成十三年に急に損失がふえているわけですね。それまでは、平成四年度を例外としてずっと巨額の益が出ていたのが、十三年に二兆二千四百億円の赤に急転換をしているということがあること。

それから、保有機構の決算を見させていただきました。そうすると、株式含み損は三百五十億円。そのうち、いわゆる評価損でちゃんと計上したものが三百十二億円ですね。三百五十億円の含み損のうち、評価損計上額三百十二億円というのは非常に大きなパーセンテージなんです。すなわち、強制評価減の対象となる、下落率が大きいものがたくさん含まれているということなんです。

これを見ると、推定されるのは、五〇%以上下落したいわゆる株です。五〇%も下落するなんというのは相当なものです。ぼろ株が相当含まれていなければこれだけの評価損は出ないはず。なぜなら、三〇%以内なら評価減は不要だからです。そうでしょう。三〇%以内の下落率だったら評価減は不要なから、三百十二億円も評価損を計上するというのは、どう見てもぼろ株が多いということなんです。

ぼろ株ばかり持ち込まれているわけではないというんです。個別の銘柄を出せないというのとはわからないわけでもない、本来出すべきだと思うんですが、せめて、五〇%以上の評価損を出している銘柄数と買い取り量、五〇%から三〇%の下落率の銘柄数と買い取り量、三〇%以下の下落率の銘柄数と買い取り量を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○三木参考人 お答え申し上げます。

確かに、三月末で三百五十億の含み損がございました。しかし、これは、何と申ししても大きいのは株式市場全体の値下がりということでございまして、これがこのところ、株価が幸い上がってまいりまして、一昨日で、この三百五十億の含

みが三十億強の含みに減っております。昨日は二十億をちょっと下回ったというふうに聞いております。このように、含み損益は動くものでござい

ます。そして、私も、先ほど買い取りの基準を設けておるということを申し上げましたけれども、具体的に、一つ以上の指定格付機関からBBBマインス以上の格付を付与されているということにしておりますし、また銘柄、業種の制限でござい

ますけれども、一銘柄当たり、それから一業種当たり、それぞれ制限を持って買い取りをいたしております。また、時価で買い取りしております。そういうことでございまして、おっしゃられる

ようなことは無いと思っております。今、減損になったものの件数、金額ということでございましてけれども、それはちょっと御容赦

願いたいと思います。以上でござい

ます。○五十嵐委員 銘柄の数を言ってくださいと言っているの、銘柄の名前を言えと言っているわけ

ではないんですから、拒否する理由はないと思うんです。もう一度御答弁をいただきたいと思

います。○三木参考人 大変申しわけございません。ちょっと手元にもございません。また、その分が

現在は回復しておるといこともございまして、お許しいただきたいと思

います。以上でござい

ます。○五十嵐委員 私どもが言っているのはリスクの問題なんです。現時点で戻っているからいいんだという話じゃないんです。それは、三

月期末でこれだけの評価損を計上したということは、将来とも三ヶ月末にそういうリスクが生じるであ

りませんか。だって債務超過なんでしょう。当初の拠出金と八%拠出金を入れても債務超過状態なんですから。そうすると、八%の拠出金を今度は外すとい

ましたけれども、公正に買われているのか。要するに、市場への、マーケットへの影響を最小限にしなきゃいけないというもう一つの原則がありはしませんかという話なんです。

この機構には、銀行出身の職員が七名おられるはずであります。もともと日本という国は、私もたびたび主張しておりますけれども、インサイダー取引や株価操縦というのが非常に疑われているマーケットなんです。ですから、ここにいろいろなことは考え得るわけでありまして。

私は、買い取り先の、要するに持ち込んだきた銀行名を公表する必要がある、こう思っているんです。銀行出身者の職員が七名おり、役員も当然、三木さんも東京三菱銀行の頭取でいらっしゃるけれども、おられるわけですから、どういう銀行からどれだけの量を買ったかと公表するのが、これが、透明性といえますか、市場をゆがめていない、そういうアナウンスのためには欠かせないことだ、情報公開に欠かせないと私は思うんですが、いかがですか。

○三木参考人 お答え申し上げます。

現在、職員に対しては、秘密保持義務というものが課せられておりまして、また、法令上の公務に従事する職員ということにされておりますことから、出向元からの独立性というのは確保されている、このように思っております。

また、個別銀行からの買い取りということでございますけれども、これは市場への不測の影響等を考えまして、差し控えていただいております。

以上でございます。

○五十嵐委員 要するに、疑われれば、それだけ日本の市場全体の信頼性が失われて、株価全体にも最終的には影響があると思うんですよ。むしろ情報公開をしていくことによって、私は、市場への信頼を取り戻し、日本の株価はむしろ上がっていくんだと思いますよ。そういうふうに、市場を大事にするというマインドがなければならぬはずであります。

私は、ちょっと例を、かなり細かい話になって恐縮なんです。価格決定のメカニズムは、機構においては、買い取り日の前日の終値、または出来高の加重平均の低い方というふうに理解してありますが、それでいいの。そして、それを守ってきているかどうか、まず伺いたいと思います。

○三木参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおりでございます。かつ、それを守っております。

○五十嵐委員 それでは、日本銀行総裁にお伺いをしますが、日本銀行の方は、銀行からの申込日当日の終値、または出来高加重平均の低い方という基準でよろしゅうございますか。

○福井参考人 委員のおっしゃるとおりでございます。買い入れ申し込みがありました日の、その日の証券取引所における加重平均価格または終値のどちらか低い方、こういうことでございます。

○五十嵐委員 ということは、日銀さんへ持ち込むのと買い取り機構へ持ち込むのと、微妙に違うような気がしないでもないんですが、これは同じですか、違うんですか。どちらからでも。

○福井参考人 私の理解しております限り、機構の方と日本銀行の方と全く相違がないというふうに考えています。

○五十嵐委員 要するに、買い取り前日というのと日銀の申込日当日というのは同じだということな理解だということなんでしょうが、これを悪用しようと思えば、売上の少ない日を選んで、出来高の少ない日を選んで、取引先とか関係企業に少量で高値の指し値をしてつり上げておいてから、どっと銀行が売却をすると言え、高値で買ってもらえるんですね。

私は、こういう株価操縦は可能だと思いますが、そういうものを防ぐ手だてはお考えになっていないんでしょうか。双方からお伺いします。

○三木参考人 株価操縦がないかというような御質問かと思えます。

これは、売却側であります銀行も、それから買い入れ側の機構ともに、相場変動を図る目的を

もって風説の流布を禁じたいいわゆる百五十八条の相場操縦、それから百六十六条のインサイダー取引、これを当然に遵守いたしております。

また、機構は、当局の認可のもとに、運営委員会の決議に基づいて、法律、政省令、定款、業務規程に従って業務を行う、そしてこれを監事による監査と当局への報告ということで、不正利用の防止はきちっとやっておりますところでございます。

以上でございます。

○福井参考人 相場操縦行為は、何人も厳に証取法によって禁止されている、当局の監視のもとにそれは規制が行き届いているということを前提に私どもは対処しているということが一つござい

それから、一日の相場の変動の中で、特に相場操縦によるということではなくても、いろいろイレギュラーな価格形成が行われる瞬間というのはやはりあると思います。しかし、それは考慮いたしまして、一日の加重平均かつまた終値との比較で低い方ということで、そういうイレギュラーな価格で買い上げるといふリスクもほとんどこれで減殺し切れているのではないかとこのように考えています。

○五十嵐委員 この七月からは手口の公開もされなくなりまして、私は、可能性を排除できない、証取法を守っているはずだということでは、それは最終的に国民負担になるということなんです。それから、それでは済まないと思うんです。そしてまた、先ほど申しましたように、職員の中に銀行マンが入っているわけですから、李下に冠を正さずという言葉はありますけれども、それ以上に厳格に防止措置をあらかじめ講じておくというのが本当の姿だと私は思うんですね。

先ほど言いましたように、何度も言っていますけれども、そもそもこの意義が薄れてきているわけですよ。何のために、国民負担になるかもしれないような措置をとって、日本銀行に買ってもらったり買い取り機構に引き取ってもらったりしなきゃいけないのかというのが、もうわからなく

なっているわけですね。

なぜかという、年一兆円ずつ売れば売り切れるということだったら、全体の株式市場の売買数から見ても、比重はうんと小さいはずなんです。一日に集中するということも考えられませんし、わざわざ額が下がるように売るはずもないし、銀行側からいえば、わざわざ自分のところの売却が損が拡大するように売るはずもないでしょう。だと思いますよ、素人じゃないんです。ですから、銀行からの放出によってそんなに相場が崩れるような状況というのは考えにくいんですよ、逆に。

いまだにそんなことは大変大きなリスクがあるとお考えなんですか。これは三木さん、銀行の頭取でもあられるのですから。

○三木参考人 銀行の立場としてお答え申し上げますと、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、お取引先の方から見ますと、自分の株式が市場に出るといふことは非常に神経質でございます。やはりこれが機構等で長期間保有されるということについて非常に魅力を感じ、それならばという形で、銀行が保有制限に従ってこれを縮減しているという事実がございます。

したがって、現在、努力によりまして大分以前よりは減ってまいっておりますけれども、まだこの先、株式を売却いたしまして、相互リスク管理の面からも銀行経営を安定したいというニーズは非常に強いものがございますし、またお客様を理解を得ながらということ等も考えますと、また株価を、今のせつかく上がってきた市場を引き続き壊さないためにも、機構の役割は非常に大きいと思っております。

○五十嵐委員 今のお話は、取引先企業側のむしろ風評リスクを恐れるというお話でした。それは、この機構の本来の目的とは違うんですよ。また、日銀なり機構なりが保有しても、やがてはそれは市場になきゃいけないんですから、それは別に、最終的に取引先のリスクをなくすということにはならないです。単に先延ばしするだけなん

以上でございます。

○五十嵐委員 株価全体への影響を考えれば、情

意見を尊重しながら、我々としてはしっかりとした会計慣行を遵守していきたいというふうに思っ

○熊代議員　御承知のように、国会が立法院でございまして、政府が法律を定めるものではござい

が、この二点について、金融庁からお伺いをしたいと思います。

○竹中国務大臣 今五十嵐委員が御紹介くださいましたのは、総代会におけるいろいろな御議論ということで、報道を通して、そうした主張があったということは承知しております。これは、さかのぼって、決算発表のとき等にも同様の発言をしておられる。同時に、こうした制度そのものの存続については理解を示しておられる、そのように承知しております。

二点目の問題でありますけれども、これは、各社、当然のことながら、しっかりと経営していくんだ、契約者に迷惑をかけないようにしっかりとやっていきますということを、総代会等々で意思表明されたわけで、これは経営者の非常に強い志といえますか意思として、我々もしっかりと聞かせていただいているところでございます。

今回の枠組みを用いるかどうかというのはその先の話でありまして、これは保険契約者と保険会社の自治的な判断によるものでありますので、それについて今後どのようなことになっていくか、これはそれぞれの具体的なケースにおいて判断がなされていくというふうに思っております。

○五十嵐委員 これは十分一般論で通じる話だと思いますよ。

要するに、契約者保護ですよ。要するに、誤った情報、誇大広告等であつておいて、違う行為をするというのは、これは契約者との公正な取引を監視すべき監督官庁の立場からいって、やはりそれは好ましいことではない、排除されるべきことであるということとは答弁があつてしかるべきだと思いますが、いかがですか。

○竹中国務大臣 委員御指摘のように、消費者、契約者保護の観点から、これは保険業法でもきちりと定められている条文がございます。

保険業法第三百条の第一項第九号、それに基づく施行規則がございます。その施行規則の二百三十四条第四号でございますけれども、保険契約者もしくは被保険者または特定の者に対して、保険契約等に係る事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるお

それのあることを告げ、または表示する行為を、保険契約の締結及び保険募集に関する禁止行為として定めております。

保険の募集に関して、そうした誤解を生じさせるようなおそれがあるかどうか、こうした問題については、具体的事例に即しまして、合理的にしっかりと我々としては判断をしていかなければいけないと思っております。

○五十嵐委員 もう一つ踏み込んでいただきたいと思いますが、先に進みます。

この会談の会議録の中で、これは一週間かけて来週の火曜日までに詳細をお詰めになるということですから、それはお待ちしますが、それにしても看過できない重要な問題が、法的な問題があるので、そこは整理しておきたいと思ふんです。

この中で、業法百三十三条の免許取り消し要件、特に三のところについて、「公益を害する行為をしたとき」ということを適用して、統合の意思表示を破ったことについて、これはこれにひっかかるんだ、それは行政に対して期待を抱かせたことが問題だという発言が、高木当時の監督局長の発言とされるものがあるんであつて、一体こんな解釈が許されるのかどうかというのは、まず法律論として、事実関係以上に、こういうことがあり得るのかということを私は詰めておく必要があると思ひます。これだったら、何でもできるということになるんですね。いろいろなところで罰則がつく行政処分というものはあるんです。

それから、もう一方所、業法の目的以上に裁量権があるということだ、「公益を害する行為をしたとき」とわざわざ書いてあるのは、保険業法の目的以上に裁量権が当局側にあるんだというふうな監督局長は言っているんですね。

法律の目的以上に裁量権が監督当局にあるのか、それはあり得るのか。それに基づいて行政処分が可能なのだというのは、私は、非常に乱暴な、めちゃくちゃな理屈だと思つていて、い

が、そのときに、内閣法制局にも聞いている、いづれもやれるという見解だというふうな監督局長

は、高木さんは言っているんですが、高木さんなしいし金融庁から、こういう事柄について見解を求められ、相談を受けたことがあるのかどうか、まず、内閣法制局に伺いたいと思ひます。

○宮崎政府参考人 お答えいたします。

私のおりました前のことで、後でから聞きましてのことです。正式に内閣法制局に相談があったということはないというふうな聞いております。ただ、担当のところに事実上のお話があったようなこともあったようでございますけれども、法律上の判断を示したということは、個別の問題に関するものでありますので、なかったというふうには後から聞いております。

○五十嵐委員 確かに相談は持ちかけたらしいですね。ただ、法律上のはっきりした回答は得られなかったもので、最初は、いづれもやれるという見解だと言つておきながら、その後では、法制局はともかくという言葉が入っているわけですね。

そういう事実関係からいって、法制局に話を持ちかけたのは本当のようですから、これも一つの傍証ですね、竹中さん。実際にそういうことをおやりになったようですね。今のお話から聞いてもそんなんですが。

そもそも、法律論でこんなことは許されるはずがないと思ふんですね。私、念のために自分で、私は専門家ではありませんけれども、行政手続法をじっくり読んでみましたよ。こんなことはできるわけがないですね。できるわけがないです。

それまでの段階というのは、いわば行政とのやりとりとなつては、行政指導とも言えない程度の、ごく軽い行政指導的な立場でお話があったかもしれない。しかし、「行政指導に従つてはならない」というのは、行政手続法三十二条の二項にはつきり書いてありますし、行政指導は、機関の任務あるいは所掌事務の範囲を逸脱してはならないというの三十二条にあります。

それなら、十五条では、不利益処分をする場合には、根拠法令の条項と原因事実を明らかにしな

ければならないというのがあり、さらに、処分基準については、三章の十二条で、できるだけ具体的なものとしないといけないというのがありまして、こんな漠然とした話で、行政の期待を裏切つたということで処分がかけられる、しかも、免許取り消しにまで至るような重大な処分をかけるなんていう法解釈はめちゃくちゃですよ。

こんなことは、本当にやっていたとすれば、私は明らかにおどしだと思ひます。おどし。現におどしと東京海上側は受け取っているわけですから、これは、現職の監督局長によるいわゆる民間企業への威圧、おどしであり、これは極めて重大。

行政当局には何でもできる、監督当局には何でもできると。しかも、金融庁がそもそもできたときに、事後の監督、チェック機能に徹するんだ、手とり足とり、手出し口出しするようなことではないんだと言つていたルールとまるっきり違ふじゃないですか。ゆゆしいことです。これが事実なら、高木長官、最高責任者ですけれども、私は罷免に値すると思ひます。

この委員会に、こんな重大なことです。出でていただきたい。私は改めて、この委員会への参考人招致を、高木さん、そして高木さんが指示を受けたとこの中で告白している当時の森顧問、今の住宅金融公庫の副総裁ですけれども、お呼びをしなければならぬ、こう思つております。

今まとめて、時間がないものですから、話をししてしまいましたが、竹中大臣、私、今何点か指摘したことについてお返事いただきます。

○竹中国務大臣 参議院の財政金融委員会、同僚の大塚委員からお示しいただきました資料に基づきまして、その場で約束をいたしましたように、今調査をしております。

今、五十嵐委員から、具体的な表現について、例えば業法の目的以上に裁量権があるかどうか、そういう御指摘がございました。まず、我々とし

ては、そのメモの事実関係をしっかりと踏まえないければいけないと思っております。それと、その背景にあった事実関係も確認しなければいけないと思っております。それと、これは法律の解釈論、その中で行政の行うべき範囲の領分をどのように考えるかということでございますが、今申し上げた背景、事実、それと法的な考え方の方の問題、それぞれにつきまして、私と副大臣が中心になってしっかりとヒアリングを行う。

かつ、これはやはりコンプライアンスの問題でございますので、コンプライアンス室というのを金融庁に設けて、この分野での日本で非常に著名な弁護士でいらっしゃる久保利弁護士、野村教授、そのコンプライアンス室に御協力をいただいて、しっかりと報告をさせていただきたいというふうに思っております。

したがって、今、個々いろいろな、文書の中から表現をお挙げになりましたが、それについてまず事実関係を確認しておりますので、今の時点でのコメントは差し控えていただきます。

○五十嵐委員 ただ、重大なことですから、事実関係を踏まえずとも、法律論として、こんなでたらめな法律論、一私企業の役員に論破されるようなこんな法律論は成立するもんかいなということを私は確認しておきたいと思うんですが、短くていいですか、答えられるかどうか。法制局、どうですか。一言で、答えられないなら、答えられないとだけ答えてください。

○宮崎政府参考人 具体的な事例につきまして行政処分を行うことができるかどうかについてのお尋ねだといえますと、私ももとしてはなかなかお答えできる立場にございませんが、御指摘の、行政に対して期待を抱かせたことというこの具体的内容が、保険業法の目的に照らしまして、社会一般の利益を害したと言えるかどうかということにつきまして、所管の行政庁が合理的に判断すべきもの、一般的にはこのように考えるべきものだと考えます。

○五十嵐委員 それはめちゃくちゃな解釈です

ね。そんなことは許されなと思いますよ。終わりますので、最後に委員長に申し上げます。今申し上げました高木長官、これは前例もあります。この場に長官が来られている前例もありまして、また、その大きな影響力があると言われている森前顧問の参考人招致をお取り計らいいただきたいと思います。

○小坂委員長 理事会で協議いたします。

○五十嵐委員 終わります。

○小坂委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

きょう、私、銀行株式取得機構の運営について最初に伺いたいと思います。

この機構設立のときの法案審議の際に、政府はこういうふうの説明をいたしました。「機構に公的支援を行う場合であっても、最終的には国民負担に極力つながらないようにすることが重要である」と。それで具体的方策を盛り込んだんだということでありました。当時の柳澤大臣は、買い取りの開始には運営委員会の決議を要すること、銀行等からあらかじめ株式の売却額の八％に相当する売却時拠出金を拠出させることなどしていることなどを挙げて、「諸方策を講じているところだ」という答弁でありました。本日にこの答弁どおり運営がされてきているのか、このところを伺いたいと思うんです。

そこで、まず、機構が発足してから現在までの特別勘定の買い取り期間と買い取り金額、これを政府参考人の方から伺っておきたいと思っております。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

機構の特別勘定での株式買い取りにつきましては、運営委員会が定めました買い取り期間内で行っておりまして、それぞれの期間内における買い取り実績は、まず第一回目が平成十四年二月十五日から四月二十六日まで三千三百一億円、それから平成十四年の五月十七日から十一月一日までに百九十五億円、それから三回目が平成十四年の十一月五日から平成十五年四月二十五日まで六百

八十五億円となっております。合計で、この三期間、二千八百八十一億円となっております。

また、さらに、新たに平成十五年四月二十八日から平成十五年十月三十一日までの買い取り期間を定めまして、現在買い取り業務を実施しております。現時点での買い取り実績は約二千二百億円程度となっております。

○吉井委員 それで、今のお話を伺っていてわかるんですが、この特別勘定、機構が発足して以来、実際上開き放しなんです。特に、昨年五月以降は、土曜、休日を別にすれば、この特別勘定は開き放しになっていきます。

竹中大臣に伺っておきたいんですが、先ほど紹介しました柳澤大臣の答弁で、買い取り期間の開始に運営委員会の議決が必要だから、安易な買い取りにならないという説明だったんですね。しかし、機構の実態は、運営委員会の議決というのは何の歯どめにならないで、開き放し。これでは大臣答弁に照らしてもおかしいと思うんですが、これについて、竹中さん、どうお考えですか。

○竹中大臣 ずっと開いている方がよいのか、閉める方がよいのか、これはまさしく運営委員会の判断の問題なのだと思います。この運営委員会は御承知のように、金融に関して専門的な知識と経験を有する者から選出された五名以内の委員を置く、それで、総会において選任される機構の理事長及び理事で構成される運営委員会を設置して、重要事項の審議を行うということでありまして、その審議の結果がそうであったというふうには私は理解をしております。

○吉井委員 それでは、そこで三木参考人に伺っておきたいんですが、要するに、法律をつくることに、政府の方の説明は、国民負担につながるために特別買い取りの開始には運営委員会の議決を要件としたというんですね。しかし、この機構を立ち上げてしまつたら、議決は何の歯どめにもなっていないんですよ。土曜と休日を除いたら開き放しなんです。意味をなさないので

ね。結局、この政府答弁は口先だけの方便だったということになると思うわけです。機構の運営委員会ではどういう検討をして特別買い取りを議決してきているのか、これは全く形だけの審議じゃないのかということが今問題になってくるわけです。

そこで、銀行株式保有制限法第五条では、機構の業務について、銀行等の保有する株式の短期間かつ大量の処分により、株式の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生じることのないようにするために、株式買い取りを行うと規定していますし、この目的に照らして特別買い取りが必要かどうかの検討が行われなければならないというわけですね。

毎回の運営委員会が慎重な検討をした結果が開き放しということになっているのかどうか、このところを三木参考人に伺いたいと思っております。

○三木参考人 お答え申し上げます。

運営委員会におきまして、現在の状況、それから銀行の株式売却の必要性、そういうことを判断しまして、今現在まで引き続きその必要あり、こういう判断でいたしております。

なお、当然のことでございますが、買い取り基準等につきましては、そういう基準にのっとってやっているということでございます。

○吉井委員 運営委員会の議決について、機構の発表している文書、運営委員会の後の、それを見てもみまうと、会員の株式処分ニーズが引き続き高い、株式相場の本格的な回復の見きわめになお時間がかかると考えられること等からというのが昨年五月十六日の分ですが、それ以降、昨年の十一月、ことしの四月の分を見てもみまうと、前文は同様で、後段もほとんど変わらないんですね。相場はなお注視を要する状況であると考えられること等から、買い取り期間を決定したと。

審議をするはずだったんですが、さっぱり慎重審議をやったとはうかがえないんですね。形式的な審議だけではないのか。きちんとした検討をしているということであれば、私は運営委員会の議事録を出していただきたいと思うんですが、これは出してもらえますか。

○三木参考人 お答え申し上げます。

運営委員会につきましては、機構の業務に関する方針を決定いたしております。例えば、議決権行使の方法でありますとか、あるいは株式処分の方法とか、そういうのを決めたことがございます。その他、今御指摘のように、この時期、必要性の有無ということについて、運営委員会で協議しているわけでございます。

この機構の審議内容ということでございますけれども、これにつきましては、そういう業務に関する方針を決めておりますので、株式市場等に関する影響を懸念いたしまして、公表を差し控えさせていたきたいと存じております。

以上でございます。

○吉井委員 買い取る相手の個別の銀行についてどうだこうだという議論が仮になされたとする、おっしゃっている意味もわからない部分もないわけじゃありません。しかし、買い取り期間を、なぜこの期間を設定するのか、なぜ開き放しでいくのかとか、それについてどれだけ突っ込んだ議論が行われているのか。事は国民の税、公的資金によって補いをつけるという問題にかかわってくるわけですから、どんな議論をしたのかという、そこにかかわる問題については、これは実は運営委員会で議決されたら開示できる話なんです。

私は、少なくとも、買い取り期間その他、なぜこういうふうなことになるのか、どんな議論をしたのか、こういったことについて、個別の銀行にかかわる機微な部分とはかくとして、これは基本的には議決をして開示をする、その立場をきちんと示してもらいたいと思うんです。もう一遍聞いておきます。

○三木参考人 運営委員会で決定いたしました事項に關しましては、原則として公表させていただきます。先ほどの審議内容ということではございませんが、決定事項に關しては公表させていただきます。

○吉井委員 いや、決定事項の公表をしているというのは、見ているから知っているんですよ。そうじゃなくて、買い取り期間を発表しているわけですよ。どういう議論をして買い取り期間を決めたのか。そこに書いておられるさまざまな理由づけがあるわけですが、文書は非常に短いんですね。どういう議論をしたのかという、その開示を、みずから議決されたらできる話ですから、それをやるべきだということではどうなっているんです。

○三木参考人 運営委員会で議論いたしております、先ほど先生がおっしゃいました、その必要性が引き続きあるということは、株価が御承知のような状況でございましたし、また銀行の方の株式の削減の必要性もまだずっとございましたので、これが引き続き続くということは御理解いただけるのではないかと存じます。

そういうことでございますが、それ以上の審議内容につきましては、やはり、株式市場等に対する影響を考慮しまして、公表を差し控えていたいただき、決定事項については公表させていただくということにいたしております。

○吉井委員 株式市況とかいうことを言いながら、しかし、損が出たら国民が負担するわけですよ。国民負担にかかわってくる問題について、議事録の必要部分の開示も行わない、そういう態度はまことにもってけしからぬということを言わなきゃならぬと思うんです。

開示をしない一方で、三木参考人は、東京三菱グループの決算発表の記者会見で、機構が売却額の前八%を徴収する拠出制度を撤廃したら利用するのとか質問されて、利用していきたいと答えておられるというふうな報道されておりますが、これは間違いありませんか。

○三木参考人 間違いございません。八%を撤廃された暁には、積極的に活用したいと思っております。

以上でございます。

○吉井委員 東京三菱は、既に株式保有制限をクリアしているんですね。クリアしているのに、それでも機構を利用しよう。それはなぜなんですか。

○三木参考人 三月末で確かにほぼティア1、達成はいたしましたけれども、これは時価ベースということでございます。したがって、時価が上がってまいりますと、またティア1から出っ張るという事実もござります。

また、銀行界全体といたしまして、ティア1が一つの非常に大きな目標でござりますけれども、株式の変動の経営に対するリスク、これは非常に大きいものがございますので、活用し、金融システムの安定につなげたいという気持ちはございます。

以上でございます。

○吉井委員 この法律をつくったのは、もともと銀行保有株式に制限をかけるということだったんですね。制限をかけるから、いわばはみ出す部分を買い取りましょう、その機構をつくりましょうというのが出発なんです。今のお話ですと、もうこの株式保有制限をクリアしているんだけれども、この機構を活用していきたいということなんです。

私はそこで政府参考人に伺っておきますけれども、既に保有制限をクリアした銀行から株式を買い取る際に、買い取り額に制限はありますか。

(委員長退席、林田委員長代理着席)

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

機構の場合はございません。

○吉井委員 大体、機構のどんな議論をしたかという開示もしない、法律をつくったときの、保有株式の制限をしよう、だから、はみ出す部分は機構で買い取りましょうということだったんだが、しかし、保有制限をクリアした銀行から株式を買い

取る際に、買い取り額に制限はないということですから、幾らでも買い取れるということですよ。何の制限もない。銀行が、含み損の切り離しのために売りたいと言え、幾らだって制限なく買う仕組みになっている。銀行も保有制限関係なしに売らんだということを三木参考人は今言っておられるわけですよ。

結局、法律をつくるときには、国民負担にかならないような方を盛り込んだんだと説明していたんですが、一たん機構をつくってしまったら、銀行支援のためには何でもあり、こういうことになっているのが今の実態であり、さらに今回の改正案で売却時拠出金を撤廃することによって一層拍車をかける方向になっている。

竹中大臣に一言だけ伺っておきますが、これは当初のこの法律をつくったときの意図からは全く違ったものになってきているんじゃないやありませんか。

○竹中事務大臣 私は、当初の意図から違ったものになったというふうな認識は持っております。先ほど三木理事長も明快におっしゃいましたように、時価ベースでティア1の範囲というのははかるわけでありまして、今後みずからのティア1がどのようになっているのか、今後の株価の動向をどのように見るのか、そうした中で、柔軟な戦略を立てて、銀行はそれを利用していく。

一方で、機構の方は、先ほどから話題になっております運営委員会でしっかりと議論をしていくわけですよ。私は、運営委員会は、これまでなかなか買い取りが進まない中で常時窓をあけていたというの、全然不思議な決定であるとは思いませんし、その都度、その結果について発表はされているわけでございます。この議事録につきましては、これはやはりその社内内部のことでありまして、その社内ですっかりと御議論をされればよいことであるというふうに思っております。

○吉井委員 株価がどんどん上がっていきとくときですと、銀行は別に機構に売ることではないんです。株価がどんどん下がって含み損が出るときに

は、日銀には買ってもらう、機構には買ってもらう。損が出たら国民に後のツケ回しをする。そして、公的資金の投入はやってもらうわ。せんだってあの生保の予定利率の問題だって、破綻してからだったら銀行拠出金が劣後してしまう、それも生保の法律を変えて見てもうわ。本当に、言ってみれば、銀行にはさまざまな思いやりのある法律が次々と、制度がつくられてきております。

では、その一方で、銀行の方は、預金者の方に對してはそれだけきちんと責任を果たしているのか、透明性のあることをやっているのか、公正な対応をしているのか、そのことが今多くの国民の皆さんから問われているときだと思うわけです。先日、ちょうど一昨日でしたか、テレビで東京三菱を初め各銀行も放映されておりました。

テレビで紹介されたものでは、銀行が本人確認をよく行わないために発生した銀行預金の過誤払いの被害者の問題です。東京三菱では千六百万円が偽造印で引き出されてしまつて、本当に庶民からすると、千六百万円というのは大変な財産なんです。偽造印を見抜けなかったためにこういう問題が出てくるわけですが、私は、こういう話はいっぱいあるものですから、昨年の十二月のこの財務金融委員会でも、この問題を取り上げました。

それで、個々の被害の事案については、これは係争中のものだからであるでしょうから、私、きょうは個別事案をこでお聞きしようと思つておきたいわけじゃありません。三木参考人に伺つておきたいのは、例えば東京三菱の場合、本人以外の者が印鑑偽造などにより預金を引き出したという被害、この被害が、訴訟になっているものもあれば、訴訟になっていないものとか、銀行の窓口で、こういう被害があるんだけれどもという相談に来られたものとか、いろいろあると思うんですね、その被害の件数と被害の金額は幾らになるのか。これは、別にあなたとこの財務にかかわる話でもありませんから、この当たり前の数字を

きょうはお聞きしたいと思ひます。

○三木参考人 お答え申し上げます。被害についての御質問でございますが、被害につきましても数字はただいま持ち合せておりませんが、私どもにおきまして、今先生御指摘のような案件、つまり、盗難通帳等がありまして、訴訟になっております案件が十九件ございまして、金額は一億二千六百万円でございます。以上でございます。

○吉井委員 それで、訴訟になった分はトータルできるというだけじゃなしに、あなたのところも近代的な会社ですから、昔のように大福帳で、あつちの支店、こつちの支店の分を全部寄せ集めると大変だと思ふんだけれども、今、コンピュータのキーを一発はじいたら、訴訟になっていないけれども、それぞれの銀行の窓口で、こういう被害が出たんだけれどもと相談に来られる方の件数はみんなわかつていると思ふんですよ。本店の方で、キー操作一発で全部出るわけですよ。

財務にかかわる内容だったら、これは出しにくいというお話あるかもしれないけれども、こんな単純な数字、大東京三菱さんが別に秘密にしないといけない話でも何でもないし、これは、私、きのうから言つてあるんですよ、きょうお聞きしたい。それで手元に持ち合せがないというのは非常に不思議なんです、今手元になれば、後ほどきくと、キー操作一発で出るわけですから、訴訟になっているもの、なっていないものも含めて、そういう被害の出た、苦情等のあつた件数が何件で、それをトータルすると総額幾らになるのか、この資料は後ほど出してもらえますね。

○三木参考人 先生御指摘の、今事故が起きている件数、しかし、起きかかっている、いろいろなものがございます、これをどういう形で集計するかという点がございまして。

そういうことで、はっきり訴訟になっている件数は申し上げたわけでございますけれども、先生御指摘のお話を踏まえまして、どういうところでとらえるかという、どこまでを、どの状態を言う

かというところがございしますので、ちょっと考えさせていたきたいと思います。

○吉井委員 それじゃ、起きてる件数と起きかかっている件数、これは二つに分けていただいても結構ですから、いずれにしても、起きてる件数が何件で、金額は幾ら、起きかかっている件数がいっぱいある、これは、苦情その他、寄せられたりした件数を見ればすぐ出るわけですから、その起きかかっているという件数が幾らで、金額は幾らか、これを後ほど整理してお聞かせをいただきたい、このことだけお約束いただきたいと思ひます。

〔林田委員長代理退席、委員長着席〕

○三木参考人 どういう形になるか、ちょっと今はっきり申し上げられませんが、何らかの形で御報告申し上げます。

○吉井委員 きょうは機構の理事長として来ていただいているんですが、全銀協の方もやっていただいておりますので、私は、全銀協としても、竹中さんの昨年の発言のときには、大手銀行の方、七行、皆そろつて抗議の記者会見もされたぐらいですから、これは全銀協としても、少なくとも大手銀行について、今おっしゃつたように、きちんとそういう被害なり、あるいは、訴訟になるならそれは別として、苦情として寄せられているものについての件数と金額、これをきちんと銀行業界として開示されるように取り組んでいただきたいと思ひますが、どうですか。

○三木参考人 先ほど来申し上げておりますように、トラブルのいろいろなケース、もちろん、すぐ片づく、あるいは勘違い、そういうものもいろいろございます。そういう中で、個別銀行が対応しておりますので、これをどういう形でまとめられるか、先ほど申しましたように、私どもについての何らかのことを御報告させていただきます。ほかの銀行につきましては、ちょっと私、今、自信がございません。

○吉井委員 自信を持って竹中さんの発言には抗議の記者会見をされたぐらいですから、これは自

信を持って、各行、あなたのところは取り組まれるように、横並びでやろうと申し合わせをしていただいたらいんですから。

これは、警視庁の生活安全総務課の方は、何も東京三菱にだけ文書を出したんじゃないくて、全行に、一九九九年九月六日付で、「盗難通帳等使用による預金引き出し事案の防止について」という文書を出しているわけですから、これは全行が取り組まなければいけない話なんです。全行がこの事態をまず明らかにする、そして本当に真剣に取り組むということが必要なわけですから、この点だけ、もう一遍、くだいようですが、確認しておきます。

○三木参考人 社会情勢の変化に應じて、非常に重要な問題になってきておりますので、全国銀行協会のベースでも、従来に加えた工夫をしたというふうにして思つております。

○吉井委員 それで、実は国会の方で、私は内閣委員もやっておりますから、ここの春ですが、ピッキング防止法というのを国会は成立させました。うちの党ももちろんこれに賛成しているわけです。ピッキング防止をやる、それから、一昨年十二月の国会だったと思ひますが、本人確認の法律も立法府は通しました。

ピッキング防止法というのは、できるだけ未然といひますか、ピッキング犯罪をなくすために取り組むわけです。しかし、実際にピッキング犯罪によつて被害通帳などが出たときに、犯人が銀行で金を引き出すことができれば、彼らはピッキングをやつても意味がないんですね。

だから、そういう点では、せっかく立法府がピッキング防止法をつくり、本人確認の法律もつくり真剣に取り組んでいるときに、銀行の方は、偽造印だったから仕方がないというふうなことで見逃してみたり、運転免許証その他で本人確認しなかったから、これはもう銀行の責任じゃないと言つてみたり、あるいは、名字と名前が違つておつたり、名字だけで名前が書いていないものであれ、住所が間違つておつたり、いろいろなもの

でも現に金を引き出しているからこういう問題が起っているんです。

○ピッキング犯人の方は、幾ら通帳を盗んでもカードを盗んでも金にならないということになれば、これは、今国会が挙げて取り組んでおりますピッキング防止ということについて、本当に大きな力になるわけです。

だから、そういう点で、私は、東京三菱としても、銀行業界としても、どのように再発防止に取り組んでいられるのか、また、そういう被害に遭われた方に対してどういう考えを持って臨んでいかれるのか、このことを伺いたいと思います。

○三木参考人 大変重要な問題でございますので、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。従来もそのように努めてきたつもりでございますけれども、引き続き、さらに預金者への注意喚起、それからもう一つは、私どもの内部での手続遵守の徹底、手続のさらなる改善、こういったことに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○吉井委員 時間が来ておりますので、一言、質問にちょっとお答えいただけない点だけ。再発防止の具体策とともに、被害を受けた方に対する思い、それを伺っておりますので、これを最後に質問して、質問を終わるようにしたいと思います。

○三木参考人 被害に遭われた方につきましては、まず、よくお話を伺うということでございます。しかしながら、お話し合いが不幸にしてつかない場合、訴訟ということもございしますが、私どもとしては誠意を持って対応してまいりたい、かように思っております。

以上でございます。

○吉井委員 被害者は、たくさんの方が、生涯にわたって頑張ってきたり、あるいは、中小企業の経営者の方であれば、支払うべき賃金を過誤払いによって失ったり、本当にみんな人生が狂ったりするぐらいのことになっているわけですから、話を聞くだけのことじゃなくて、今おっしゃった誠

意を持った対応をやっていただきたい、このことを申しまして、質問を終わりたいと思います。

○小坂委員長 次に、中津川博郷君。

○中津川委員 民主党の中津川博郷でございます。

この委員会で質疑に立たせていただいて竹中さんと議論するとき、毎回毎回株価がどんどん下がっていく中で激しい議論をやってまいりましたが、上がりましたね。よかったですね。これは本当にいいことなんです。

なぜ上がらないのか、なぜ景気がよくならないのかというのを今までやってきたわけでありますが、この上昇は一時的なムードであり一過性であるという悲観論がある一方、また楽観論もあります。景気は本当に底を打ったのか、株価は本当に底を打ったのか、簡潔に、竹中さん、ひとつ大臣の立場でお答えください。

○竹中大臣 大臣の立場でということになりますと、そういうことはなかなか申し上げられないということになってしまいます。

市場の中に今中津川委員御指摘のような見方、二つの見方があるということだと思います。我々としては、このまま持続的な回復が続くように、経済の環境をしっかりと構造改革を通して立て直していくというのが、今こそさらに重要であると思っております。

○中津川委員 何か答えになっていないですね。もうちょっと明確にその認識を、これからよくしていこうなんというのはみんな思っているわけですが、あなただけじゃない。今、上がっているんですよ。この認識をもうちょっと的確に答えてもらえますか。よろしく。

○竹中大臣 相場の動向についていろいろと申し上げる立場にはないということは御理解をいただけていると思っております。

しかし、例えば業況感が改善してくるとか、世界的にも債券から株への流れが見られるとか、いい動きがあるということとは事実でございます。そのいい動きが加速できるように、我々としては努

力をしたいということを申し上げておるわけであります。

○中津川委員 株が上がっても、まだ日本が深刻なデフレ経済の中にいることは少しも変わってない。それから、実体経済が悪いという危機感、この深刻な認識は我々政治家は持たなければいけないと私は思っています。

何か変なんですね。世界全体は悪いんです。悪いんですけれども、ドイツなんか何かDAXで三四%も上がって先進工業国トップだとか、アメリカもS&P500が一六%上がっている。日経二二五も一五%近く上がって、インドネシア、韓国だって、ああたりでも二五%も上がっている。投機的なものなのか、あるいは需給関係のことなのか。私は、これで決して喜んではいけな

い、政治家として、その認識を大臣にも持ってもらいたい、これを申し上げたいと思います。

そこで、今回の法改正であります、平成十三年の法案成立から二年で既に二回目となっています。なぜこんなに頻繁に改正が行われる必要があったのか。先ほども議論があったようでありましたが、二年前の法案の不備があったのではないかとはいいたくありません。しかも今回、議員立法で行うのはなぜなのか。金融庁みずから改正すると、みずから当初の法案の不備を認めるということとを避けるためじゃないかな、そういう疑問がわ

くんですが、大臣、いかがですか。

○竹中大臣 二点御質問があったわけでありますが、どうしてこんなふうに頻繁に改正が必要になっているのか、その御指摘はまことにごもっともだと思います。

言うまでもありませんが、当初のねらいは、持ち株の保有制限が必要である、株価変動のリスクと銀行の経営を切り離す努力が必要だという大きな枠組みのもとで、いわゆるセーフティーネットとしての枠組みを準備しよう、そういう発想でございました。

しかしながら、その後、いろいろこの組織を運営する中で、例えば銀行等の保有株式の処分を円滑化するには相手方にもターゲットを広げなければいけないということで、昨年の秋に、その円滑化のために、この機構をさらに使い勝手をよくするために改正が行われた。しかし、それでも、残念ながら、その間日銀がさらに非常に強力な資金を提供してくださったということもあって、この機構が十分に活用されていないというような状況があった。そうした観点から、さらに今回、それを改正すべく、機能をさらに強化すべく御議論いただいているわけであります。

二点目、それはどうして閣法ではなかったのか、その不備を避けるために議員提案でお願いしているのではないかと御指摘であります、そういうことは断じてございません。

これは、まさに先ほど熊代先生からも御発言がありました、熊代先生初め諸先生が大学高所からリーダーシップを発揮してそうした議論を続けてくださったというわけであります、我々が何かを避けて先生方をお願いしたということではないということとははっきりと申し上げたいと思います。

○中津川委員 その辺のところ、これから議論していきたいと思うんですが、今回の改正は、八%の売却時提出金制度の廃止、あるいは事業会社の銀行株式の買い取り価額を特別株式買い取りの価額の同額まで緩和すると、銀行等保有株式取得機構の存続期間を延長するなど、非常に機構の使い勝手をよくしようとするということが主眼となっているようでありますが、これは、すなわち、銀行等が手持ちの株を処分しやすくなるということにはかなりません。この改正では、銀行等は株を機構に売ってしまったらあとは何の責任もない、機構が損を抱えたら、政府保証、先ほどからたくさん議論が出ておりますが、つまり国民負担をお願いしようという仕組みが完成するということになるんじゃないかと思うんですね。

私は、これは、国家による銀行救済の飛ばしじゃないかというふうに思っているんですよ。だって、だぶついている、銀行の何千億円に上る

株式を、ただか百億円程度の資産しかない会社が引き取って、時期を見て市場に放出する。うまくいけば利益が出るけれども、損が出たら国民の皆さんに出してもらおうという虫のいい話ですよ。現に、三月末現在では三百五十億円という巨額の含み損が出ているということも判明しました。銀行の不良資産の飛ばしにこの機構が使われているんじゃないかということです。この改正が行われれば、さらにその傾向が強まるんじゃないかと思ひます。

提案者の皆さんにお願いしたいんですが、こんな銀行のモラルハザードを生じさせかねない改正を提案されるというのは、一体どういうことなんだろう。銀行から何か圧力がありませんか。銀行から何かお願いがあったのか。これはそう思ひますよ、自然に。

先日、生命保険の予定利率引き下げという後世に残る最も悪い法律が通りました、今参議院でやっていますけれども。これも銀行救済だと私はちと認識しているわけですが、今回も、余りに筋の悪い法改正だと言わざるを得ません。

民主党は、こういう露骨な銀行救済、だれが見てもそう疑うような、こんな法律を認めないんですが、提案者の皆さんはどういうふうに考えているのか、銀行に対する姿勢も含めてお答え願ひたいんです。

少し聞きづらいんですが、国民の皆様にかわってお聞きしますが、例えば、皆さんの政党支部を通して、銀行から寄附や献金やパーティー券の購入なんかはありますか。国民の誤解を招くような行為はないということであらばいいわけですが、そのことをひとつ質問したいと思ひます。

○上田(勇)議員 今御質問の中にもありましたけれども、今回の改正は、この機構が当初設立されたときの、私どもとしては、その期待されていた役割が、余り機能を十分に発揮していないということから、それをより発揮しやすいようにしようということとで今回の改正案を出しているわけでご

ざいまして、それは今委員のお話の中にあつたとおりでございます。

そもそも、株式保有制限というのは、銀行等に対する信託とか金融システムの安定性を維持するために、従来、現在もそうなんですが、銀行が過度に株式を保有していることによりまして、株式市場の動向にその安定性が過度に影響を受けることを排除することから、この株式の保有制限を導入しようという趣旨で始まったわけでございます。

その際に、銀行等が、株式保有制限の導入に伴ひまして株式処分を行う。そうしますと、それを市場に売却するわけでありまして、市場に売却することによって生じるさまざまな影響、こうしたことも勘案しまして、その市場売却を補完するセーフティーネットとして、この機構による買い取りということを導入したわけでございます。

そういうことからしますと、その趣旨からして、これは金融システム全体のセーフティーネットというふうに我々は位置づけしております、個別の銀行を救済するものではないというふうに認識をいたしております。

また、今回の改正に伴ひまして、機構の存続期間等も延長することによりまして、できるだけ適切な時期を選んで、有利な形で、機構が一たん保有している株式を市場に売却することも可能にしていくというふうな改正も含めて行っているわけでございます。

今委員の後段の部分の御質問でございますけれども、銀行等からそういうような要請があつたのかということでございますが、銀行の関係の方々がこの機構のあり方についていろいろところで発言をされているということは私も承知しておりますけれども、直接、銀行の関係者の方々から御要請を私としては受けたことはございません。

この法案の内容につきましては、与党のプロジェクトチームの中でさまざまな意見が開陳をされて、その中で、幾つもの項目、実行していく政

策を決めたわけでありまして、その一つとしてこれが位置づけられたわけでございます。その際に、与党の議員立法として提案をしようということとで三党で合意をして、今日このように法案という形で提案をされているわけでございます。

また、最後にございました政治資金の関係のこととでございますが、これについては、私に關するところについては、今御指摘のあつたようなことは一切ございません。

以上でございます。

○中津川委員 熊代さんにも。一番最後の質問だけで結構ですから。

○熊代議員 重ねて申し上げますけれども、立法は立法府がやるんだということでありまして、たまたま内閣から提出されることもありまして、けれども、その中身については立法府が責任を持たなきゃいかぬというふうな話であります。それが日本社会では倒錯されておまして、議員の頭もそういうふうになつておる。私がは大変問題だというふうな思ひでおまして、議員立法という言葉を使ひしやう、なくそうということとで今進められているわけでございます。

それはそれといたしまして、私も、いろいろ御要望がありまして、それが国民経済上いいことかどうかというのを判断いたします。国民あるいは福祉のためにいいことかどうか、そういうことを前提としますから、どこかに頼まれたからやるといふような、そういう誇りのない議員ではないというふうには私は自分として思ひたいところでございます。

それで、いろいろの話も、私、余り銀行と関係ないものですからあれでございますけれども、私は、国民経済上大切であるということとそれをしたわけでございます。

それで、最後のところは、政治資金につきまして、これは厳格に調べてみないとよくわからないわけでございますけれども、基本的には、私、この件及び銀行からの献金というのは、縁が余りないものですから、余りないんじゃないかというふ

うに考えているところでございます。

○中津川委員 政府・自民党と銀行が仲いいなというふうな印象を、前回の法案もそうですが、今回も、これはやはり政治に携わっている者は感じますよ。ぜひ、なければそれは結構なことではありますが、国民の誤解を招くようなことではないというふうにも希望したいと思ひます。

それで、この法案は当初いろいろな問題を抱えていた可能性が以上、この法案の根本的な問題から取り上げてみたいと思ひますが、そもそも、この買い取り機構の設立の目的は何だったのかということ。BIS規制に伴う株式保有制限の開始に伴って、現在の銀行の保有株式を一時的に処分する受け皿として機構が準備されたというふうな思ひんですが、どうもおかしい。

それは日銀による株式買い入れです。昨年の十一月から、財務大臣の認可によつて、日銀が銀行から株式を買い入れた。現在一・五兆円ですが、上限三兆円まで。これは非常に銀行にとつては使い勝手のいい仕組みであつて、売却時に拠出金も要りません。この日銀による株式買い入れは機構の目的と何か重なるんじゃないか。これによつて、機構の存在目的はもうなくなっているんじゃないかと思ひます。

日銀の買い入れ開始に至る経緯、それから機構の業務との関係について、日銀と金融庁、答えてください。

○福井参考人 昨年の秋の時点で、既に機構の存在ということを知知の上で、それを前提の上で、当時の株式市場の状況、そしてその変動が金融システムに及ぼす影響、これをやはり遮断する、ショックを吸収する必要があるという意味で、緊急避難的に、日本銀行がいわば上乗せの措置で対応してきたということでございます。

そういう意味では、日銀の措置はあくまで補完的な措置、そういう位置づけであつたというふうな考へております。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。日銀による株式買い取りと機構によりまして買い

取りは、そもそも目的が若干違っておりま。株式保有制限の導入に伴う金融機関の株式処分円滑を図るためのセーフティーネット、あくまでも処分に伴うセーフティーネットという観点から機構がまずスタートいたしました。その後、先ほど総裁のおっしゃられたような観点から日銀がスタートいたしました。

両スキームは基本的に異なるところが多々ありまして、例えば、一つは、買い取り対象銘柄の範囲でございます。具体的に申しますと、機構は事業法人が持ち合い保有する会員銀行の株もその買い取り対象であるのに対して、日銀の方は銀行の株は対象となっておりません。あるいは、買い取り期間も異なっております。さらに、買い取り対象先でございますが、機構は会員となっておりま。すかなり幅広い会員銀行から買い取るわけでござい。ますが、日銀のスキームは株式保有額が自己資本を超過している銀行に限定してござい。うふうに、かなりの点で異なっております。

したがって、金融機関は、保有株式の売却に当たりましては、このような違いを踏まえまして売却先を検討することになると思っております。日銀のスキームが存在することをもって銀行等保有株式取得機構の存在意義がなくなるということはないというふうに思っております。

○中津川委員 今回、拠出金の八%がなくなるとい。うことなんです。この八%というのはどうい。う算出根拠で決まったのかなと、きょう質疑するに当たって私は考えたんです。また、銀行等から買い取り総額はどのくらい想定していたのか。そして、自己資本の一〇〇%を下回る額の買い取りも目的と考。えていたのか。それとも、それより大幅に下回る六〇%とか五〇%まで見越したもののなか。か。もし後者であるならば、機構の設立目的である株式保有制限の縛りとずれてくるおそれがあると思。うんですが、いかがですか、金融庁。

○藤原政府参考人 先生から三点の御質問がござ。いました。

まず第一点目の、売却時拠出金の八%はどうい。う根拠で決ま。っておるのかということでございます。すが、これにつきましては、機構によりま。す株式の買い取りを行うに当たりましては、機構に損失が生じた場合の財源補てんとして、機構に株式を売却した銀行に売却時拠出金を納付させるというこ。とで始ま。っておるんですが、それは国民負担につ。ながらないようにということで売却時拠出金が設定されておるわけでありま。す。

その根拠でございますが、これは、当時、例え。ば新BIS規制が導入されま。すと、売却時拠出金を拠出することとした場合、分母でありま。すリスクアセットから株式売却額が控除される一方。で、他方、分子でありま。す自己資本から当該拠出金が除かれることになりま。すことから、仮に八%を超える売却時拠出金を拠出することとした場合、自己資本比率が八%の銀行の場合は株式を機構に売却することによってかえ。って自己資本比率が低下してま。うということから、八%以上の売却時拠出金は不合理であるとい。うこと。から、八%ということに決めたわけでありま。す。

それから、二点目に、銀行からの買い取り総額、どのくらい想定してお。ったかとい。うこと。でございます。が、これはまさしくセーフティーネットの役割を果たすとい。うこと。でございます。ので、買い取りの目標額とい。うのを設定したわけではござ。いませんが、当面、機構の買い取り額については二兆円を用意いたし。まして、もしそれで不足があればまた弾力的に考。えるとい。うこと。でスタートしたものでござ。います。

それから、三番目の、一〇〇%を下回る額の買い取りも目的と考。えていたのか、それが余りにも下回るような事態にな。ったら目的を逸脱するのではないかとい。うこと。でございます。

それは全く先生のお。っしゃ。るとおりでござ。います。先ほどから三木理事長も御答弁な。さ。ってお。られますように、まさしく機構は一〇〇%下回るものを買。うわけ。でございます。それはどうい。うこと。かと申。しますと、株式が時価で評価されま。すものとから、株価が上。がれば株式の評価額が上。が。ってい。く、あるいは、例えば不良債権の処理を加速する、そうい。うこと。になりま。すと、必然的にティア1部分が減少するわけ。でございます。

現下の不良債権処理とい。う状況も踏ま。え。まして、あるいは株価の変動とい。うことも踏ま。え。まして、当然そうい。うことも考慮に入。れながら一〇〇%以下のところも買。ってい。く。ただし、それが余りにも、何十%も下回。るとか、そうい。うことは制度の趣旨には合。わ。ないとい。うこと。でござ。います。ので、あくまでも基本は一〇〇%とい。うこと。だと思。っております。

○中津川委員 どうもよくわからな。いこと。が多いん。です。

そもそも論にち。よ。つとこだわ。りたいん。ですけれども、そもそもこの仕組みは、個別の金融機関を救。うとかどうい。うこと。じゃな。くて、株価変動リスクに金融システムが影響を受けることを防。ぐ、そうい。う大義のもとに、金融機関の過大な保有株式について、金融界と国民とが共同でリスクをと。ることで金融機関の株式保有を減。ら。して、金融機関の体質改善に取り組。むとい。うふう。に理解はして。お。つ。た。んですが、今回の改正で、売却時拠出金を廃止とい。うこと。が現実になれば、結局、これが崩。れて、国民が一〇〇%リスクを負。うとい。う仕組みへ。とこれは変質してま。う、なるん。じゃな。いかと思。うん。です。ね。大臣、いかが。ですか。

○竹中国務大臣 御指摘のとおり、当初から、国民の負担を軽減しな。ければい。けないとい。うのは大変重要な、政策者の意思の中にそうい。う点。がござ。いました。

一方で、今回のようなセーフティーネットを準備することによ。って株価を少しでも安定。させて、も。って国民経済的な、マクロ的なベネフィットが国民に至。るよう。に、しかし、そのときのコストが発生するかもし。れない、それをできるだけ抑。えるよう。にとい。うこと。で、技術的な問題はあるに。して、その八%の拠出金が準備されたわけ。でござ。います。

しかしながら、この二年間、なかなかそれが使。わ。れないとい。うこと。によ。って、使。わ。れない限りはメリットがないわけ。で、それに伴。って、今回は、その八%の拠出金を廃止することによ。ってこれがより使い勝手が広。がること。によ。って、それを活用することによ。って株価を安定。させることのメリットをふ。や。そう、そうい。う便益上のね。らいがあるとい。うこと。だと思。います。

一〇〇%リスクを国民が負。うとい。う御指摘でござ。います。が、売却時拠出金のほかに、当初の拠出金も銀行業界は負担。しておりますから、その部分では、一〇〇%国民ではなくて、やはり銀行業界も引き続きリスクを負。っているとい。うこと。には理屈の上ではな。ら。うかと思。います。

ただ、い。ずれにしま。しても、国民の便益がふ。えるよう。にこの使い勝手をよくする、しかしリスクが高。まらないよう。にしなければい。けない、費用負担の可能性が高。まらないよう。にしなければい。けないとい。うこと。で、今回、期間を延長することによ。って、その期間の延長の中でよりよい株価のタイミングで売却ができるよう。にする、も。って国民負担を少しでも少なくするとい。うような仕組みが大所高所からこの仕組みの中に織。り込。まれたものとい。うふう。に認識をしておりま。す。

○中津川委員 仮にこの八%の拠出金が廃止された場合、多分銀行から、株価下落のリスクの高い株式と申。します。か。ば。る株とい。うか、そうい。う株式が持ち込。まれてい。く可能性は十分考。えら。れると思。うん。です。

金融庁、こうい。うデメリット、こうい。うことを真剣に考。慮して。いるのか。どうか。いかが。ですか。

○藤原政府参考人 お答え申。し。上げま。す。

機構の買い取り対象株式と申。しますのは、国民負担を極力回避する観点から、あ。らか。じめ信用力の高い銘柄に限定すること。をいた。して。おります。具体的には、上場あるいは店頭登録されて。おりま。す銘柄のうちで、投資適格、BBBマイナス以上相当の格付を取得。している企業が発行した株式に限定すること。をいた。して。おりま。して、御指摘のよ。

うな懸念は当たらないというふうに私どもは考えております。

○熊代議員 投資適格、BBBマイナスまでしか買わないということで、局長の答弁したとおりでございます。

その前に、百七億の出資金と、それから拠出金は百七十三億でございますので、二百八十億のリスクヘッジのものは厳然としてあるわけです、これを返すわけでもございませんので。現在のところは、それが三十億とか、ほぼとんだとんだとかいうようなこともございます。

私どもは、公益、公的な目的のために国がリスクをとるということは大切なことだというふうに思っています。完全にリスクをとらないというのは国のあるべき姿ではない、しかし、そのリスクを最小限にするということでございまして、そういうための工夫として五年延ばしたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○中津川委員 いろいろきょう質疑をさせてもらいましたが、やはりこれは国家による銀行救済のための飛ばしであるという、そういう疑念が質問前よりもちょっと強まった。それを申し上げて、私の質問を終わります。

○小坂委員長 次に、井上和雄君。

○井上和委員 おはようございます。民主党の井上和雄でございます。よろしくお願いいたします。

まず冒頭、竹中大臣にお伺いしたいと思っております。

私、今回の質問の準備のために、いろいろ金融関係の資料を読みました。私、今国会で初めて財務金融委員会に入ったものですから、少し基礎から勉強しようということで、幅広く資料を読んでおりました。そうしたら、たまたまある有力な経済週刊誌に、これはちょっと古い記事ではあるんですけども、外資嫌いの金融庁、そういう見出しの記事が出ておりました。

要するに、その内容は、以前話題になりました

リップルウッドとかローンスタールとか、そういう外資系ファンドが今日本でも金融界に入っているけれども、そういう外資系ファンドを大株主にする地方銀行が、第二地銀や首都圏の信金信組が破綻するたびに受け皿に立候補しているんだけれども、幾ら手を挙げてもらってもなかなか事業譲り受けが実現していない。その原因は、新生銀行の貸しはがしの問題、あと、瑕疵担保だとかいろいろの問題があったとは思っていただいても、そういうことで金融庁が永田町の袋だきになっていて。そういうことから、金融庁が強烈な外資アレルギーに陥っている、外資系ファンドへの事業譲渡を嫌っているんだ、そういうことが出ています。

実際に、外資系ファンドの経営者の方も、どうも行政サイドがネックになっていて、金融機関の買収をやろうとしてもうまくいかないと、また、外資系というだけで色眼鏡で見られて非常に心外だとか、そういうことを言っておられる、こういう内容なんですね。恐らく、大臣もこの記事は当然ごらんになっているとは思っています。昨年の秋の記事です。

私はこの記事を読みまして、さもありなんというふうに思いました。ただ、それだけでなく、ちょっとこれは見過ごせないなと私は思ったんですね。今回のりそな銀行の問題でも、要するに、金融庁の裁量行政というのが本場に今問われている時期だと思っております。

それで、個人的には、私は、日本の国の経済再生には外国資本の大胆な導入がぜひ必要だと思っております。日本は、ほかの先進国に比べても非常に少な過ぎますから。そういう意味で、金融の分野でも新しいビジネスモデルを日本に導入するという意味で、私は、外資は必要だと思っております。

例えば新生銀行、いろいろなことが言われましたが、例を挙げますと、銀行の支店を何か喫茶店みたいなにするとか、非常にいろいろなユニークなことをやっていますね、手数料をただにするとか。そういう新しいビジネスモデルを導入するという意味でも、これまでの本場に護送船団方式の中に

何十年も安住してきた日本の金融界にも、いわゆる黒船的なものはもともと必要だと私は思っているんです。

大臣は当然そういう外資アレルギーはないとは思っていただいても、少なくとも、こういうアレルギーが金融庁にあるんだということに関しては御存じなんでしょうか、これをお伺いします。

○竹中務大臣 井上委員御指摘の外資アレルギーに関するような雑誌の記事が出ているというのは、もちろん承知しております。その一方で、雑誌記事によれば、竹中は外資の手先であるというような記事もあるということも承知しております。言うまでもなく、これは両方とも本場に極端な、おもしろおかしい議論をしているわけで、現実にはそんなことはないというふうにしつかりと認識をしております。

小泉内閣としては、これは総理自身のお言葉でもありますが、対外直接投資、受け入れの側を五年で倍増するという目標を掲げて、積極的に日本のマーケットに参入していただけるような国になることが重要である、これは私は基本認識であろうかと思っております。

今、日本の銀行に関して、株式の二〇％超を外国資本が所有している事例は三件というふうに承知しております。これは、基本的には経営の判断であります。我々としては、その経営の判断をしつかりとさせていただく、このマーケットの中でしつかりと根づいて、よいビジネスをして、それで日本の消費者にも役立ててもらえるということにしましては、我々としてはもちろん歓迎したいと思っております。

しかし同時に、それは極端に忌避するものでもなければ、極端に優遇するものでもない。我々は、ルールに基づいてしつかりとその受け入れの枠組みをつくっていく。個別の経営判断の問題でありますので、さまざまな努力を内外の資本ともにしつかりとやってもらいたい。

一点、「りそな」についても言及がございましたが、我々は、「りそな」の件に関しても、百二条に

基づいて、そのルールにのっとって非常に粛々と処理をしているつもりでございます。我々は決してそんな両方の極端の実体を持っているわけではありませんが、国内法に基づいて、内外の資本に対してしつかりとやっていただきたいというふうな思っているところでございます。

○井上和委員 私は、大臣がそういう外資アレルギーを持っているとは到底思えません。しかし、金融庁の官僚の方の中には、当然こういう病気を持っている方が多いと思えます。そういう意味で、私は、大臣が医者になってしつかりこういうアレルギーを治して、今まさしく大臣がおっしゃったようなルールに基づく公正な行政をやらないと、いろいろな面で国際的な信用を失うことになると思っております。

貸しはがしの問題なんかは、外資の問題というよりも、私たち民主党が提案しています地域金融の円滑化に関する法律案という、銀行の地域における役割というものをしつかり定めて、そういう活動をしつかりモニターして、情報公開させて評価していく、こういう法律を私たちは出しているんですけれども、こういう法律ができれば、外資であれ、日本の銀行であれ、どういう銀行であれきつちりと社会的責任を果たす、そういう状況になってくると思うんです、これはぜひ大臣にも、この私たち民主党の出した地域金融の円滑化に関する法律に関して関心を持っていただいて、ぜひこういった法律を日本にもつくっていただきたいというふうな思っています。

それでは、今度は福井総裁にお伺いしたいんですけれども、きょうもありましたけれども、先日、今回の株の買い取りに関して、一種の非常時にやっているんだ、つまり金融システムをショックから守る、そういうことをおっしゃっていたと私は理解します。つまりは、日銀が、昨年の十一月から株の買い入れを始め、一兆四千八百六十億円の株を銀行から買っているわけですから、昨年来大抵非常時が続いていたというふうに見えるわけですね。

この買い取りをすべきだという、まさしくその判断の根拠、非常時であると総裁おっしゃった、その非常時の内容をもう少し具体的に言っていただけです。

○福井参考人 お答え申し上げます。

日本経済の将来にとって非常に必要な金融機関の不良債権処理の問題、これがまだ引き続き重い課題として続いております上に、昨年の秋以降は株価の下落がかなり激しくなっており、その下落に伴う金融機関経営への影響というものが大きく上乗せしてかかってきたということでございました。したがって、そういう状況のもとでは、基盤がもとより脆弱な日本の金融システム、ひいては日本の経済、そこに対する打撃が大きい。これはやはり、そのショックをある程度吸収しながら次の局面に移行していく必要がある、こういう判断に立ったわけでございます。そういう意味で、緊急避難的に対応したということでございます。

実際、日本銀行が金融機関保有株式の買い入れを実行してまいりました過程におきまして、非常に株式市場の地合いが悪い局面が多かったというふうに思います。市場での売却が全くなかったというわけではありませんが、よく見えますと、自社株買い入れというふうな形、そうでなければ、かなりの部分が日本銀行の買い入れによって持ち合い解消が進められた、そういう局面が非常に多かったということから見ても、やはりこれは緊急避難的対応が必要な措置であったということが事実としても裏づけられているというふうに考えております。

○井上(和)委員 それでは、もう少し具体的に伺います。銀行の、例えば自己資本比率が相当下がるのかという状況であった、いわば八%を切る、国内銀行であれば四%を切る、そういうことなんでしょうか。

○福井参考人 具体的に自己資本比率何%ということ基準にしたわけではございませんけれども、確かに、不良債権の処理をして株価変動に伴う損失負担ということは、銀行の自己資本にも非常に大きな影響を与える、ひいては金融システム

の基盤に対する打撃も大きい、こういうふうな判断したことは事実でございます。

○井上(和)委員 恐らくは、自己資本比率の問題が私は大きいんじゃないかと思っております。

それで、基本的に、日銀としては、本来ティア1を超える銀行保有株を買っているわけですね。そして、三月に枠を二兆円から三兆円にふやした。もともとは、本来アメリカなどでは銀行が株式を持つことは禁止されているわけですから、これは当然の話で、保有株が少なれば少ないほど株価変動リスクが回避できるわけです。それは少なければ少ないほどいいというわけなんです。今回、法律では、機構の方はティア1以内の株も買うことができるというわけで、そうなると、機構の方がかなり非常時のための制度としてなっているのかなという感じが私はするんですね。

また、福井総裁に引き続き伺いたいんですが、レベルとも、総裁として、銀行の株式保有の適正なレベルというのに関しても、いろいろうふうにお考えなんでしょうか。もちろん少なければ少ない方がいいとは思いますが、私は、適正なレベルということに関して伺いたい。

○福井参考人 銀行の株式保有の動機については、恐らくいろいろあるものがあるだろうというふうに思います。

これから先のことを考えましても、企業再生ということが非常に重要なテーマとなってきたておりまして、金融機関もそれを強く意識している。企業再生の措置を進めていく過程で、例えば債務の株式転換というふうな形で銀行が株を持つというふうなケースは今後ともあると思えますけれども、従来の意味で、いわゆる持ち合いというふうな形のもの、これから先の日本の金融の姿を考えますと、限りなく少ない方がいい。そういう形の持ち合いは、私の個人的な意見では、限りなくゼロであってしかるべきではないかというぐらいに思っております。

○井上(和)委員 限りなくゼロに近い方がいい、私も確かにそうだと思います。

それでは、提案者の方にお伺いしたいんですが、先ほども何回も議論に出ている、つまりは、この機構が株を買うことによって最終的に国民負担になる可能性が非常に多い、これが今回の法案の最も大きな問題だというふうに私も思いますし、それは当然だと思います。

もともとは八%の売却時拠出金があった。そうすると、これはオフバランスでできない。つまり、オフバランスでできないということは、本来銀行の持っている株をこっちに持ち移さなければ、それはもう自己資本から切り離しちゃって、自己資本比率を上げますとか、そういうこそくなことではできないようにシステムとしてできていると私は思うんです。私は別に、BIS規制とかそういうことを詳しくよくわかっていないわけじゃないですけども、ただ、そういうシステムとしてできているから、オフバランス化できない。まさしく、そういう本来の原理原則をすべて外しちゃって、オフバランスにしちゃう。私は、これは非常にこそくな手段じゃないかな、かなり海外でたたかれるんじゃないかと思っております。

それで、確かに、八%の拠出金も出さないと銀行が言うほど、それは大きな負担なんじゃないかな。それだけ銀行の状況が悪いということなんだと思うんです。では、少なくとも、八%を例えば四%にするとか二%にするとか、そういうことは全然検討しないで、すべて何でもありで、八%はだめだから全部ゼロにしちゃおうと。つまりは、もともとの、これは求償権というんですか、その考えをすべて百八十度変えちゃおうという、これは本当に大きな転換だと思わなければいけません。そこまでする踏み切った。私は、四%ぐらいで抑えておけば恐らく国際的な評価も変わるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の経過をちょっと教えてください。

○上田(勇)議員 今委員が御指摘になったように、売却時拠出金の我が考えの問題というのは、計算上、自己資本比率の規制の取り扱いにおいて、この売却時拠出金がありますとオフバランス化ができない。したがって、八%の売却時

拠出金がありますと、それが自己資本比率の規制の計算上は全部がリスクアセットとして計算されるわけでありまして、それが四%ということになりますと、半分にはなるんですが、いずれにしても五%は依然としてリスクアセットとして計算するということになっておりますので、そういう意味では、金融機関が株式を機構の方に売却したとしても、売却時の拠出金が必要であるということと、仮に拠出金を払った上で売却したとしても、オフバランス化について、それができないという点が障害になってきたということでありまして、今回の改正におきまして、そこが与党の中の最大の議論になったということでございます。

今委員が、なぜいきなり八からゼロなのかというお話でございます。

私も全部の議論を承知しているわけではございませんけれども、これは、この制度が導入された時点から、この売却時拠出金の是非であるとか、またその数字、額についてはいろいろな議論があったというふうな承知いたしておりますけれども、今回この改正に当たりまして、与党内で、先ほどちょっとお話をしましたけれども、プロジェクトチームでいろいろな議論を行っていく中で、ゼロではなくて、途中の数字がいいのではないか、四という数字が具体的にでてきたかどうかはちょっと私は記憶にはございませんけれども、中間の数字がいいのではないかと、うふうな議論もございました。

そうしたさまざまな御意見を、いろいろと議論を重ねていく中で、今回できる限りこの機構の機能を発揮させるためには、この際、完全にオフバランス化、売却することによってオフバランス化ができるように、売却時拠出金を撤廃することが最もいいのではないかと、うふうな議論も出てきたわけでございます。途中の中間的な案というのいろいろと議論はされたんですが、この際はそうしたいろいろな障害を思い切って全部、考え方をええるということの方がより効果が大きい

アメリカは確かに銀行本体では株を持たせない
というところでございまして、イギリスは規制がな
いんですけれども、銀行がみずから判断してほと
んど持っていないということですね。そういう状
況下で、確かに、大いに減らすということも一つ
でございますけれども、この法律を導入したとき
に、ティアＡをオーバーしたのが十五兆円でござ
いました。アメリカのグラス・ステイ・ガルを少
し緩めましたグラム・リーチ・ブライリーのリー
チさんに会いましたけれども、十五兆円ものもの

先ほど、私は自己資本比率のことも言いました。今一番大きな焦点は、やはり自己資本比率だ

銀行が縮んでしまつて貸し出しも減る。いわゆる景気の循環を打ち消すような役割をするんじゃない、景気の循環を増幅させるような、そういう動きを銀行がどうしてもしてしまう。株式という

○小坂委員長 この際、暫時休憩いたします。
午前十一時五十九分休憩

午後二時十二分開議

○小坂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。上田清司君。

○上田清委員 民主党の上田清司でございます。お疲れさまです。

まず、竹中大臣に、先週の金曜日に、社民党の、同じく、上下と田んぼの植えるとはまた違いますが、植田議員の質問に答えて、こういうふうな中身を答弁をされております。そのまま読ませていただきますが、「二年前にお出ししてお認めいただいた当初の閣法が、その後の非常に厳しい経済の状況になかなか対応できなくて、それを補う観点から、大所高所から与党の方で御議論いただいて、議員提案をしていただきました。」

このような今回の一部改正の認識を示しておられますが、そもそも、非常に厳しい経済状況というのとはどういう認識なんですか。

○竹中務大臣 今回の措置は、とりわけ株式市場に関連する問題でございますから、よく申し上げますように、この二年間、世界全体で株が大幅に低下した。日本もその中であって、二年間で見ますと例えば四〇％とか、大幅な株価の低下に見舞われたということでございます。

特に、日本の株式市場の構造を見ますと、これはけさからいろいろ御議論いただきましたけれども、これまで、市場の中で比較的大きな、株価を安定化させるような裁定取引の役割を果たしてきた日本国内の銀行でありますとか生保でありますとか、そうした大きな機関投資家が非常に小さなウェイトになってきて、外国人投資家のウェイトが高まる。その意味で、売り圧力が非常に非常に強いというような状況下に置かれてきた。

経済全体が厳しいのはそのほかにも要因はございますけれども、本案に関して申し上げれば、そのような状況を主として念頭に置いて申し上げた次第でございます。

○上田(清)委員 なぜ売り圧力が強くなるんですか。

○竹中務大臣 この中にはいろいろな要因があると思いますが、株価そのものは、株式市場の需要と供給そのものは、長期的な期待に基づいて基本的に決まってくるものでありますけれども、一方で、構造的な要因で、例えば持ち合い株を解消しようという非常に強い圧力がある。現下の状況で申し上げれば、例の年金の代行返上に基づいてある程度まとまった売りが出てきてしまっている。それと、銀行の保有株制限に関して売りが出てくる。

そういった売りに対して、それを、繰り返し申し上げますけれども、従来の我々の概念からいいますと、非常に長期的な観点から、価格裁定のような立場で買入るような存在がなかなか見当たらない。つまり、売り手はたくさん見えるんだけれども、買い手がなかなか見えない、そういうようなイメージで申し上げておられます。

○上田(清)委員 最初に竹中大臣が言われましたように、株価というのは、経済の長期的な期待というものがやはり一番大きな意味を持つのかというふうには私は思います。もちろん、銀行の持ち合い株の解消あるいは厚生年金の代行返上の部分等々、部分的にはいろいろなことがございましたが、経済全体が基本的によくない。世界の経済のせいにもされておられますが、しかし、世界の中には、日本という一つの国の経済政策がうまくいっていない、このことが一番大きいんじゃないですか。

○竹中務大臣 日本に関して申し上げますならば、不良債権の処理を加速しなければいけない。財政の拡張をこれ以上許すわけにはいきませんので、財政に関しても、その健全化に向けての歩みをしなければいけない。そういう中で、日本固有の、なかなか当面の総需要がふえないと思えるような要因があったことは事実であろうかと思えます。

しかし、同時に、世界にはいいところもあるという御指摘がありますが、この間、比較的よかつたと言われるアメリカでも、二年間で見ると、日本ほど下がっておりますが、下がっている。そのようなこともやはり背景としては重要であつたというふうには思っております。

○上田清委員 基本的には、財政経済担当大臣でもある竹中大臣の責任であるということをはなかなかに認めようと思いませんが、答弁では意外に正直に答えておられます。なかなか対応できなくて、と正直にお答えになっておられます。「それを補う観点から、大所高所」、この大所高所というの、先ほど熊代先生が言われたように、金融庁は乗りが悪かつたんだけれども、追っかけ回してとうとうねじ伏せた、そういうのを大所高所というんでしょうか、大臣。

○竹中務大臣 熊代先生がおっしゃった、ねじ伏せたというのがどういう御趣旨なのかはちょっとわかりませんが、基本的には、例えば国民負担をやはり財政当局は気にする。しかし、今回の問題に関しても、財政負担に関しては、非常に高い観点から、熊代先生初め、まず株価、株式市場の状況をきちっとすることによって大きな国民の利益を確保しよう。そうした、まさにこれは、より大きなメリットに着目しようということであつた。今回の提案をしてくださったというわけですから、まさにそうした点が大所高所であるというふうに思います。

○上田清委員 私も、経済政策的に言えば決して王道ではない、しかし、株価対策のために何でもやる、そういう決意を示すということであれば、それはそれで一定の評価ができると思います。何かその辺をはっきり言わないままに、あたかも、使い勝手が悪いとか、それをつくったのは一体だれなんだという責任を明らかにしないままにこうした法案を出してくるということに、大変不快な思いをしております。

とりわけ、今までの法案でなかなか対応ができなかつた、それについての結果責任はだれがとるんですか。

○竹中務大臣 当初の法案をつくったとき、こ

れは二年前であります。当時、柳澤大臣初め、大塚さん御苦労いただいて、おつくりいただいたというふうには思っております。しかし、その後、先ほど申し上げましたように、世界の市場の流れが大きく変わり、日本もその中に置かれ、また、さらに日本独自の問題が加わり、さらに日銀のスキームも加わりということ、この機構の利がなかなか進まなかつた。そうしたことを踏まえて、まさに大所高所から今回修正の御議論をいただいているということだと思えます。

○上田(清)委員 なかなか責任を認めようと思えない。行政は継続しておりますので、仮に柳澤大臣が出された話でも、そのまま継続してあなたの責任になっているということを理解してもらいたい。私は思います。二年前に柳澤大臣が出されたのも継続されていますから、それは竹中大臣の責任だという認識に立つてもらえないとこの手の話ではできないということでもあります。

そこで、塩川大臣、閣僚の中ではとても正直にお話をされます。この制度は決して市場原理を尊重する現在の資本主義社会から見たら余りいい制度ではない、こういう認識をした上でも、やむを得ざる選択、こういう認識を示しておられました。

また、日銀総裁も、先週金曜日の答弁の中でも、これは佐々木憲昭議員に対する答弁でありまして、けれども、とてもある意味ではまともな答弁をされておられます。緊急避難的対応に日本銀行は少しリスクを持って対応していると。まさにそうだというふうにも私も思います。

王道ではない、しかし、目下の経済情勢を奈落の底に落とさないという意味でそれ相応の考え方もできると。こういう意味での、日銀の買い取り額の二兆円から三兆円に枠をふやすという考え方に立っておられるのではないかと私は推測しておりますが、要は、この法案のスキームというのは、副大臣、やむを得ざる選択という考え方で

か。

そしてまた、日銀総裁にも、先般の佐々木憲昭

議員に対する答弁と同じような考え方の中で、やむを得ざる選択というような考え方で今回のスキームに何らかの形で日銀として補完をされようとしているのか。この点について、それぞれお願いをしたいと思っています。

○谷口副大臣 今上田委員、やむを得ない選択なのか、こういうお尋ねでありますけれども、今回の株式保有制限というのは、金融機関の持つておる株式の変動リスクを軽減して、今持ち合い株解消の動きがあるわけですが、銀行と事業会社との持ち合い解消を行うといったことで構造改革を行うという観点からのものでございます。

しかし、これを一度に売却するといったことになりますと市場に大きな影響があるということになりますので、取得機構がこれを買い取って、有利な時点で売却していくことが市場に大きな影響を与えないだろう。そういう意味では、緊急避難的というよりも、セーフティネットの枠組みをつくったというように考えておるわけでございます。

○福井参考人 日本銀行の措置は、御指摘のとおり、昨年の秋以降の厳しい状況に対応して、まさに緊急避難的に対応いたしました。したがって、買い入れ対象先、買い入れ銘柄、買い入れ期間、いずれも限定しておりますし、かつまた、私ども、引き当てをふやしまして財務的なクッションも設けている。

そして、逆に、将来これを市場に売り戻していくときには、少し時間をかけて、市場に影響を与えないように、また、日本銀行の財務に対する被害がもしあるとすれば最小限にとどめるように、そういうふうな措置をいたしております。

○上田(清)委員 谷口副大臣は、セーフティネットの拡大だと。また、日銀総裁は、ややそれよりも緊急避難的な色彩を持った御答弁をなされました。

ただ、もともと預保の基本の方針も、銀行を救うんじゃないんだ、国民を救うためにあるんだ

と。何のために金融システムを維持するかという点、これは国民を救うためだという考え方ですか。私たちが常に、金融機関の損失を減らしてあげるといふ発想じゃなくて、国民の損失を極力減らすというこの視点を忘れたら何にもならない、そういう考え方に立つべきだと思います。

今、資料一を配付させていただきましたけれども、この銀行等の保有株式取得機構の理事長、理事あるいは職員等々が、けさも五十嵐同僚議員からいろいろな御指摘がありました。むしろ、ぼろ株を買うことで金融機関を救い、国民に損失を与えているのではないかと、そういう仕組みができているんじゃないかと。私もそんなふうに思います。

例えば、この職員の方は、機構の理事長はもとから完全に切り離されていると言いますが、実は、身分は出向なんです。やめてきたわけじゃないんです。もともとの銀行に身分を置いてたまこの機構で仕事をしているんです。しかも、給与の過半はもとの銀行でもらっているんです。利害関係者じゃないんですか、こういうのは。理事ももちろん利害関係者。

そしてまた、御指摘もありましたけれども、運営委員会も、ろくろく会議も開かなければ、なおかつ極めて短時間に同じような指摘だけをして終わっておるといふ、この機構そのものの運営方法、構成。

基本的に利害関係者で、運営委員会が機能なく、職員の身分はもともとの金融機関のまま、それで給与の大半はもともとの銀行が払って、だれのためにやりますか。出向元の銀行のために働く以外方法はないじゃないですか、そういう立場だったら。せめて会社から切り離すような仕組みをなぜ金融庁は考えないんですか、あるいは議員の提出者は考えないんでしょうか。上田勇先生と竹中大臣にその部分を聞きたいと思えますけれども、いかがですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。この機構の組織につきましては、民間の団体と

してつくられたものでございまして、民間の出資によりまして運営されているわけでございます。したがって、民間の役員等につきましては、非常勤でございすけれども、民間の方々が集まりまして、その中で、運営委員会としまして、他の方々も交えた上で適正な運営を行っているというところでございます。

○上田(清)委員 私は藤原局長に答弁を求めたのではありません。仕組みの根本の部分なんですね、これは。きちっと運営ができるのかどうかという、運営委員会の仕組み、どういう議論がなされて、きちっと国民のロスを減らすために努力をしているのかどうか。必ずしも王道ではないということとは皆さんの共通の理解があるのです。そして、ある程度やむを得ざるような空気もあるのです。正直に政府が株価対策のために強い決意を持ってこういうものを取り組むんだと言え、もっと賛同者はふえるのかもしれないですよ。それを何かオブラートに包んで議論されるから、おかしいじゃないかという議論の方が強くなってくる。

だから、せめてこの機構だけでも、運営委員会がきちっと運営委員会として機能すること、理事会が理事会として公正なあるいはまた外に見えるようにすること。だって、買い取りの株をどこから買っているのか、額も教えない、総額を教えただけじゃないですか。わからないじゃないですか、まともな機能をしているかどうか。そして、職員は職員で、実務をする人たちは本体が別個のところにある。これできれいに運営しろというのがおかしいでしょう。当たり前の質問をしているんですよ。難しい話でも何でもありません。

こういうことについては是正するつもりはあるのか、あるいは、しっかり調査して是正するつもりはあるかどうかを、私は、提出者の上田勇先生と竹中大臣に聞きたいと思えます。

○上田(勇)議員 お答えいたします。この機構の運営の仕方というのは、これは金融庁の方で監督していることだというふうには承知

いたしておりますが、私も子細に承知しているわけではございませんけれども、その運営のあり方については、金融庁を通じて、いろいろとヒアリング等は行っているところでございます。

今、上田清司先生の方からも御指摘がありましたように、役員あるいは職員等が、この買い取りの対象となります銀行から出向している、あるいは銀行の職員と兼職をしているというような点にあって、利益相反するのではないかと御指摘だろうと思えます。

その点について、これは、運営委員会も、外部の人間から構成をされた運営委員会その基本方針が決まれているところでございますし、適正に運営をされているということで理解をしているところでございます。もちろん、そういう意味で、取引先になります銀行の職員あるいはその出向者ということなので、そうした懸念がないように、この運営委員会の中において、その方針について外部の視点から適切にチェックが行われているというふうに私としては理解をいたしております。

○竹中(国務)大臣 基本的には、出向者で運営されているというのは御指摘のとおりでございます。しかしながら、出向者といえども守秘義務が課せられているわけでありまして、そうした意味で、しっかりとした仕組みづくりはなされているというふうに私は思っております。

もう一つ、これは午前中も御議論いただきましたけれども、第三者で構成される運営委員会が存在している。その運営委員会での議事の結果については報告もされているわけですが、そのような意味では、組織そのものをしっかりと運営していくような仕組みはあると思っておりますので、そうしたことを前提に、金融庁としては監督をしていきたいと思っております。

○上田(清)委員 運営委員会が十分機能していないということを再度申し上げて、そういう認識じゃどうにもならぬ。国民に損をさせることにしていって一考もしていないという、そういう判断とし

か思いようがありません、残念ながら、強く抗議をしておきます。

そこで、これは③の資料であります、選択という雑誌の一部にあったリストでありまして、旧大和銀行が不良債権飛ばしに使った緊密者二十四社のリストということで、資料が出ております。出所不明だということでもまた言われるかもしれませんが、極めて中身がしっかりした数字であり、なおかつ、企業名も明らかであり、社長とか代表者とかも明らかになっておりますので、存外これはうそではないというふうに私は思っております。

そこで、この二十四社の中で、例えば、二十番目に書いてある大彌商事などは、旧大和銀行の最大の貸付先なんです、融資先として一位なんです。そして、十八番目の船場産業というのは四位。それから、一番目のアルテというのが五位。それから、十番目の恒和興業というのが六番目の、大和銀行からすれば上位の融資先なんです。

そして、気になるところは、この大彌商事の筆頭株主は恒和興業、恒和興業の筆頭株主は船場産業、船場産業の筆頭株主は大彌商事と、こういうのは飛ばしの持ち合いとよく言うんです。この構図は、金融国会のときに、長銀、日債銀の破綻の過程で見られたパターンですよ。よく思い出してください。

それから、例えば、アルテと、三番目に書いてあります平野町開発、これは現在では、旧大和銀行の不動産部門のいろいろな会社を整理統合して、統括した不動産会社ですよ。これの筆頭株主にアルテがなっているんですね。社長は兼務しております。

要するに、この融資リストの二十四社だけで、総額で約五千七百三十億、これだけ融資をしております。そして、なぜ緊密者リストと言うかという、ほとんど大和銀行のOBが社長をやっているか、もしくは主たる役員を大和銀行のOBがやっている。つまり、大和銀行の、俗に言う、息

のかかった会社だということです。

こうした会社で、大和銀行の決算と、そして金融庁の査定の結果で、引き当てをゼロにしているところが幾つもある。特にこの一位、四位、五位、六位というところで、六位の恒和興業、あるいは四位の船場産業、あるいは一位の大彌商事、何でもこうして引き当てがゼロなんだ。不動産の価格というのは、担保で全部押さえているにしても、絶対下がっているわけですよ。東京以上に大阪は下がっているんですよ。そういうことを考えると、これは不思議でならない。

大和がそうしたとしても、金融庁としたら、そんなばかなことでも、とても要管理先になるような話ではないと私は思うんですが、仮にこの数字が間違っているにしても、こういう仕組みというのはできるんでしょうか。伊藤副大臣ですか。

○伊藤副大臣 お答えさせていただきますと思います。

上田先生からは、金融行政の信頼を回復するために、先ほどもお話がございましたけれども、過去の金融機関の破綻の問題を総括されて、さまざまな視点から今日まで御議論をいただき、御質問をいただいていたところでございます。

私どもも、その当時与えられた権限の中で適切に対応してきたと思いますが、しかし、その中でも多くのことを学び、そして金融行政の信頼を回復していくために、今回、市場の評価との整合性もあわせて、金融再生プログラムをつくり、不良債権問題の解決に取り組んでいるところでございます。

この旧大和銀行の問題につきましても、そうした観点から、金融再生プログラムに基づいて、「りそな」の三月期の決算については、九月期決算に基づく検査が入り、そして、それを反映した形で三月期の決算というものができ上がっているというふうに承知したところでございますが、先生御指摘のとおり、個別の問題について、私どもとして子細にお答えすることはできないこ

とは、先生の御質問でございますけれども、お許しをいただきたいというふうに思いますが、大口債務先の問題を含めて、銀行の健全性をしっかり確保していく、これは私どもの検査において大変重要な視点でございます。

そうした観点から、私どもとしては、検査をさせていただき、銀行の業務の状況あるいは財政の状況について、的確に実態というものを把握して、そして、仮にリスク管理上問題があれば、検査結果通知においてその問題点を指摘するということになっていくところでございます。

○上田(清)委員 私は、残念ながら、過去の、なみはやであろうと兵庫であろうと、あるいは日債銀あるいは長銀、全然総括していないと思っております。その証拠が今回の「りそな」の動きじゃないですか。

②を見てください。時系列的に追っかけてみました。

二〇〇二年の十二月に金融庁が旧大和銀行の検査をやっています。同時に、この時期に、あさひとの合併の予備審査もやっています。そして、二月の二十二日には本申請をやり、二十五日には認可が出た。そして、三月一日に合併しました。そして、三月二十八日には増資もやった。ところが、もう四月の段階では、監査法人が、特に朝日監査法人は、債務超過だ、だから、意のままにできないんだ、たまたまやめるということでおりました。そして、新日本監査法人は、五月の初めに、自己資本は四割割れで、私たちはこれは早期是正措置の話になるんだと思っております……(発言する者あり)そういうのはよく間違えるの。四％です、四〇％なんてあったらすごいことでありまして、そして、五月十七日には金融危機対応会議。

この期間、わずか一カ月、二カ月の話じゃないですか。どうして合併を認めるんですか、つづれそうな金融機関を。どうして増資が認められるんですか。とてもわかりづらいですね。

これを、過去の部分を総括してきちっとやっているかという、全然やっていない。竹中大臣な

どはとも意気込んでやられたけれども、いつの間にかとりこになってしまった。そう思わざるを得ない答弁しかこの「りそな」問題に関しては出なかった。

大和銀行が不良債権の飛ばしをどんどんやっているなというところは、これは金融ビジネスなんかでもかなり詳しい資料が出ております。特に、それぞれ上位の融資先の企業は、決算時期をずらしながら、見事に決算時期もずらして、それぞれが飛ばし役をしている。

そして、筆頭株主もまさに持ち合いをやって、これは特定の、大和銀行のトップリーダーのいわば指先で動かすことができるような仕組みを時には益出しの受け皿として使って、いわば税金を納めるのを減らすためにいろいろな工作をする。一方では、不良債権の飛ばしのために、いわば緊密企業、息のかかった企業を最大限に利用するということについて、金融庁が本気になればわからないわけじゃないじゃないですか。こういうでたらめなルールをつくっている。なぜやらないのかということをお私は大変不快に思っております。まだこの期に及んでこういうことをやっているのか。何で勝田前頭取と手を握っているんだ、こういうところ。目こぼししているんじゃないかと思いがたじゃないですか。

また、②で時系列的に見ているように、こんな一カ月、二カ月でおかしくなるような検査を何でしたんだ……(発言する者あり)まさに、節穴かと言われましたけれども、節穴じゃないですか。どんな責任がとれるんですか。こういう時系列で、十二月の段階で金融庁の検査をする、その段階で合併について了解する、予備審査ですけどもね。

○小坂委員長 上田君、時間が終了しております。

○上田(清)委員 時間になりました。また改めて、場外も含めて、この大和銀行のやり方については追っかけをさせていただきますので、金融庁の事務方の方々、どうぞ丁寧に対応していただきた

と思います。ありがとうございました。

○小坂委員長 次に、東祥三君。

○東(祥)委員 自由党の東祥三でございます。

本委員会が提出されている法律案については、既に同僚の中塚議員の方から、前回は極めて本質を突いた質問がなされていると思うのでありますが、まず初めに、竹中大臣、ちょっと素朴な質問をさせていただきたいんですが、大臣はある意味で変則的な社会主義経済を志向されているんですか。つまり、共産主義者なんですか、それも変則的な。

まさに今何が起っているのか、余り大臣また提案者の方は現場を歩いていないのかどうかかわりませんが、中小零細企業、日本の経済を支えているところはまさに自然淘汰されていくわけですね。ところが、日本の経済を支えているもう一つの大きな、大手企業だとかあるいは金融機関とか、これは何か問題があると常に国からの支援を受けてしまう。それにまた上乗せする形で、この法案が出てきているわけであります。

僕は素朴に、竹中さんというのは一体原理原則を持っているのか、本当に大変失礼でございますが、自由主義経済論者なんだろう、ひょっとして僕と同じかなというふうに思っていたら、そうじゃないんですね。そういう意味においては、ダブルスタンダードが日本の経済の中をめちゃくちゃにしちゃっているんだらうというふうに思いますよ。

「りそな」のあの公的資金導入にしても同じ問題が言える。まず、その基本的な点、三十秒でいいですから、よろしく願います。

○竹中国務大臣 雑誌等でアメリカ原理主義者というふうによく言われることはあるんですが、社会主義者と言われたのは生まれて初めてでございます。

私は、現実的な市場主義経済論者であるというふうに思っております。ただ、政策というのは、時にそれをどのような順番で行っていくかというシーケンスの問題が重要である。そういったこ

とも含めて、非常に現実的に資本主義経済を運営していかなければいけないと思っております。○東(祥)委員 状況が変わればすぐ変わっちゃうということなんだろうと思ひます。

基本的に私の立場を明確にしておきますが、この法案に対しては反対させていただきます。その理由は極めて簡単であります。市場で売れば価格下落が避けられない株式を、市場メカニズムにゆだねた場合よりも高い値段で銀行から買うということとを意味するからだ。この差額分が銀行にいわば贈与されているということになるんじゃないのか。

資本注入の場合には、これでも私は反対であります。少なくとも議決権があつて、銀行に努力を迫って、注入した資金の回収を確保することができるとはいいませんが、株式買い取りの場合には、銀行に対してはただの贈与になってしまつて、注入資金の回収の成否はその株式を発行している企業の努力にかかってくることになります。銀行は汗をかかなく痛みを除去してもらえ

るわけでありまして、銀行からの株式買い取りを公的に支援するというスキームは、形を変えた銀行への公的資金注入ではないのか、このように思うんですが、提案者、いかがですか。

○上田(勇)議員 今の御質問で、御趣旨が必ずしもよくわかつたわけではありませんけれども、この法律のスキームは、銀行の株式の保有を一定限度の中に制限する、それに伴って、銀行が市場で株式を売却する場合に、非常に集中的に売却するということになる、本来の価格よりも、そのときの市場の需給バランスが崩れることによりまして、むしろ市場の価格形成機能をゆがめてしま

う、そういったことを回避するということから、この機構を設けて、そこで株式を一定期間保有して、期間を持つて、その間に市場に再度売却をすることによって、市場を歪曲するというようなことを避けるというのが目的でございます。そういう意味では、今委員の方から御指摘があつた贈与に当たるといふことは、目的またその

運用のあり方からいって、全く当たっていないというふうに思っております。

○東(祥)委員 僕は、上田さん、極めて聡明な上田さんですから、ただ、言っていることはよく理解できない。

私が言っているのは極めて簡単でありまして、まず、株価というのは株式市場で自由に投資家同士の売買によって形成されるべきものでしょう、そこに人的な介入が入れば、それはそうではなくなつてしまふということをやっているわけですよ。皆さん方が経済学を習ったかどうかかわりませんけれども、それはそれとおりなんじゃないですか。それ以外のものがあるならば、それは、上田さんが言っているふうになるのかもしれない。

そういう意味では、理論的には、買い取り機構が恣意的に行うわけでありまして、恣意的に株価形成機能をゆがめてしまふ可能性、蓋然性というのとは出てくるわけでありまして、経済全体の効率的な資源配分の適切なプロセスを邪魔してしまふことも考えられる。生産性の低い、本来、整理淘汰されるべき企業が株価維持政策によって延命することになると、経済全体の価格機能が不全化して資源配分がうまくいかなくなつて、日本経済の将来の発展性を阻害してしまふことも懸念される。

これでは、買い取り機構を創設して株価を一時的に維持できても、日本の将来像を暗くしてしまふのではないのか、当たり前のことを申し上げているんですよ。銀行が売却する、また不良債権の早期処理、あるいはまた産業再生にも逆行すると考えられるわけでありまして。

問題は、竹中さんがどういうふうにお考えになつていらっしゃるかわかりませんが、本来ならば市場に全部任せとおくべきだ、しかし、そうなるのと倒れちゃうところがいつぱい出てくるから、何らかの形で、市場が回復するまでの間、恣意的な人間の介入が必要だと。つまり、死をおくらせていくわけですね。その間、本当に本来市場に任せておけば回復できるものがあつたとしても、そ

れができなくなつてしまふ、それをいつも懸念しているわけですよ。

だから、前のときは、竹中さんは多分自由主義経済論者だろうと、市場にできるだけ任せろべきだろう、本当に金融不安が起るといった場合、それは緊急避難的な形でもって、銀行を助けるということではなくて、関係者、取引者あるいは預金者、それを守るために国が介入しなくちゃいけない場合があるかわからない、それ以外は基本的に淘汰に任せろべきだろう、僕は竹中さんをそういう視点でとらえていたんですけれども、こういうものに同調してくるということとは、どうなつてしまふのかというふうに思うわけであり

ます。いかがですか。

○竹中国務大臣 今の委員の御指摘は、基本的に我々が市場の構造をどのように考えるかという点で極めて重要な問いかけであると思ひます。基本的な考え方として、私は、今委員がおっしゃつたことに賛成でございます。

ただ同時に、ぜひ考えていただきたいのは、市場機能というのが常に完璧に機能するかということ、そうではないということ、これはもう世界じゅうでそうです。(発言する者あり)

○小坂委員長 静粛に。

○竹中国務大臣 世界じゅうで市場機能というのは完璧に機能しないんです。だから困つた問題が生じるわけですよ。

例えば、バブルのときにあれだけ株価が高くなつたというのは、価格機能がうまく機能しなかつたからです。価格機能がうまく機能しなかつたにバブルになつたという前例を我々はマーケットで持っているわけですよ。

そうした問題を踏まえて顧みれば、今の市場というのは、先ほどから申し上げているように、本来でしたら、非常に長期的な視点から、十分な情報を持つて、この企業はこのぐらゐの価値があるということを買つて、裁定取引に入るような主体が今いなくなつてゐる。その意味で、私は、今の

日本の株式市場は構造的な問題を抱えてしまっているんだと思います。

その構造的な問題がある場合に、政府は何かしなければいけない場合があります。ただ、ここはやはり慎重にならなければいけません。マーケットより政府の方が賢くて常にかかっているのかというと、そんなことはないわけで、これはやり過ぎると大変危険なわけです。その意味では、原則はまさに委員おっしゃったとおりで、政府の介入というのは極めて限定的なものでなければいけないというふうに思うわけです。

例えば、かつてバブルで価格が極めて上方にオーバーシュートした。今、例えば、企業の価値が変わっていないにもかかわらず、たまたま持ち合い解消等で売りが出たときに、短期の需給バランスで現実には下がります。そういう日に買って入る資金がないような状況下では、大きな混乱を避けるために政府がやらなければいけないことはやはりある。それが今の世界じゅうの、市場経済を運営するに当たって各国の政府に問われている大変重要な基本的な視点であるというふうに思っております。

○東(祥)委員 幾ら言っても、多分もう決めちゃったんだから、竹中さんはこれでいく。したがって、なかなか難しいのだからと思います。が、おっしゃられるとおり、市場というのは完璧ではない、しかし、そこに介入する人間はもっと完璧ではないかも知れない、その指摘は極めて重要な点だろうと私は思います。

基本的に反対だということを申し上げて、前回からずっと何度もやっておりますけれども、さらにきょう続けさせていたきたいというふうに思うわけであります。金融整理管財人の位置づけでございます。

六月三日、そしてまた六月十一日、二回にわたってこの問題を取り上げていただいているわけでありまして。わざわざ私はなぜ個別の問題を扱っているか。金融整理管財人が余りにも大きな位置づけを、また権限を与えられてしまっている。

る。そこで、もう一度ちょっと復習させていただきたいんですが、六月三日の段階で、伊藤副大臣はこのように言っているわけでありまして。

金融機関の破綻処理において、金融整理管財人がその業務に関して不正を行うなどということ、公的な責務にかんがみて万が一にもあつてはならない。さらにまた、金融庁が金融整理管財人に対して直接の指揮権を有しているわけではないので、金融整理管財人が適切な対応をしていくと承知している。

竹中大臣は、この日も、被管理金融機関を代表して、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利、これは金融整理管財人に専属する、したがって、その業務は、経営そのものである。これは別途、今、仮に、本来十億で売れる資産を五億で売ったということであるならば、これは、被管理金融機関を代表して誠意に行うというその仕事に対して明らかに背任の行為になってくる。

六月十一日、本日來られていませんけれども、鬼追RCC社長発言であります。金融機関が破綻すると、預保法七十四条に基づいて、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が命ぜられる。金融整理管財人は、監査法人など外部機関への委託を含め、当該破綻金融機関資産の再査定を行うとともに、速やかに救済機関を確保し、円滑な事業譲渡を行うべく努力をする。破綻金融機関からの整理回収機構の資産の譲り受けというものは、全く受け身の状態を組み立てられている。預金保険機構の委託のもとに資産を買い受ける。

松田預保理事長は、次のように言っているわけでありまして。同じく六月十一日ですが。実際に破綻した金融機関の資産の処分は、金融整理管財人の専権事項ということが法律でうたわれている。機構としては、その管財人が公的な立場にあつて、一、善管注意義務も法律上決められ、二、場合によっては金融庁による解任権の発動もあるべき、また、三、各業法による監督も受けている立場である、そのような公的な方が行う業務だから、まずは信頼性の高いものであらうというのが大前提である。

松田理事長発言ですが、金融整理管財人は、法令上非常に強い権限と同時に責任を持つ公的機関であるから、恣意的なことはしないようになっている仕組みになっている。金融整理管財人は、財産の管理処分は専権事項だから、それについて我々が横から口を入れて、管財人どうこうということはない、結果を聞き、その妥当性を審査すること。

竹中大臣発言であります。この日は、金融整理管財人が本場に正しく行動しているのか、そのチェックはちゃんとできるのかという私の質問に対して、実は、今の制度においてもやはり三重のチェックができる制度になっている。一つは預保法上の善良なる管理注意義務があるということ、第二番目として業法、金融業として金融庁の監督権限下に置かれているということ、さらに預保法に基づいて、これは内閣総理大臣、具体的には金融庁長官が解任権を持っている。金融整理管財人の権限行使の適正性は制度として担保されているのではないかと、このように発言されているわけでありまして。

今のすべての発言を踏まえた上で、改めて金融整理管財人がちゃんとしたチェックのもとに動いているのかどうかということを検証させていただきたい。そのために、どうしても個別の案件を出さない限りわからないので、そこで不備があるとするならば、制度上の問題としてぜひとも政府としてこれを考えてもらいたいということ、私は一貫して質問させていただいているわけでありまして。

さて、そこで、前回も議論させていただきました。たいやゆる銀座所在のビルの処分の問題であります。六月十一日の委員会、RCCの鬼追社長は、A社から質問があつて、その後債務不存在の訴訟が起きたけれども、調査をした結果、金融整理管財人の方から、既にその三億円については相殺通知をしている、したがってRCCとしては預保と協議の上で清算している、こういう説明があつたわけでありまして。

ところが、平成十三年三月五日付で、永代信組がA社に対して売買契約の解除を通告するとともに、ビル明け渡しの申し立てを行った際、手付金三億円は手形債権と相殺する旨を明記していたわけでありまして。すなわち、その時点において、永代信組の帳簿上で相殺の記載がなければならなかったわけでありまして。

ところが、平成十四年九月十七日付の管財人による債権譲渡通知では、債権が満額存在し、RCCに移管、譲渡されたことになっていた。つまり、この場合、整理管財人がその存在を明らかに見過ごしたのか、見誤ったのか、ちゃんと検査をしていなかったのか、いずれにしてもそのどちらかで、債権がないにもかかわらず、債権が満額存在して、そしてRCCに移管、譲渡されたことになっていったわけでありまして。

そういう経緯の中で、管財人はA社に対して送付した通知に、単に間違っていましたと記述したけれども、なぜそのような事故が起きてしまったのか、その原因追及はどれほど厳密に行われたのか、これをまず預保にお聞きしたいというふうに思うわけでありまして。

○松田参考人 お答えいたします。

前回も申し上げたんですが、それぞれ役割分担がございまして、預金保険機構としては預金保険機構、RCCとしてはRCCの立場で一般的に取り組んでいるわけでございます。

したがって、ちょっと一般論的に言わせていただきますと、資金援助する立場の預金保険機構、それからその委託を受けて債権を管理、回収するRCCの立場としましては、金融整理管財人の業務内容を云々する立場にはございませぬ。したがって、債権が消滅したことを金融整理管財人が認識していなかったとか、どういう原因でそういうことになったのかということまで追及する立場にないということは御理解をいただきたいと思います。

ただ、例えば資産買い取り後にあっても、回収に当たるRCCにおいては債権を精査するわけでごさいますから、そこで精査したときに、どうも疑問がある、弁済や法律上の原因によって消滅している可能性があるというような事態がございまして、RCCから預保に連絡がございまして、私どもも私どもなりに法律的な見解で検討をしまして、その債権が法律上消滅しているかどうかを確認することとは十分にあり得るわけでごさいます。それによって、その後、適切な措置をRCC、預保がする、こういうことでごさいます。

〔委員長退席、砂田委員長代理着席〕

○東洋委員 松田理事長は、先ほども言及されていたことが、六月十一日に、金融整理管財人というのは財産の管理処分は専権事項だから、それについて我々が横から口を入れて、管財人どうこうということはないと。今の発言もそうだと思います。結果を聞いて、その妥当性を審査すると。この場合の妥当性というのは何を審査するんですか。個別にちゃんと動くんですか。

この場合は明らかに、金融整理管財人の方から、債権譲渡がこれだけありますよ、ところがそれは、実はもう既に相殺されていて、ないものをRCCの方に通知しているわけですね。この整理管財人は明らかに間違いをやってしまっているわけですね。そこで、それは間違いでしたと金融整理管財人が認めたからといって、はい、さようではないですか、こういうふうになってしまおうという話なんです。本来ならば、そのような間違いをすること自体が金融整理管財人として不適切なんじゃないんですか。だから、どのようにこの問題の重要性を認識しているのか、そのことをちょっとお聞きしたいんです。

あるいはさらに、この問題について預保とRCCとの間で、この誤記の問題についてどのような協議が行われたのか、協議があれば、それについてお答え願いたいと思うんです。

○松田参考人 お答えいたします。

先生、極めて個別的な案件でありますので、

ちょっと一般論的に展開してお話をさせていたいただきたいと思ひます。

先ほど来先生が御紹介いただきました私どもの立場というのはそのとおりでございまして、金融整理管財人が破綻金融機関を経営していて、譲り受け金融機関を見つけて資金援助を申請してきた段階から預金保険機構の本来の仕事が始まります。そこで形式と内容をチェックいたします。それは個別に行います。それは行います。その結果、妥当だと思えば資金援助額を決めます。さらにもう一度、事業譲渡した後で、もう少し減額すべき事由があるかないかについて再審査を行います。そこでも同じようにチェックをかけます。そういうことでやっております。

ただ、今先生お話をございましたように、例えば、買い取り後に、今言われたような法律上の原因で、債権の一部が毀損しているとか変形しているんじゃないかというような情報が入れば、それはRCCから私どもに連絡があるでしよう、重要なことであれば、お互いに協議をもちろんいたします。それで、しかるべく関係者にその関係を確認する。そして、その結果、例えば債権の元本を減らすということも当然あり得る。そういうことは一般的に言えることでごさいます。現にやっております。

○東洋委員 これはある意味でささいな問題なのかわかりませんが、問題は、債権債務がなかったからそれでよいではないかという話がある。でも、それでよいという話じゃないんじゃないのか。

僕が一貫して申し上げさせていただいているとおり、金融整理管財人というのは、すべての方々が認められるとおり、大権が付与されてしまっているわけでありまして、関係当局は、管財人の業務をある意味で頭から信じて一片の疑いすら持たず、したがって、厳格な精査あるいはまた審査機能が何ら働いていない、そういうことになってしまふんじゃないですかというのを申し上げさせていただいているわけでありまして。

何度も指摘させていただいておりますけれども、金融秩序の維持あるいはまた健全化を図るとして、金融庁、預保が巨額に注入する資金というのは血税であります。税金であります。それが注入されるまでのプロセスがデイスクリーズされていないのはなぜなんだ。とりわけ、金融整理管財人の権限が一般の想像をはるかに超えて強大であることはすべての方々が認めていらっしゃるんじゃないですか。

一方の大きな責任について、それなりのちゃんとしたダブルチェックしていくという制度は、幾ら竹中大臣が三重のチェックがあると言ったとしても、基本的に、私は個別にいろいろな形で聞いた結果として、何も出てきていないわけでありまして、そういう意味において、この大きな責任を担っている者についての厳正なる対応をしていかなければいけないんじゃないのかということを上らせていただいているんですが、この点についてはいかがですか。

○竹中財務大臣 今までの東委員の御指摘を改めて承けていまして、個別の事象について云々できる立場にはないものでありますけれども、金融整理管財人が非常に大きな権限を有している、その権限を存分に発揮してもらわなければいけないんだけれども、事後的なチェックがどのように行われているのか。またしかし、改めてお話を伺っておりますが、金融機関として金融システムを乱すようなことがあれば、これは我々としてはチェックできるわけですね。本当に問題があれば、今のシステムの中で対応できるのではないかなというふうに私は思っています。

いろいろな場合が想定されましようし、今委員の念頭に置いておられるケースそのものについて、繰り返しますが、個別に言及する立場にはないわけでありまして、大きな背任的な行為がもしあれば、例えば金融庁長官が解任するとか、そういうこともあるんだと思うんです。それはやはり、通常のいろいろな問題が生じた場合に、問題点が指摘されて告発されてくる、そのプ

ロセスで解決されていくべき問題なのではないかなというふうには私は思っています。

○東洋委員 なぜ個別物件でやっているかという、問題の輪郭が明らかでないですから、抽象論で話をしている限り。とりわけ、金融整理管財人が扱う問題というのは財産、債権の処分ですから、いろいろな利害関係者がたくさん出てくるわけですね。そうすると、それに対して一つ一つたえていくと、双方においてそれぞれの立場を反映するというものになってしまふ。そういう意味において、極めて難しい問題であるということも僕はよくわかるんです。

ただし、そのときに、背任を働いているかどうかというのを調べるに当たっても、関係当局が、金融整理管財人が行っているものに対して、金融整理管財人から受けた報告をただうのみにして、それを側面的に審査していくということではなくて、それを別途、別の形でチェックして、その結果として同じ答えが出ているということであるならば、これはチェックが働いているということになるわけでありまして、でも、本当にそうなのではないかというのを私は一貫して質問させていただいているわけでありまして。

したがって、さらに個別具体的なことを聞かせていただきますけれども、六月十一日の委員会では、RCCの鬼追社長は、瑕疵物件の処分の可否について、資産の譲り受けというのは、預保の委託のもとに全く受け身の状態である、一般論としては、議員、私の指摘のとおり、RCCへの移管、譲渡が通例と思う、このように発言したわけでありまして。

また、松田理事長は、最初、その案件はRCCに引き取るようになっていた、そのもとで資金援助を決定した。その後、管財人から売れたとの報告を受け、売れた価格が、RCCに予定していた価格よりも高く、鑑定書を見ても相当な合理的な範囲の中にある、であれば資金援助額を減額できるので、申請を了として減額に応じた、こういう発言をしているんです。

その限りにおいてはそのとおりなんだろうというふう思うわけであります。つまり、両者の発言は、管財人から出てくるビル売却経緯の報告を、そのとおりだ、このように判断して、それを見込んだとしか思えないのであります。

ところが、ビルの現状からいくなれば、A社が売却先の不動産業者を相手に異議申し立ての訴訟を起こし、今、係争中であるわけです。ところが、売却先業者とは全く別のビル購入希望業者が、ある裁判所で陳述書を提出しているわけであります。これは、全くA社とはかわり合いのない第三者の購入希望者であります。平成十四年六月十三日に金融整理管財人と面会した事実があり、管財人の話では、ビル売却は入札でやる、既に二社ぐらい話が来ている、そろそろ締め切るという説明があった。しかし、入札とはいえ、公告しているわけでもなく、期間も設定されていない。管財人の一存で行われる入札など、言葉だけではないかという疑義を持った。本当かどうか分かりません。管財人は、ビルは係争物件だから売却できないと言ってみたり、土地建物そのものは売却できると言うなど、極めてあいまいな態度に終始していたと述べているわけであります。

このことが事実であるとするならば、金融整理管財人自身が、瑕疵ある物件の売却に明確な根拠を持っていなかったということが言えるのではないですか。預保においては、管財人の申請がRCCへの譲渡価格より高額だった、あるいはまた、鑑定書からも相当な合理的な範囲の中にあるとして減額に応じたとの松田発言がありますけれども、果たして、管財人による瑕疵物件売却の説明について、相当な合理的な範囲の中にあるとすればどの根拠があったんでしょうか。

この購入希望者が陳述で明らかにしている重要な事実は何かというと、管財人が売却を決定した業者よりも高額な価格を提示して、かつ、買い付け証明まで出していた業者があったということであり、しかし、それを預保の方がちゃんと二重チェックで、整理管財人とは別のルートでこの問題の所在を知り、金融整理管財人が行った売却、これの問題がないんだというチェックを行っているとするならば、そういうチェックをやっているんだというのを私に明確に教えていただきたい。

それをやっていないとするならば、先ほど来言うとおり、金融整理管財人が報告してくることをただうのみにしてやっているにすぎないのであって、竹中金担担当大臣が言われているような三重のチェックが働くどころか、何にも働かなくなってしまうのではないのか、このことを私は申し上げたいのであります。いかがですか。

○松田参事官 お答えいたします。再三同じことを申し上げて恐縮でございますが、預金保険機構としてやる範囲のことと、やれない範囲のこととあると思います。私どもとしては、管財人がいろいろ申請してくるものを全部うのみにしているわけじゃございませんで、再三申し上げておりますように、資金援助を決めるとき、あるいは最後の減額を請求するとき、それぞれの資料に基づいて、例えば物件であれば鑑定価額を見て、合理的な範囲にあるかどうか実際に計算をして、その範囲で、これで間違いがない、妥当性があるということで判定をした上で、第三者を交えた運営委員会や御審査を二度もいただいて、それで適正であると評価をいただいて資金援助を決めている、こういう状況でございます。

そこで、先ほど先生いろいろおっしゃった、御指摘の案件の話はちょっと今のところ申し上げられませんが、何かあれば、我々も、うのみじゃなくて、先ほど言ったように、例えば法律上の原因で債権に何か問題があるんじゃないかというのであれば、協議もします。そういうことはいましておられます。

○東(祥)委員 わかりました。六月十一日の委員会では、管財人の業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画と題した報告書についての質疑において、「固定資産

の状況」の中の事業用不動産を、整理管財人が、十四億二百万円を含み損が出る再評価をしております。事実について伊藤副大臣は、永代信組は、土地の再評価に関する法律に基づいて、平成十一年三月三十一日に同組合の事業用土地について再評価を実施しているとして、質問そのものに誤解があると断じたわけであります。永代信組がこの時期に土地の再評価を実施したのは、自己資本の充実にあったと見られます。

そこで、私は質問なんです、金融整理管財人の報告にある土地の簿価というのは、平成十一年の再評価、伊藤副大臣が言われている十一年三月三十一日以後のものであると推定することができません。では、それが、管財人はさらに巨額を含み損があると評価しておりますけれども、その根拠は一体何だったんでしょうか。長引く不況下で不動産の価値が下落する、低迷している事実はある。しかし、毎年の決算において厳しい検査、審査を受ける金融機関において、これほど異常な再評価がなされる例というのは果たしてあるんでしょうか。

つまり、私が申し上げているのは、平成十一年三月三十一日に同組合の事業用土地について再評価をしていくわけです。そして、金融整理管財人が出している報告書、ここに載っている簿価というのはその後出てきている話なんだろうと思えますが、そこで十四億二百万円を含み損がある、こういうふうに言っているわけでありますが、それはどういふものに基いてそういうふうになっているのか。

また、整理管財人は、所有不動産について、逆に、今度は十一億四千百万円を含み益があるとしたけれども、これも先ほど申し上げました同じ根拠から、説明がつかないんじゃないですか。ここにぜひ、預保として、あるいはまた金融庁として、それをダブルチェックしているのか、そのことを私はお聞きすると同時に、皆さん方が本当にやっているということであるならば、僕は国政調査権の発動を要請したい。

この委員会におきまして、事業用不動産、所有不動産の一筆ごとの内訳、簿価、評価額、含み損益に対する理由を明らかにすることが不可欠でありまして、その開示をぜひ理事会において取り上げていただきたい、このように思います。いかがですか。

○小坂委員長 理事会において検討いたします。○東(祥)委員 その前の話についてはどう、伊藤さん。

○伊藤副大臣 お答えさせていただきます。御指摘のとおり、永代信組に係る預金保険法第八十条に基づく業務及び財産の状況等に関する報告においては、「固定資産の状況」の項目において、事業用不動産に十四億二百万円を含み損を抱えている旨が記載されていることは事実であります。

この点については、前回の私の答弁について今お話をいただきましたけれども、永代信組の平成十二年度のディスクロージャー誌によれば、同信組は、土地の再評価に関する法律に基づき、十一年三月三十一日に同組合の事業用土地について再評価を実施したところでございます。そして、この法律の第十条では、同法の規定により再評価を行った事業用の土地の再評価後の決算期における時価の合計額が、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回った場合において、当該時価の合計額と当該再評価後の帳簿価額の合計額との差額、これを貸借対照表に注記しなければならないと規定されているところでございます。

これによりまして、同組合のディスクロージャー誌において、再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地再評価後の合計額との差額が十四億二百万円と記載されたところでございます。したがって、一般的には、含み益を保有していると考えられているような、相当昔に取得した事業用土地が預金保険法第八十条報告において含み

損を抱えているのは、土地の再評価に関する法律による再評価の時点、平成十一年の三月三十一日の事業用土地の価額と、その後の事業用土地の価額の変動が関係しているものと考えております。それからもう一点、所有不動産についてお話がございました。

これは何分にも具体的な案件でございますので、これについてのコメントは差し控えていただきますと思います。

○東(祥)委員 今の伊藤副大臣のお話で一般論としてわかるわけですが、基本的に、短い期間の間にそれほどの差がなぜ出るのか、これが私の質問であります。したがって、この金融整理管財人の報告書を見ている限りにおいては、普通の頭では、一年未満のその動きの中でどうしてこれだけの含み損が出たり含み益が出るのか、それは承服しかねる。

したがって、再度、理事会においてぜひ諮っていただいて、一筆ごと、ぜひ説明していただけるように。それが、お話のとおり個人の問題であるとするならば、秘密会議でも構いませんから、そこにおいてちゃんと説明していただけるように。そういうふうには、ちゃんと金融庁が金融整理管財人が行っていることに對してチェックしているんだよ、そういうことが明確になれば、私の質問をする意味がなくなるわけですから、ぜひその懸念をなくしていただきたい、そのことを申し上げておきたいというふうに思うわけでありませう。

さて、冒頭に挙げた竹中金融大臣も含む方々の発言には、管財人たる者は法律を厳しく遵守している、またそういう前提のもとで金融整理管財人が任命されているわけでありませう。高潔にして清潔なる人材がつくものであって、それを監督監視するための周辺整備もなされている、こういう趣旨が目立つわけでありませうけれども、今そういう点を具体的に申し上げさせていただいているわけでありませうが、それを通して明らかになってくれば、なるほど、ちゃんと機能しているんだという、私も納得したいわけでありませう。果たしてそ

れがそうになっているのかどうか、ぜひ私を納得させるようにしていただきたいというふうに思うわけでありませう。

ちなみに、二〇〇一年以降現在まで報道されている、司法にかかわる人、弁護士、裁判官等の犯罪だとか違反行為、この記事を検索してみると、判明しているだけでも三十件近くあるわけでありませう。中には、ことしの四月、大阪地裁が告発して大阪地検に逮捕された弁護士は、地裁が選任した破産管財人の身分で約一千万円の業務上横領を働いた容疑で逮捕、起訴されているという例があるわけでありませう。

そういう意味で、きょう法務省に、最後になりますけれども、弁護士を初めとする法曹界の関係者が犯した犯罪、特に、その業務に関連して、依頼人を裏切ったり、あるいはだまして検挙された者、懲戒処分を受けた者、あるいは業務停止処分を受けた者が一体どれほどの数字になっているかを明らかにしていただきたい。

○寺田政府参考人 お尋ねの弁護士でございますが、不正事件は、平成十年以降、残念ながら増加傾向にございます。それで、懲戒処分をとってみますと、平成十三年が六十二件、平成十四年が六十六件に上っております、この内容といたしましては除名、退会処分、業務停止、戒告等がございますが、除名も三件あるわけでございます。

○東(祥)委員 私は、殊さらに弁護士の犯罪をあげつらうものではないと存じます。弁護士であっても人の子であるという事実をしっかりと認識していただければ、前に僕は、この委員会で申し上げましたが、私が住んでいるところは長谷川平蔵という鬼傷を持った人間はいない、みんな多分そうなんだろうと思っております。

しかし、それをちゃんと認識した上で、例えば、僕は本日また扱いました、金融整理管財人について弁護士がよこしまな心を増殖させる前に十全なるチェック機能がちゃんと働くようにしておけばいいのではないのか。竹中さんは、十全なる

制度はできているんだと言っているわけですが。本当かどうかというのを納得させてくれということをお願いしているわけでありませう。

いずれにいたしましても、破綻した金融機関の整理に巨額の血税を投入するのであれば、一方で、厳正なるチェックをする、ここまできっちり取り組んでいるという情報開示がなければならぬわけでありませう。金融庁は、個別の問題をやると、東さん、これは個別の問題だからと、なかなかそれを開示してくれないわけでありませう。しかし、ちゃんとやっているかどうか、そういうことをちゃんと開示していかなければならないのじゃないのか。

とりわけ金融整理管財人の業務にかかわる内容は、その意味で完璧なまでに、私たちがこの場で追及している公的資金導入が本当に国民のために行われているのかどうか、それを扱う人間がちゃんとした仕事をしているのかどうか、そういう形でディスクローズしていかなければならぬんじゃないのか、そういう趣旨で質問させていただきます。

最後に竹中大臣の答弁を聞いて、終わりにさせていただきます。○竹中国務大臣 一連の東委員の御指摘を経て、金融整理管財人とは何たるや、私も改めて考えさせていただきます。

確かに、非常に特殊な立場の方ですね。であるからこそ、司法関係者等々を充てて、いろいろな制度をつくっているわけでありませうが、だからといって、弁護士であれども人の子、それなりのチェックのシステムは要するという御指摘は、私もそのとおりだと思います。

ただ、同時に、お話を伺ってひとつ我々も考えてみようと思っておりますが、ある財産の整理を任せられたというところで、だれに幾らで売るかというのはいわば経営判断の部分でございます。金融の経営者に対して我々金融庁が監督するといっても、例えばこの会社に幾ら貸すという経営判断に、我々はそれをチェックすることはできない。た

だ、それが非常に不正に行われて、だれか特定の人の利益のために何かを犠牲にして何か不正に売買した、これは先ほどから申し上げているような我々の今のチェックシステムの中でチェックできるのであるかと思っております。

委員の御指摘がそのようなことなのか、さらには経営の判断的なことをもし含んでおられるんだとしたら、これはなかなか難しいかもしれませうし、我々も引き続きいろいろな勉強はしてみたいと思っております。

○東(祥)委員 大臣、経営というのは、自分でリスクを負って、そして決断することというふうな言い方です。問題は公のお金ですから、それを一人の人間に任せているというのは、ただ単なる企業における経営とはまた別の角度が必要になってくるのではないのか。そのときどういう判断をしたのか、どういう条件下で判断をしたのか、それをもう一つ別の角度でチェックしておかなければならぬんじゃないのか、そのことを申し上げさせていただきます。

他方、「りそなの一兆九千六百億円、これもある意味で、小泉総理、そしてまた竹中さんの経営判断ですよ、そうでしょう。しかし、それを、本当にその経営判断が正しいか正しくないかということをチェックしておかなくちゃいけないわけですね。それは竹中さんのお金であれば構いませんよ、小泉さんのお金であれば構いません。それは経営者に判断をゆだねる。そのリスクを持つ、そのリスクに對して責任をとってくださればいいわけでありませうから。問題は、国の税金である、国民のお金であるということ再度申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○小坂委員長 次に、吉井英勝君。○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。きょうの午後の最初の質問で上田委員の方からお話ありまして、上田さんの方から資料も出していただいておりますが、私も銀行等保有株式機構の概要やその役員名簿をもらって、それを

見ていて本当に思ったわけですが、これはまず竹中大臣に伺っておきます。

午前中も、運営委員会がどういう審議をきちっとやっているか、会議録をとということで、私は三木さんに求めたわけですが、この運営委員会は、運営委員五名と理事長、理事四名、合計十名で運営しているわけです。その理事長、理事はみんな五大銀行の頭取の方たちです。ですから、この運営委員会が株式の買い付け等について議論をして、期間設定して始めるわけですが、これは、これは売側の銀行と買う側の機構の方と両方とも五大銀行の幹部の方が入ってやるわけですから、言ってみればスーパースパイダー取引とでもいうべきものになると思うわけです。

私、さらに驚いたのは、上田さんの方から職員の方の名簿も出して、全部銀行出身者というお話がありました。私もこの質問に入る直前まで聞いて合せていました。金融庁の方からお返事いただいたところでは、一部の人は両方から給料をもらっているというんですね。私は、まさか二重取りはないと思うんですね。ということは、つまり勤務実態が、半分は銀行で働いて銀行から給料をもらう、半分は機構の方で働いて機構から給料をもらう、（発言する者あり）二重取りかもしれないんですけれども。

これは実際に、昨日もお話伺っていると、大体、株式の買い取り価格の設定というのは、これは規程によって、機構は特別株式買い取りにおいて、買い取りの約定を締結する日の前日の株式市場における最終の売買成立価格、または売買高加重平均価格のいずれか低い方の価格ということになるんですが、しかし、実際、最も深いところにかかわっている人がここに介在した場合には、本当にインサイダー取引になる、そういう可能性は十分関係者の間ではあり得るわけなんです。翌日約定するから前日のということで、情報を流すことによつての操作等もあり得るわけなんです。ですから、私は、まず大臣に、そういう問題については、金融庁の方からは、両方からもらって

いる人はいらぬということを直前に伺っているんですが、まず大臣として、大臣としても不明朗なところがあつては困るというのは、この法案に賛成、反対は別として、この機構についてやはりいささかの不明瞭な部分があつてはならないわけで、徹底的にここはまず解明する、スーパースパイダー取引などと言われるような事態が起こり得るわけですから、そういうことが起こらないように徹底的に解明する、まずこの点を伺っておきたいと思ひます。

○竹中副大臣 吉井委員おっしゃいましたように、本当に、不正なことがあるということは許されないことである。そもその組織づくりにおいて、そうした点は当初から、当然のことながら、組織設計者の念頭にはあつたというふうに思つております。

幾つか御指摘がありました。出向者がいるということ、これは出資者が給料の何がしかをさらに補助しているということであり、銀行がそれなりの負担をしている、それがいわば利益相反というふうな形で何らかの取引をゆがめるようなことがないような仕組みにしておかなければいけないということだと思ひます。私が認識している限りでは、繰り返し言ひますが、これは守秘義務がありますから、守秘義務に違反すれば、その罰は受けることになります。

それと、何らかのインサイダー取引にならないのか、前の日に何か操作をして相場をつり上げておくことはできないのか。しかし、これは委員御自身もおっしゃいましたように、ポリシームでの加重平均との低い方をとるわけであり、前日、幾らつり上げても、加重平均が上がらない限りはそうしたことはできない仕組みになっているのではないだろうか。私は認識をしております。しかし、インサイダー取引に関しては、これは常にさまざまな角度から我々はチェックしなければいけないと思ひます。そのために証券取引等監視委員会等もございします。そうしたことのすべてのマシンという仕組みをフルに活用させて、委

員御懸念のようなことがないように、これはしっかりと我々としても見ていかなければいけないと思つております。

○吉井委員 まず運営委員会において透明性を確保するという点では、きちんと議事録等が公開されないことには、何がどう審議されたかさっぱりわからない。それから、職員の方も、これは出向という形でその任務が終わつたらまた銀行に戻れますよというだけじゃなくて、一部の補てんがある。一部にあるのかあるいは勤務実態が半々なのかどうかはともかくとして、やはり完全に銀行から遮断される、これは身分の上においても何においても、そういうことなしには、インサイダー取引の可能性というのは常についてくるもので

何か買い取りの価格操作ができないということの証明ができるんですか。私は、今の仕組みではなかなかその証明は難しいと思ひます。加重平均といったって、その前日だけの話じゃなくて、一定期間を考えたことなど、それは本気になつてインサイダー取引を考えた場合には、いろいろやり方というのは恐らくあるんだらうと思ひます。ですから、どうしてそこをきちんと遮断するか、そのことは考えるべきだと思ひます。

もう一遍聞いておきたいと思ひます。

○竹中副大臣 不正が起きないように、遮断のシステムは確かにつくっておかなければいけないんだと思ひます。先ほど申し上げましたように、守秘義務に違反してはいないか、そうしたことはきちと我々としては常にさまざまな角度からチェックをいたします。証券取引等監視委員会は、そのような意味では、不自然な株価の動き、取引の動き、つまり異常値の発見に関しては実にさまざまなテクニクを有しているというふうには私は認識をしております。そうした中で、委員御懸念のような形の不自然な操作というのは、そんな、私はできることではないのではなからうかと思つております。

また、機構でありますけれども、これは監査役

ないし監事が大変重要だと思ひますが、会計士の方にも入つていただいている。運営委員会の委員長は私の元同僚でもあります。大変評価の高い方が入っている。そういうことをあわせて、我々としては、この組織がしっかり回るように、全体としては見ていきたいというふうには思つてい

○吉井委員 今度は、それならば、証券監視の方にかかわつて質問したいと思ひます。

これは大阪証券取引所問題を一つの例に見ておきたいと思ひますが、私がこの問題を質問したのは二年前の二〇〇一年六月五日の財務金融委員会でした。私が当時指摘した内容が当たつていたということは、最近、六月二十日だつたと思ひますが、大阪地検と証券取引監視委員会の合同による強制捜査、特別検査が入つたことによつても明らかになつています。

実は、非常に不思議なのは、昨年五月から金融庁と証券取引監視委員会が大阪証券取引所へ三十一一年ぶりの行政検査に入つてから、結局、一年間何を検査して、何が犯罪事実として浮き彫りになり、どういう措置をとつたのかということはまだ全く明らかにされていないんです。簡潔に報告を求めたいと思ひます。

○新原政府参考人 お答え申し上げます。

大阪証券取引所に対しては、証券取引等監視委員会、私どもと金融庁の合同でなお現在も検査中でございます。個別の検査内容等についてはコメントを差し控えたいと思ひます。

ただ、相場操縦等についての調査等についての御質問ということであれば、大阪証券取引所の問題につきましては、取引の公正の観点から不自然と思われる取引が見られたことから実態の解明に努めてきたところでございますが、こうした中で証券取引等監視委員会は、六月二十日、先生今御指摘のように、大阪地方検察庁とともに、証券取引法違反の嫌疑で関係箇所について強制調査を行うなど調査を進めているところでございます。

調査の具体的な内容にかかわる事柄について

は、監視委員会の今後の調査の進め方との関係もございまして、お答えを差し控えさせていただきます。また、存じますが、今後、検査当局と緊密な連携を図りながら、鋭意調査を進めまして、さらに事実関係の解明に努めてまいりたいと存じております。

○吉井委員 何かよくわかるような、わからぬような話なんですが、一年間たつてきちんとした検査の報告等がないままに、しかし、例えば、ことし四月十七日付の読売、毎日、日経、朝日、みんな書いてあります。大証の相場操縦の疑いについて、「デリバティブ取引をめぐる相場操縦疑惑の構図」ということで、これは問題になっているロイトファクスという会社と、そして大証のダミーとしてつくったと言われる日本電子証券及び光世証券というのが紹介されていて、それで、デリバティブ出来高の水増しということで、九七年から九九年についての光世証券の問題で異社長ら参考人聴取ということがどの新聞も、マスコミでは紹介されているんですね。

それで、売り買いが同価格、同数量になるよう調整するなれ合い売買や、株式オプションの取得を目的としない仮装売買を法律上禁止しているわけですが、その疑いありということで、監視委員会は、異大証社長が、当時光世証券社長として、ロイトファクス社との取引内容をどの程度把握していたかなど詳細に参考人として聴取を行っているということなど、この一年間の検査に基づいてマスコミでは発表されているんだけれども、全然、我々、私も二年前から国会で聞いたりして、結局報告ないんです。

例えば、この一例について、こういう聴取はきちんと行って検査を進めておられるということなのかどうか、伺います。

○新原政府参考人 お答え申し上げます。検査につきましては、これは内閣総理大臣が、公益または投資者保護のために必要かつ適当であると認めるときに、当該職員をして、当該証券取引所の業務もしくは財産の状況もしくは帳簿書類

その他の物件を検査させることができるということで、免許を出してあります関係上、行政上の必要から行うものでございます。

一方、調査というのは別の法律に基づいておりまして、犯則事件の調査のために必要があるときに、監視委員会の職員が犯則嫌疑者あるいは参考人等に対して調査を行うというものでありまして、別の法律に基づいて行っているものでございます。

調査の具体的内容につきましては、大変恐縮でございますが、個別の内容は差し控えさせていただきますと存じます。

○吉井委員 ことし合間で特別調査に入られた後、例えば毎日新聞の夕刊ですが、六月二十三日、調査の入った後ですが、大和証券、これは、ロイトファクス社との仮装売買取引について違法と感じて中止した、だから大和証券は中止したんです。しかし、光世証券はずっと続けてきたわけなんです。そういう事実がマスコミなどでは次々と、皆さんの方がリークされたのか、どこからどういうことなのかはよくわかりませんが、出てきているんですね。

犯則事案は、要するに、大証がダミー会社ロイトファクスをつくり、このロイトファクスが仮装売買、相場操縦を行ったこと、これには大和証券は、今紹介しましたように、取引を途中で中止した。日本電子証券のようなダミー会社がある一社入っているわけですが、大半の取引は光世証券であつたということには既にマスコミ等でも明らかにされているわけなんです。仮装取引というのはこのロイトファクス社一社では、片方だけじゃできないんですね。必ず、仮装取引については、売買注文をする、手数料を払う、これはロイトファクスがやるにしても、注文を受ける側の光世証券なしにはできないわけですよ。ですから、このロイトファクスの仮装取引という犯則事案の特別調査では、関係者のすべてをきちんと調査をされるんですね。

○新原政府参考人 お答え申し上げます。その他の物件を検査させることができるということで、免許を出してあります関係上、行政上の必要から行うものでございます。

一般論として申し上げますと、証券取引等監視委員会といたしましては、国会あるいはマスコミ等で指摘されるような事柄も含めまして、証券取引に関するさまざまな資料、情報を収集、分析いたしまして事実関係の解明に努めております。

ただ、個別の事案について、具体的にどのようなものを調査しているかというようなことについては、従来よりお答えをすることは差し控えさせていただきます。これは、今後の証券取引等監視委員会の活動を円滑に進めるためのものでございます。

ただ、一般論として申し上げますと、徹底的な解明をいたしまして、厳正に対処してまいります。

○吉井委員 要するに、私の言っております関係者、もちろん私も国会で指摘したわけですから、指摘したことを含めてということになるわけですが、ロイトファクス、もちろんそうですし、それから、大和証券というのも結局一年間取引しているわけですね。これ自身が問題だということがマスコミでも指摘されております。それから、光世証券に至ってはもっと長くやっているわけですが、日本電子証券、こうした関係者のすべてをきちんと調査をするのですねということと伺っているわけですから、固有名詞を言いつらいかもしれませんが、関係者についてはきちんと皆やるんですね。

○新原政府参考人 お答え申し上げます。現在、私も、鋭意事実関係の解明に努めておるところでございます。今後とも精いっぱい努力をさせていただきます。

○吉井委員 これは非常に大きな事件だということに、レクに来られたときに監視委員会の方からも説明を伺いました。それだけに、証券取引監視委員会としても態勢を強化して進めているというふうな伺っているんですが、確認しておきますが、これは非常に大きな事件だという認識で取り組んでおられる、これはそのとおりなんですね。

○新原政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどから申し上げておりますように、この問題につきましては、取引の公正の観点から、不自然と思われる取引が見られましたことから、実態の解明に精いっぱい努めているところでございます。

○吉井委員 竹中大臣に伺っておきたいんですが、大阪にとって、また西日本経済にとって、大阪証券取引所、この市場というのは大きな役割を持つものだというふうに私は思うんです。だから、公正性、透明性が大事にされなきゃいけないと思うんです。それだけに、柳澤大臣に二年前伺ったときには、検査の結果により厳正に対処するという答弁でした。

竹中大臣にも伺っておきたいのは、昨年五月からの行政検査で問題があつて、今特別検査が始まっているわけですね。そして、大阪証券取引所の公正性、透明性をどのようにして回復するのか、どのようにしてこれをきちんとやっていくかということについて、とにかく、監視委員会の方も私に、非常にこれは大きな事件だという認識を示しておられるんですが、非常に大きな事件であるだけに、きちんと解明して、そして市場の公平性、公正性、透明性を本当に回復するために、きちっとした取り組みというものが大臣としても必要だと思ふんですね。これを竹中さんに伺っておきたいと思ふんです。

○竹中大臣 新聞記事等々を見てわかるように、非常に社会的にも大きな関心事になっているという認識を持っております。そうした意味では、こうしたことになったということはやはり遺憾なことであつて、しっかりと検査は検査で行う、証券取引等監視委員会はその立場でしっかりとチェックを行う、それで、結果が出てきたことについては、監督の立場でしっかりとそれを行う、これは金融庁としては当然のことであるというふうな思っております。

○吉井委員 これは、特に大阪は中小企業の町ですから、今まで皆さん、間接金融から直接金融へと言ってこれたけれども、その町の資金調達の

上で、ここがどれだけ透明な市場であって、どれだけきちんとした機能を果たすかということとはやはり大事な問題だということに考えておりますから、徹底した特別調査を行い、その結果に基づいて、厳正な対応、もちろん検査等も皆さんの方の告発を受けて対応されるでしょうが、きちんとしたことをやってもらいたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○小坂委員長 次に、植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀です。

まず、法案にかかわっての質問の前に、竹中大臣に何点か、事実関係の確認と質問をさせていただきます。

ほとんどの新聞が載ってなくて、読売しか載ってないんですけれども、おとつ、二日の読売で、小さい記事なんです見落としがちなんで、こういう記事が出ていました。「竹中経済財政・金融相」似顔上「これはいいですね、似顔絵が書いてあるということ、一日、自民党本部で行われた同党若手議員との会合で、日本銀行の福井俊彦総裁について、「財政政策はぎりぎりまでやっている。」恐らく、この文面だと、主語は政府ということになるだろうと思うんですね。政府としては「財政政策はぎりぎりまでやっている。しかし、日銀は動いてくれない。細かいことはやっているが、大きな成果はまだ出してない。就任から半年(九月)で成果を出してほしい」と述べた。」とあります。「そのうえで、「マネーコントロールの最終責任は日銀にあるとして、新たな金融緩和策を求めた。」というふうにあります。」

「竹中氏が福井氏の政策を批判するのは初めて。」という記事が出ておりました。

当然、新聞記事ですから、事実を正確に伝えているかどうかということについてもやはり検証しなければならぬところはあるかと思えます。ある事実だけを引っ張り出しただけという場合も、恐らく、書かれた当事者からすればそういう

反論も出てくるかと思いますが、示唆したとか、そういう感じじゃなくて、ここは述べた。」というふうにあるんで、かなりこれは、その場で聞いておられた方から正確に聞いた話を記述されたのかなとも、この記事の内容を読む限りでは思いますので、まず、報道されているような発言の事実があったかどうか。

仮に、こうした話があったけれども、話の全体の脈絡ではそうじゃなかったんだというのであればそれでも結構です。まず、事実関係として、そういうことがあったのかということについて大臣の方から御発言いただけますか。

○竹中大臣 「竹中経財相が福井総裁を批判した」とい記事は、私も初めて見ました。

今御指摘のように、これはオープンな議論ではなくて、いろいろな、本音のディスカッションをしようということ、自民党の中で若手と議論をさせていたでいて、それをいろいろ聞きかじって、どうせだったら私に聞けばいいものを、私に何の取材もしないでこういう勝手な記事を書くところが日本の新聞の特徴だと思えますが、こういうことが書かれて私もびっくりしましたが、これは事実とかなり違っております。その経緯、きちっと御説明する方がいいと思います。

その中では、政府も日銀ももっとしっかりしろ、デフレ克服に政府も日銀ももっと頑張れという強いメッセージが出されました。それに関しては、政府も日銀ももっと頑張らなきゃいけないというふうにも思っております。それに関しては、福井総裁、就任して三カ月でありましたが、その間にアセット・バック・セキユリティーの話とか、いろいろやられて、さらに大きな枠組みの議論を今後されていくというふうになっている、そういう趣旨のことを私は申し上げたわけですから、そこをどうも少しおもしろくつなげて、こういう記事に仕上げていられるんではないかと、だからこそ一紙しか出ていないんだという

うふうに思いますが。もう一点、財政についてのお尋ねがありました。

財政に関しては、財政の赤字、プライマリーバランスを回復する。やはり十年程度でプライマリーバランスの回復を視野に入れなければいけない。そういう点からすると、もうぎりぎりのところまで来ている、そういう発言はさせていただきます。

繰り返になりますが、これは、クローズドで議論したことを、後からいろいろな人から聞いて、聞きかじって、つなげて書いていられるんではないかと、言葉じりをつなげたのか、それも不正確につなげて、かなり内容とは違ったものになっております。

○植田委員 今の話でいきますと、ここで括弧書きで書かれている部分のその端々は、そういう話もあったけれども、こうつなぐと趣旨とは違いますが、そういう話になるんでしょうか。

まず、「財政政策はぎりぎりまでやっている。」それに似たようなお話はされましたけれども、今の説明からいくと、政府の財政政策全般にかかわって、もう既にぎりぎりまでやっているという趣旨ではないよということなんです、まずその点は、もう手はないという趣旨ではないわけですね。広義と狭義に分けるならば、狭義の財政政策ということで述べたことは事実だけれども、こういうふうにかかわると、政府のやる財政政策全般にかかわって言ったかのようにとられるのはまず心外だということは、うなずいておられるんで、次に進みます。

ちなみに、「日銀は動いてくれない。細かいことはやっているが、大きな成果はまだ出してない。」というふうな竹中大臣は内心思っておられるのか否か。もし、おられるにせよおられないにせよ、では今やるべき日銀の大きな成果というものは、竹中大臣なりにはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○竹中大臣 これは速水総裁の時代から国会

でもいろいろ御質問を受けましたけれども、そのときの答えと変わっておりません。私としては、とにかく政府と日銀が協力して、マネーサプライがもっと高い率でふえるような状況をつくっていかねばいけないと思っております。それには政府の責任も日銀の努力もあると思っております。

しかし、その場合に、どのような金融の手段をとるか。これは手段選択の独立性という問題がありますので、それに関して日本銀行に、私はこういうふうにするべきかと思うということを申し上げるつもりはありません。

○植田委員 日本銀行に対して、どういう要望なり意見を竹中大臣が申し上げるか申し上げないか、それは御随意にやっていただければいい話ですけれども、私自身、私どもは珍しく、福井総裁の同意人事にはオーケーした方ですので、余り強いことを申し上げるのははばかられますが、少なくとも、個々の施策のよしあしはとりあえずおいておいたとしても、個々の施策については、私なりに日銀に対しては意見はありますが、総裁就任以来三カ月余りのところで、比較的迅速な、新たな施策を、対応をしているんじゃないのかなというふうに思っているわけです。

それがどういう形で成果が出てくるかわかりません。例えば、資産担保証券の買い入れ等々というふうな話を中小企業向けに考えるなどというのは、私は、知恵としてはわかりますけれども、そんなに効果があるのかどうかわかりませんが、私は、一定、そこはデフレ克服に向けた、それこそ日銀としてのぎりぎりの努力をしようという意思はやはり見てあげるべきだという立場に立ちます。

その場合、恐らく、この間いろいろなりとりを竹中大臣ともやらせていただきましたけれども、少なくとも、現在日銀がやっておられる金融政策では物足りないという印象は当然持っておられるだろうと思うんですよ。だから、大きな成果というときに、一貫して竹中大臣もお考えであっ

たように、日銀として、デフレからの脱却ということであれば、竹中大臣の立場からすれば、例えば物価安定の数値目標を設ける等々ということに踏み込んでもらえるということとってはるわけですね。

〔委員長退席、七条委員長代理着席〕

○竹中副大臣 私も、植田委員おっしゃったように、福井総裁はこの三カ月間非常に頑張っているいろいろなことを積極的になさってきたというふうな思っております。

その上で、今直接のお尋ねは、インフレ目標を掲げる方がよいかどうかというお尋ねでありますけれども、これも私の考えは以前からずっと申し上げておりますが、物価上昇率ゼロインフレ、ゼロインフレになるまで金融緩和を続けるということでもありますから、緩やかないわば物価目標のようなのを日銀は既に持っているというふうな思っております。

今さまざまな形で、どのような物価の参照値、インフレの参照値を設けるかどうかさらに踏み込んだ議論をなさっているというふうに承知をしております。これも金融政策の一つの手段、実現のためのプロセス、手段の話でありますから、そこはぜひとも日銀の独立性を発揮していただいて、先ほど申し上げましたように、政府と力を合わせて、マネーサプライがふえて、マネーサプライがふえる中で物価も緩やかなプラスになるというような状況を実現してほしいというふうな思っております。

○植田委員 ありがとうございます。意見として、この間のお話、承っております。その話は別途、また何かの機会でいろいろ御教示いただきたいと思っております。

さて、法案について、あとは提案者の方に幾つか伺っていきいたいと思うんですが、先日、六月二十七日の速記録も読ませていただいて、大体の法案の問題にかかわる論点にかかわっておさらいをさせていただければというふうに思っております。

まず、今回の立法事実にかかわる話といたしまして、当然その背景に、思ったように取得機構の実績が上がらないということがあつたわけですが、まさに、その要因をどう分析されたか、どう検証されたかということが今回の改正案の背景にある立法事実につながるんではないかと思っております。

六月二十七日の速記録、未定稿ですけれども、一応この速記録を参照しながら幾つか伺いたいのですが、六月二十七日の一番冒頭の生方先生の質問に提案者の熊代議員が、要するに改正案を出した最も大きな理由ということで、大きく三つおっしゃった。一つは、銀行の保有株式の市場への放出が株価の下げ圧力となっている見方がある、二点目、新BIS規制が二年延期されたということ、三点目、これは与党三党で銀行等取得機構の利用拡大を促すための機能拡大を図ることが決めたということでございます。

この二点目の新BIS規制という話は、これは理由としては理解します。ただ、今やらなくても別にいいわけですが、今どうしてもこれだけをやらなきゃならないということではありませんが、その点については理屈としては通っている。今出しても別に間違いないわけですね、際に出したって構へんわけですから、それはいい。

三点目の与党三党で云々という話は、これは与党でお決めたことになった任意のことですから、それは、さようでございますかということではないかというわけですね。

一点目、問題はこなんですから、正確に読み上げますと、「銀行の保有株式の市場への放出が株価の下げ圧力となっている見方がある」とおっしゃっています。「見方がある」だけで、その最後、後段に続くわけですが、「我々の問題意識からしまして、この法律と現在の状況を見まして、議員提案として出させていたわけでございます。」というのが熊代議員の御答弁でございますが、これだけで立法事実としての説明はやはりかなり乱暴ではないかと思うんですが、御見解はいかがですか。

○熊代議員 見方があると申し上げたのは、社会事象でございますから、何事もすべて確定はできない、しかし極めて有力なことであろうということとであります。

いずれにしても、八%規制の撤廃でございますけれども、当時法律を定めるときに、ティア1をオーバーしているのは十五兆円あるということとでございますから、これを、BIS規制が当初は二〇〇四年までということであつたわけでございますので、その間の二年七カ月、法律施行からの二年七カ月で十五兆円、東証全部で、今は大分下がっておりますので、ちょっとデータは古いかもしれませんが、二百四十兆ぐらいの株価総額でございますから、売ったり買ったりの十五兆円であればそれは大したことはいかぬけれども、ただただ売った十五兆円というのは大変なものであろう。

ですから、二年七カ月という極めて短い期間に十五兆円を一方的に売るもの、それはやはり株式市場を大変乱すから、これをこの機構でセーフティネットとして受けて、株式市場が乱れない通常の価格のところにどめたいということとございまして、BIS規制が、八%拠出すればオフバランスしない、そういう規則でございますから、どうしても、ここに売るよりも、オフバランスされて、BIS規制の八%を計算する上で、なにもとみなされるという道を選びたいということとを銀行さんの方でいろいろ工夫されたというふうに思いますが、それが売り圧力になってくるということと、かなり激しい株価の下落局面があつたということとでございますので、この八%というのはやはり削るべきだろう、そういうことで提案させていただきます。

○植田委員 そのところはまた後で伺いますが、実際、今そういうふうにおっしゃいましたけれども、銀行の保有株式の放出が株価の下げ圧力になる危険があつたとして、乱暴に言えば、じゃ、新BIS規制が延長された分それが回避される、そういう

見方だつて成り立つんじゃないですか。どうでしょう。成り立たないなら成り立たないと教えていただければ結構なんです。

○熊代議員 BIS規制に適合するためにということだけを申し上げたのは確かに私の説明不足でございます。株式の持ち合いがございまして、株式の持ち合いが正常なる株価といえますか株主に對する扱いというものを阻害している、そういう物の考え方もあつたということです。

ですから、BIS規制が強化されることに伴いまして、同時に株式の持ち合いというものを解消しよう、それが極めて短い期間になる。一挙に銀行の持ち株をゼロにするのは難しいでありまして、うけれども、ティア1までは持つていきましようということとでございますから、そういうことを一挙にやるということが株式の市場を乱すということとでございますので、それに対する対処をするということとであつたということです。

それは、二年七カ月という短い期間にBIS規制の強化に合わさなければならぬということとしたわけでございますけれども、これが二年延びたので、四年七カ月も決して長くはありませんけれども、それに合わせて二年延ばさせていただきました。

その一番の目的としました、市場に大量に株式が出ないということについては、八%というものが阻害要因であつたということを御説明申し上げましたが、その阻害要因を取り除かなければならないということが改正の趣旨だということとでございます。

○植田委員 結論部分だけおっしゃるのでひかかるんですが、あえて聞きませんが、そもそもの一昨年の政府の法律に瑕疵があつたから直したんじゃないくて、新たな状況が生まれたので適切に昨年も対応され、今回もそうした状況に適切に適切に対応する改正案だと思つていらっしゃると思いますが、そこは伺いませんが、竹中大臣は正直におっしゃつていたんですね。

二年の間にころころ変わるわけですね、政府の

が。だから、私がそれはその程度の生命力しか持たなかったんでしょと申し上げたところ、それについては否定されなかったんですね、竹中大臣は。そして、政府案の評価として、それを補う観点から、大所高所から与党の方で御議論いただいた、その結果がその改正案だと竹中大臣はおっしゃっていました。この竹中大臣の述べておられる大所高所というのは、提案者からすれば、まさに検証をしないままに、銀行保有株式の市場への放出が株価の下げ圧力となっているとする、言ってみれば仮説なんですか。提案者、いかがですか。

○上田(勇)議員 お答えいたします。

大所高所がどういう意味かということとはともかくといたしまして、先ほど熊代議員からもお話がありました、銀行が保有している株式を市場に売却することになれば、それは当然のこととして、それが大量になれば、市場の需要と供給のそれまでのバランス関係が崩れることによりまして、価格が想定されているものよりも低くなるということとは想定されるのではないかとこのように考えております。

それで、では、それがどのような形で検証できるのかということになれば、株式市場における株価というのはさまざまな要因で規定される部分がありますので、どれがどれだけのいうような結果を生んだということを定量的に申し上げることは難しいというふうに思っております。

○植田委員 定量的に示すことができないというふうにおっしゃるのは、それは何につけても仮説を立証するのは難しいと思いますけれども、銀行保有株式の市場への放出が株価の下げ圧力となっているということをおっしゃっているわけですか。しかし、その立証はできない、難しい。では、立証せぬまま、そういうことが言える判断根拠もないんだけれども、法案は出させてください、出しました、そういう素朴な理解をしていいわけですね。

○上田(勇)議員 私が申し上げましたのは、株式

市場における株価というのはいろいろな要因で決まっております。その一つの要因としては、そのときの市場における需要と供給の関係があるというふうにも思っておりますので、当然、銀行から大量の株式が売却されればそれは下げ圧力になるということとは、理論の上ではそういうふうにも考えられるんだというふうにも思っております。

ただ、それを、では、いろいろな要因がある中で、何%がどういふものによって寄与されたということはなかなか判定しにくいということをお願いいたします。

○植田委員 理論が正しいか間違っているか、私は間違っていると思いますよ、今の答弁。そのことは、私はここでもうあえて言いません。間違っているか間違っていないかは別にしても、少なくとも法案を出されたんですからね。

要するに、当然その立法事実として立証しなければならぬ今申し上げている話題が、立証されていないわけでしょう。正しいか間違っているかわからぬけれども、理論上はそうなるだろうとかとおっしゃいましたが、では、立証しなくてもこの法案は出せるというのは、これはもうあととは聞き直して、そういう政治判断をしたんだと言う以外はないという理解をしていいわけですか。もっと言うなら、立証する必要があるかと判断された理由は何ですか。

○熊代議員 我々が立証と申し上げているのは、例えばロケットの軌道であれば、こういう軌道を描くだろうという場合に、そういう理論計算をしまして、実際打ってみるとはばそのとおりだということとは可能でありますから、それほどの正確なことはなかなか難しい、社会科学の面では。

しかし、人間の世界でありますから、やはり、こういうときにはこういうふうには人は行動するだろうと。そういうことを思えば、八%でBIS規制上のオフバランスにならないとすれば売りづらいい、いろいろなところから売りたいというふうに思っただろう。実際に、一千二百億円しか買うことができなかった。

事実として、株価は大幅に下がったということでありまして、私どもとしては、極めてこの要因が大きいだろう、これに対しては対処しなければならぬということでございますので、蓋然性として立証されたことについて政治的判断をもって対処する、そういうことでございます。

○植田委員 おもしろい話ですね。

提案理由説明ではこう書いてあるんですね。「承知のように、平成十三年にこの法律が制定されましたが、その後も実体経済の停滞により、株価水準は低迷している状況にあります。」と。ここでいけば、要するに、法律が不備があったかかったかということではなしに、実体経済の停滞が株価水準を低迷させている、そういう事実認識に立っている文言ですね。ちなみにもう一度繰り返しますが、「状況にあります。」と、提案理由説明では断定されております。ここまでは提案者は断定されるわけです。

その次、「銀行等の保有株式の市場への売却が株価の下げ圧力となっている」という見方がある中で、「と、ここはちょっと自信なげに、断定されておられないわけですね。だから、立証できなかったわけでしょう。それで、何か今、熊代先生おっしゃったように、今度は蓋然性という怪しげな言葉が出てきましたけれども、要は、そういうもんやろうというぐらいいいじゃないですか。だから、そこは正直におっしゃっていただければいいんですよ。

ずっと後段にはいろいろと書いてあるんですね。「見方がある中で、今度は、新BIS規制の導入が延期される見込みという事実経過があつて、云々かんぬん」と言っていて、「関係者からは制度を利用しやすいものとして欲しいという要望が寄せられております。」というふうに書いてありまして、そして、「この法律案は、このような銀行等をめぐる情勢にかんがみ、所要の改正を行おう」と。端的に言えば、ここで関係者から利用しやすいものにしてほしいという要望があるんだ。関係者

いうたら、銀行ですわな、あと事業会社もあるかもしれないが。その人から利用しやすいものにしてほしいんですと言われたからつくった、そういうことに尽きるというふうには単純に理解をさせていた方がいいわけですね。

○熊代議員 以前にも申し上げましたけれども、関係者に要請されたからといって、それが国民経済上あるいは国民の福祉上必要な非常にいい要請であるということを確認しなければ、我々はしないわけでございます。関係者の要請よりも前に、客観情勢を見まして、経済の情勢を指摘したのは、例えば経済がブームでありまして、どんどん膨らんでいるというときにはこういう施策は全く必要でございませぬので、それは経済に任しておけばいいわけです。経済が縮小均衡ぎみのときに、これは大変問題であるという認識がありまして、なので、あわせて、関係者の要望、要請もあつた、それは国民経済上も必要なことであるので対応しなければならぬ、それが我々の判断でございます。

○植田委員 まあ、そういうふうにならぬことには、不純な動機で法律をつくりましたということをお白状してしまうことになりますので。

ただ、この間、今までの提案者とのやりとりではっきりしているのは、関係者からの要望があつたという事実と、それが関係者にとって使い勝手のいい法律を出したという事実があるわけですね。ただし、背景にかかわって立証はされていない。難しい、蓋然性という言葉以上のことは出てこない。この三つは事実ですよ。そうならば、いろいろな言葉を弄しても、関係者の要望と法律の内容がそのまま直線的に結びつくというのは、素直なこの法に対する理解だろうと私は思っています。

その上で、今度、ちょっと八%条項とかかわりについて、今の話も当然、直接つながるわけですから伺いたいんですが、これは永田先生の質問に対して、端的に言えば、八%条項、なぜ必要だと聞かれたところ、上田先生が、いろいろな検討

を加えさせていただいた結果、やはりこの売却時
拠出金がその障害になっているというようなこ
も考えられたことから撤廃するおっしゃったわ
けですけれども、その後、いろいろな検討、何
をしたんだというのがちよっと議事録を引っぱ返
して出てこないの、いろいろな検討とは、
どんなことを検討されたんでしょうか。具体的に
教えてください。

○上田(勇)議員 この売却時拠出金のあり方につ
いては、制度が導入されたときから、その拠出金
の是非といったことも、あるいはその額といっ
たことについて、さまざまな議論があったのは御承
知のとおりだというふうに思います。

今回、改正に当たりまして、この機構がこれま
で、少なくとも当初私が予想していたよりも、機
構に売却される株式の額が少ない。これは期待し
ていた機能が十分に発揮されていないというふう
に思われましたので、その理由はどのようなところ
にあるんだろかというように考えてきた
わけでございます。

それは、与党のプロジェクトチームの中でも、
そのことについてはさまざまな問題の提起がござ
いました。売却時拠出金がやはり売却に当たって
の負担になるんじゃないか、また、オフバランス
化の問題についても売却時拠出金が障害になって
いるんじゃないかという御指摘もありまし
た。また、では8%の拠出金をもっと少ないパー
センテージにすればいいんじゃないかというよう
な御意見もありましたし、さらに、この機構に当
初期待していた機能をしっかりと発揮してもら
うためには、その拠出金を撤廃するのが適当な
のではないかという議論もありました。

また、それに伴いまして、では機構がどうい
うな機能を発揮できるようになるかというよう
なことも、いろいろな意見の交換があったわけ
であります。そうしたいろいろな議論を経まして
今回のような結論に至ったところでございま
して、そこを、この間は、さまざまな意見とい
うことで表現をさせていただいたところでござい

す。

〔七条委員長代理退席、委員長着席〕

○植田委員 幾つか話をされましたけれども、い
ろいろな検討を加えたとはどんな検討ですかと聞
いて、さまざまな問題提起がありましたでは、そ
れはちょっとね。しかも、その問題提起の中に、
売却時拠出金がやはり障害になっているのと違
うやろかという提起がありました。私が伺ってい
るのは、売却時拠出金が障害になっているとい
うことを、ではどう検証したんですかというこ
とです。障害になっている確たる証拠をつか
んだのか。つかないわけではないわけですよ。
というのは、ここでもう一回繰り返しますよ、
議事録で。上田先生はこうおっしゃっています。

「いろいろな検討を加えさせていただいた結果、
やはりこの売却時拠出金が障害になっているとい
うようなことも考えられたことから、」とお
っしゃっていますから、自信があれば、ここは障害
になっていると判断いたしましたからとおっしゃ
るわけですが、要するに、この程度のことしか検
証できていない。だから、要は、こういう政策判
断をしたから、それ以上以下でもないというふう
に、それで後は通させてもらうよというふう
に受けておきます。だから、結局、検証してい
ないわけでしょう。もういいです。

次、引き続き伺いますが、実は、ここで、永田
先生が、その次の質問で、二兆円の枠の話にか
わって、こうおっしゃっています。「二兆円とい
うのは枠でありまして、要は、政策の効果とい
うのは、実際に買収した額ではなくて、金融機関
の経営の安定性を確保するためにこの政策を
したわけでありまして、どれぐらい金融機関の
経営体質が強化されたかということを検証する
ことが大切なんだ」とおっしゃっています。この
点について、実は、後段の上田議員の答弁が
ないんですよ。要は、金融機関の経営体質が
強化されたかどうかということ、どう検証され
ましたか。○上田(勇)議員 金融機関の経営
体質、それをこのことだけではかるというの
は非常に難しいんだ

ろうというふうに私も考えております。

一つその指標として考えられることは、この銀
行の株式保有制限の法律が導入される前に、銀行
が相当な持ち合いの株式を保有していたわけであ
りますけれども、この保有制限法が導入されてか
ら、市場への売却がほとんどございしますが、そ
の保有額については随分と少なくなってきた。こ
れは、銀行の経営基盤、経営の安定という意味か
らは、私はポジティブな動きであるというふう
にとらえておりますので、そういった意味では、こ
のスキーム全体から考えればそういうような効果
が上がってきているというふうに考えて、認識を
しております。

○植田委員 とすると、上田先生の話でいくと、
金融機関の経営体質の強化には貢献しているとい
うことを前提にしているわけですね。そういう前
提に立っておられる。その上で、しかし問題があ
るといふことで、市場の需給関係が悪化すること
が想定されたことからか、あと、こうした株式
の変動リスクが非常に悪い影響を与えることが想
定されるとか、そういう問題があったというわけ
ですね。しかし、これも想定外というわけでは
あくまで推測の域を出ません。しかも、その推測
を合理的に説明できるだけの根拠はやはりお示し
になっておられないんです。

私は、もう今さら根拠を示していないからけ
し上げますが、根拠は何一つそういうことにつ
いては示していないというふうに理解していいで
すかというだけ、御教示いただけますか。

○上田(勇)議員 銀行の経営体質の問題、ある
いは株式市場の動向、これにはさまざまな要因が
あるわけでございますので、その中の一つ一つの
要素について検証していないではないかという御
指摘だろうというふうに思います。

この法案で対処しているのは、いろいろな対策
のある中の部分でありまして、その部分につ
いて、ではその定量的な検証が行われているのか
という問いに対しては、少なくとも私は把握は

していないというふうにお答えせざるを得ませ
んけれども、ただ、今回のこの提案をさせていただ
いている背景については、いろいろな関係者の
方々、また有識者の方々からも、そうした要因が
相当な原因になっているということは指摘され
ているところでもございまして、そういったこと
について、今回、できるだけの対応をしようとい
うことで、この法案の提出をいたしているわけ
でございます。

今回の法案提出に当たって、では、その一つ
つの要因について、市場のモデル計算をして、そ
れがどれだけの寄与度があるのかというふうな
、そこまでの根拠を詰めているかといえ、そう
いうことについては、そこまではやっておりま
せん。

○植田委員 そこまでやらぬでも、それは法律を
出すのは自由ですけれども、当然こうした審議の
場の、言ってみれば私は批判というよりは教
を請うているわけですが、それに答えられるだけ
のデータはやはりそろえるのが当たり前の
です。というの、一つの仮説、それはどんな
仮説を立てられても結構です。そういう仮説を立
てられた、その仮説が現実と合致しているのか、
それが事実認識として妥当なのかということ
は、少なくともだれかがおっしゃった、こうお
っしゃったじゃなくて、一次資料に当たって検証
するのが実証主義の立場じゃないでしょうか。

私は、実は経済学なんてはつきり言って勉強し
たことがないんですが、日本史専攻におりまし
て、日本史専攻というのはまさにそうなんです
よ。仮説を一定立てる。その上で、一次史料に
当たって、その一次史料の、いわば史料批判とい
いますけれども、その史料をどう整合させるか
いうことでそれぞれの歴史事実についていくとい
うのが、基本的にはこれは実証主義的な歴史学
のスタンスですね。

同じことをせぬといかぬわけですよ、仮説を立
てた以上は。私たちは昔の史料を当たりますけ
れども、今現在のデータで、それで一定説得性があ

れば、それはそれで、学者じゃないんですから限界はあるかと思えますけれども、最初から、見方があるとか、想定されるところかということで、それで突っ込んで聞くとそこまでやっていませんじゃ、それはちょっとお粗末ではないかということだけ申し上げます。

それと、八%を撤廃する必要があるとされる客観情勢の変化として、熊代議員が答弁でこうおっしゃっているんです。大きく二点です。主たる目的が、税金に負担をかけないということが大きいんだけれども、株価が下がればその負担をかける確率は少なくなるとおっしゃっているんですね。二点目、これは五年延長の話につながるわけですが、機構が売れる期間を五年延ばせばそのリスクは低くなるとおっしゃっているんです。

まず一点目の、株価が下がればその負担をかける確率は少なくなると。そんなことをおっしゃっていたら困りますよ。今後、株価が現状と変わらぬということはないわけですから。しかも、恐らく、今の小泉構造改革というものが進めば、株価も上がり、景気もよくなるはずですから。この答弁からいけば、構造改革が成功をおさめて、どんどん株価も上がっていくば、国民負担となる確率は上昇するということになるんですけれども、そういう理解でいいんでしょうか。

○熊代議員 一つの企業の株式でありまして、その企業の業績が全然変わらない、ちゃんと同じように業績を上げていて、株価だけが違っている、そういうときに、高いときに買ったときに損をする確率と、それが低いときに買ったときに損をする確率という、それは低いときに買った方が、全く業績が変わらないのであれば、将来的に株価が上昇する可能性が高いだろう。

そういう意味で、現在の状況下では、例えば一割配当をずっと続けていて健全な企業の株であれば、反転する確率が高い。そういうことで、税金を使うリスクは少なくなるだろう、そういうふうな申し上げたわけでございます、一つの企業が同じような業績を上げている状況の中で、どの

瞬間に株を買うか、それは利益につながるのか損失につながるのかという、これも蓋然性を申し上げたわけでございます。

○植田委員 いずれにしても、国民負担のことに對して無自覚ではないよということで、機構が売れる期間を五年延ばせばリスクが低くなるとおっしゃったわけですね。ただ、もう私も切り上げたいと思っているので聞きませんが、この議事録を読む限り、五年延ばせばそのリスクを回避できるという、これもまた根拠は示されていないからということだけは指摘しておきたいと思えます。

ただ、この五年延長にかかわって、上田先生の方は、その時々々の情勢、市場等を勘案した上でできるだけ有利な条件で売却できるように、そうした選択肢を拡大するという意味から売却期間を延長したい、これを主たる理由として述べられたわけですが、これを上田先生の御答弁からは、五年延長について、国民負担のリスク回避についての言及はなかったわけですが、この五年延長の主たる目的というのは何なのか、もう一度整理してください。

○上田(勇)議員 今先生がおっしゃったことは極めて密接な関係があることだろうというふうに思えます。それは、できる限り有利な条件で、つまり高い価格で売却ができれば機構の損失が減るわけでありまして、あるいは益出しをすることも可能になります。国民負担が生じるというのは、株を購入した価格よりも売却した価格の方が値下がりをしてしまつてその差損が出た場合に、その差損がなおかつ当初の拠出金やこれまで拠出されている金額を上回った場合に国民負担になるということでありまして、できるだけそれが有利な条件になれば国民負担を回避することができわけでありまして、また、場合によっては余剰金も生じることがあり得る。

そういう意味では、五年を延長したことというのは、私が先日申し上げました、できるだけ有利な条件で売却できるようにするというのは、それは当然のことながら、国民負担を回避する、軽減

するという目的をも含めて申し上げたつもりでございます。

○植田委員 今のお話を伺っていますと、有利な条件で売れば国民負担が回避できる、何かそういうおっしゃり方をされていますね。そうなんですか。逆に、有利な条件で売れば売れるほど国民負担の確率が上昇する場面だってあるんじゃないですか。そういう場面は絶対ないわけですね。確信を持っておっしゃっていただければありがたいんですが。

○上田(勇)議員 御質問の趣旨がもう一つよくわかりませんが、国民負担が生じるケースというのは、機構が購入した価格、それと売却したときの価格によって差損が生じた場合、なおかつ、その累積が今まで会員銀行等が拠出している額を上回った場合に出てくるわけでありまして、有利な条件のもとで、つまり高い価格で市場に売却できれば、それによって国民負担は軽減できる、あるいは、購入したものよりも高い価格で売却することができれば、それは回避ができるということだろうというふうな思っております。

○植田委員 そこはわかっているんです。ちょっと聞き方がまずかったかもしれません。私が申し上げたいのは、要するに、八%を撤廃するんでしょ、だから、そこは制度の使い勝手論からだけ論じてもらっちゃ困るということなんです。そこに尽きるんです。

では、国民負担の回避、リスクの回避ということ、例えば、五年延長すると回避できるとおっしゃいますけれども、ここは蓋然性で言ってもらっちゃまずいわけですよ、もし五年延長でリスクが低くなるとおっしゃるんあれば、国民に対して、八%は撤廃するが、国民のリスクは生じませんよということをはっきり言えませんか。どうですか、言えますか。言えるだけの根拠や理由は説明できるかできないか。最後に伺います。だれでも結構です。

○上田(勇)議員 期間を延長するというのは、まさにリスクを軽減するということであります。

で、それは売却可能な期間が長ければ長いだけ有利な条件を見つけることも確率としては高くなるわけでありまして、そういう意味では、確率としてのリスクを軽減することができるということでありまして、今後の市場の価格の動向をあらかじめ予測することは困難であるというふうに思っております。

○植田委員 明快な御説明で、この法案が関係者からの要望でつくられたんだな、それだけが今回の立法動機だったんだなということだけ十分確認できました。

○小坂委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○小坂委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 私は、日本共産党を代表し、与党三党提案の銀行株式保有制限法に反対する討論を行います。

一昨年来の銀行株式取得機構の設立、買入れ対象の拡大について、我が党は一貫して反対してまいりました。それは、銀行株式取得機構による株式買い取りが、銀行の株式損失リスクを国民に肩がわりさせ、株価変動による自己資本比率低下を公的資金で支えるものだからであります。

本改正案は、政府が国民負担最小化の方策として位置づけていた売却時拠出金さえ廃止し、株式の損失を全面的に国民に負担させる仕組みとしております。事業会社保有の銀行株の買い取り上限の引き上げも、国民負担の拡大につながるものであります。

今回の改正案は、提案者が答弁で認めたように、銀行業界からの要請のみを受け入れてつくられたものであり、国民には一方的にリスクだけを押しつけるものであります。公的資金による大銀行支援強化策である本改正案は、到底認めることはできません。

機構設立の法案審議の際、政府は、国民負担を極力回避するため、一般勘定を買い取りの主体とする。こと、買い取り開始に運営委員会の議決を要することなど、諸方策をとったと説明してしました。しかし、機構発足後の実績は、一般勘定はわずかに一件、特別勘定は事実上開き放しという、政府の説明とは全く逆さまの実態になっている。

さらに、銀行株式保有制限が機構設立の理由であつたにもかかわらず、保有制限をクリアした銀行からも無制限に買い取ることが可能となつており、銀行側も活用を表明しています。

このような機構の野方図な実態は、一たん公的資金の道を開けば、銀行業界が安易に寄りかかり、歯どめのない銀行支援になることを示しています。今回の改正案は、このような銀行のモラルハザードに一層の拍車をかけるものであります。

政府・与党は、今回の改正案を株価対策だとしておりますが、公的資金による株価操作は、公正な市場の形成をゆがめ、株価対策として何の効果もありません。経済の実態を回復させることなしに、公的資金で株価を買い支える政策は、根本的に誤りであります。

以上の理由から、本法案には反対であるということを表示し、反対討論といたします。(拍手)

○小坂委員長 植田至紀君。

○植田委員 私、社会民主党・市民連合を代表して、本法案に反対する立場から討論を行います。

銀行等株式保有制限法は、その立法事由は、銀行のリスク管理の面から、銀行等の保有している株式等の保有を制限するとともに、その実施に伴い市場に集中的に放出されるであろう株式の円滑な処理を図るため、機構を設置したものであります。立法の趣旨があくまでも保有株式の制限にあることは、政府答弁からも明らかであります。

しかるに、本改正案は、法制定時には明確に否定した事業法人の保有株式の買い取りを一転して認めた、当初の立法趣旨をたがえた前回の改正

案、現行法の延長線上にあるばかりか、売却時拠出金を撤廃することで、銀行負担を国民負担に転嫁する仕掛けをつくつたものであり、二重の意味で、制定当初の趣旨をないがしろにしたものと言わざるを得ません。

以下、反対理由を申し述べます。

第一に、売却時拠出金の八％条項の撤廃についてであります。売却時拠出金というのは、国民負担最小化の方策として盛り込まれたものであります。しかし、改正法案のように、売却時拠出金を撤廃した場合には、機構が買い取つた株式から損失が生じたときには、国民負担で穴埋めされざるを得ない、これは否定できません。

また、法制定時において、当時の柳澤大臣は、国民負担につながる政府保証枠を担保した特別勘定は最後の手段と答弁しておりますが、改正案のように、売却時拠出金を撤廃するということは、債務超過が出た場合に、頼りになるのは、確実に国民負担につながる政府保証の枠だけとなつてしまつて、そもそもの法制定時の問題意識からも逸脱しています。

第二に、事業法人の保有している銀行株を取得できることを定めた現行法では、銀行に売却時拠出金を求めるかわりに、事業法人から買い取る場合には、株式の買い取り価額について、二分の一の範囲内として、公共性の高い銀行と一般事業法人の関係について差異を設けています。

しかし、改正法案のように、銀行に八％の拠出金を求めないことになると、銀行と事業法人の差異がなくなつてしまひ、前回改正法案提出の際の趣旨説明と異なることとなつてしまひます。しかし、その点について、提出者からは何ら説得力ある答弁は得られませんでした。

第三に、取得機構の存続延長についてであります。機構はまだ、設立、事業開始からおよそ一年半しかたつておりません。改正法案によれば、五年間と二カ月の延長ということですが、その理由について、リスクの分散以外には説明はなく、到底納得できるものではありません。そもそも、

取得機構の存続期間の延長と拠出金の廃止や買い取り価額制限の緩和というものは、本来、次元の異なるものであります。

第四に、株式を売却する側にとつても、株価動向を見ながらできるだけ市場への売却を考えるのが合理的であり、実際、この間の状況を見れば、市場への売却も伸びています。

機構による事業法人の保有している銀行株買い取りについては、事業開始からほぼ一年たった今日に至つてもほとんど実績がない中で、拠出金の廃止や価額制限の緩和を行つたぐらいで、飛躍的に実績が伸びることもないでしょう。マーケットの評判も芳しくなく、銀行等も積極的に活用するとは考えられず、本来であれば、取得機構の役割は終わったものであると認識すべきが至当ではないかと考えるものです。

以上の理由により、本改正法案には反対いたします。

○小坂委員長 これにて討論は終局いたしました。

○小坂委員長 これより採決に入ります。銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○小坂委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○小坂委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時四十六分散会

平成十五年七月十四日印刷

平成十五年七月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B